

平成21年各会計定例監査
(平成20年度執行分)報告書

東京都監査委員

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定により、平成21年各会計定例監査（平成20年度執行分）の結果に関する報告を次のとおり提出する。

なお、監査結果の決定については、こいそ明前監査委員及び名取憲彦前監査委員が関与し、相川博監査委員及び三原將嗣監査委員は関与していない。

平成21年9月9日

東京都監査委員	相川博
同	三原將嗣
同	三栖賢治
同	筆谷勇
同	金子庸子

目 次

第1 監査の概要	1
第2 監査の結果(各局別)	17
知事本局	19
青少年・治安対策本部	20
東京オリンピック・パラリンピック招致本部	21
総務局	22
財務局	24
主税局	29
生活文化スポーツ局	33
都市整備局	35
環境局	50
福祉保健局	52
病院経営本部	61
産業労働局	70
中央卸売市場	78
建設局	82
港湾局	97
会計管理局	104
東京消防庁	106
交通局	108
水道局	113
下水道局	127
教育庁	144
警視庁	171
選挙管理委員会事務局	173
人事委員会事務局	174
監査事務局	175
労働委員会事務局	176
収用委員会事務局	177
議会局	178

第1 監査の概要

1 監査の目的

定例監査は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項及び第4項に基づき、都の事務や事業が、法令等に則って適正に行われているか、経済性、効率性、有効性は確保されているかなどについて実施する監査である。

2 監査期間

平成21年1月16日（金）から同年8月28日（金）まで

3 監査対象局

監査対象局は、知事部局、公営企業局、行政委員会事務局等の全28局であり、監査実施状況は表1のとおりである。

（表1）監査実施状況

区分	監査対象箇所数	監査実施箇所数	実施率
本庁	137部	137部	100%
事業所	781所	347所	44%
計	918	484	53%

4 監査対象範囲

平成20年度の各局における予算の執行、財産の管理等を対象に実施した。

重点監査事項として「消耗品等の購入契約」について関係人調査を行うとともに、監査委員が直接、各局の幹部職員と事業環境や運営方針について質疑を行い、局の状況を確認する「トップインタビュー」を実施した。

また、平成20年度東京都財務諸表について、東京都会計基準に準拠して作成されているかを検証した。

5 監査の観点

合規性の観点はもとより、経済性、効率性、有効性の観点にも留意して監査を行った。

- ・ 合規性の観点 … 法令等に従って行われているか
- ・ 経済性の観点 … ムダな経費をかけていないか
- ・ 効率性の観点 … より成果のあがる方法はないか
- ・ 有効性の観点 … 目的にかなっているか

6 監査結果の概要

(1) 総括

今回の監査の結果、事務処理を是正・改善すべきものが認められたので、表2のとおり、17局に対し、102件の指摘及び10件の意見・要望を行った。詳細は「第2 監査の結果（各局別）」のとおりである。

上記指摘事項及び意見・要望事項を除き、平成20年度の都の事務や事業は、適切に実施されていた。

(表2) 局別指摘事項等一覧

(単位：件)

	指 摘 事 項			計	意見・要望 事項	掲 載 ページ
	歳 入 (収入)	歳 出 (支出)	その他			
財 務 局	3			3		24
主 税 局	2	1 (1)		3 (1)		29
生活文化スポーツ局		2 (1)		2 (1)		33
都市整備局		3	3	6	3	35
環 境 局			1	1		50
福祉保健局		5	1	6		52
病院経営本部	2	3 (1)	1	6 (1)		61
産業労働局		3 (1)	1	4 (1)	1	70
中央卸売市場	2	2 (1)		4 (1)		78
建 設 局	3	5		8	3	82
港 湾 局	1	1	1	3	1	97
東京消防庁		1		1		106
交 通 局	1	1	2	4		108
水 道 局	6	3		9	1	113
下 水 道 局	7	8 (1)	1	16 (1)	1	127
教 育 庁	6	19		25		144
人事委員会事務局		1		1		174
合 計	33	58 (6)	11	102 (6)	10	

(注) 1 指摘事項 … 是正・改善を求めるもの

意見・要望事項 … 改善について検討を求めるもの

2 () 書きは、重点監査事項に係るものであり、内数である。

(2) 主な指摘事項（要旨）

指摘事項

- 物品購入に係る契約手続きを適正に行うべきもの

[主税局] <重点監査事項> (p. 32)

北都税事務所では、事業者に物品を納入させた後に契約関係の書類を作成し、代金を支払っていた。

[合規性]

- 特定調達契約に係る手続を適正に行うべきもの

[生活文化スポーツ局] (p. 34)

局は、12件の都政広報番組制作・放送委託契約を締結しているが、これらの契約案件は世界貿易機関（WTO）の枠組み下で運用される「政府調達に関する協定」の適用を受ける「特定調達契約」であり、契約の相手方を決定したときは東京都公報に登載して公示しなければならない。

しかし、締結された案件を東京都公報に登載していなかった。

[合規性]

- 補修工事等の契約を適正に行うべきもの

[都市整備局] (p. 38)

第一区画整理事務所では、庁舎の維持管理に伴う補修工事契約について、正規の手続きを行わないまま工事を実施させ、事後に契約を行っていた。

[合規性]

- 建物管理委託における清掃対象床面積を適正に算出すべきもの

[福祉保健局] (p. 55)

心身障害者福祉センターは、建物管理委託契約により庁舎の清掃を行っているが、庁舎各階のエレベーター室の床部分を清掃対象として、清掃対象床面積を積算している。

このため、積算額18万余円が過大なものとなっていた。

[合規性]

○ 物品購入に係る契約手続を適正に行うべきもの

[病院経営本部] <重点監査事項> (p. 64)

物品の購入について、以下のとおり適正でない状況が認められた。

- ① サービス推進部は、事業者に物品を納品させた後まとめて契約関係の書類を作成し、一括して代金を支払っていた。
- ② 広尾病院は、事業者に物品を納品させた後、まとめて契約関係の書類を作成し、一括して代金を支払っていた。
- ③ 墨東病院は、平成20年9月11日から同月30日の間に物品185個を納品させているにもかかわらず、平成20年9月9日に一括納品したとして、検査を合格としていた。
- ④ 府中病院は、事業者に物品を納品させた後、まとめて契約関係の書類を作成し、一括して代金を支払っていた。
- ⑤ 八王子小児病院は、事業者に物品を納品させた後、まとめて契約関係の書類を作成し、一括して代金を支払っていた。

[合規性]

○ 不適正な契約手続に対する厳密な防止策を構築すべきもの

[産業労働局] <重点監査事項> (p. 71)

局の物品購入契約について、以下のような不適正な事例が見受けられた。

- ア 農林水産部では、事業者に物品を納入させた後に契約関係の書類を作成し、一括して代金を支払っていた。
- イ 雇用就業部では、事業者に物品を納入させた後に契約関係の書類を作成し、一括して代金を支払っていた。

[合規性]

○ 物品購入に係る契約手続を適正に行うべきもの

[中央卸売市場] <重点監査事項> (p. 80)

- ア 管理部は、事業者に物品を納入させた後に契約関係の書類を作成し、代金を支払っていた。
- イ 大田市場は、事業者に物品を納入させた後に契約関係の書類を作成し、代金を支払っていた。

[合規性]

○ 所内の連絡調整を十分に行い、適切な事業用地管理を行うべきもの

[建設局] (p. 90)

北多摩南部建設事務所は、事業用地管理施設設置工事により、武蔵野市中町の事業用地に、平成19年度に設置したパイプ柵13個を撤去し、新たにガードパイプを設置している。

これは、用地を取得するにあたり、売主と用地課の協議により、都が買収した事業用地を売主の自動車が通行できるよう整備することとなっていたが、所内の連絡調整が不十分のまま、工事課が事業用地にパイプ柵を設置したことにより、自動車の通行ができなくなったため、売主の要望により撤去したものである。

この結果、平成19年度工事におけるガードパイプの設置費用41万8,964円と今回の工事のうち撤去に要した7万8,085円の計49万7,049円が不経済支出となっていた。

[経済性]

○ 適切な車両清掃が行われるよう実施方法を見直すべきもの

[交通局] (p. 110)

自動車部は、乗合自動車の車内清掃について「旅客自動車車両清掃委託」契約を締結しているが、車両清掃の実施状況を見たところ、1車両当たりの各月の清掃実施回数が、0回から4回と大きく差が生じている事例が認められた。

これは、委託業者に清掃を指示した車両が、営業運行中などにより清掃できないため、全体の1割程度しか指示通りに清掃が行われておらず、残りは委託業者の判断により任意の車両を清掃していることなどによるものであった。

[有効性]

○ 未収金の収納に向けて適正な事務処理を行うべきもの

[水道局] (p. 121)

経理部では、水道メーター買入れ契約に係る損害賠償金について、東京簡易裁判所による調停成立に伴い、Tに対して、損害賠償金(316万4,700円)の調定を行い、支払いは36回の分割払いとした。

この損害賠償金の納入状況について見たところ、監査日(平成21.2.18)現在、21回目(納期限:平成20.3.31)から未納状態(残金:141万3,264円)が続いていることが認められた。

調停調書の調停条項によれば、「分割金の支払を2回以上怠ったときは、申立人は当然に期限の利益を失い、債務金額の残金に遅延損害金を附加して支払う。」こととなっており、期限の到来した残金の回収について、督促等を行っていなかった。

[合規性]

○ パソコン機器の再リース契約を適切に行うべきもの

[下水道局] (p. 136)

総務部では、業務用パソコン機器について、平成20年度に6ヶ月間の再リース契約（特命随意契約）を締結している。

再リース契約金額のうち、保守料について見たところ、当初リース契約の保守料の10倍以上の額となっていることが認められた。

総務局の「IT経費適正化マニュアル」（下水道局も準用している。）によれば、パソコン再リースの保守料の積算については、当初リース時から5年間は同額程度であることを原則としており、当初のリース契約期間が3～4年であった契約の再リースにおいて、保守料が10倍以上となっていた。

[経済性]

○ 商業高校ネットワークシステムを効率的に構築すべきもの

[教育庁] (p. 161)

都立学校教育部は、商業教育用ソフトウェアを商業高等学校9校で共有することを目的として、商業高校ネットワークシステムを平成20年5月に整備している。

本来、共有すべき商業教育用ソフトウェアを選定した上で、ネットワークを整備する必要があるが、部は、監査日（平成21.6.12）現在、ソフトウェアを決定しておらず、共有を行っていない。

この結果、ネットワークのうちソフトウェアの共有に要する費用について試算すると、平成20年度においては年間約952万円が、また、平成21年度においては1月当たり約67万円が、それぞれ不経済支出となっていた。

[経済性]

意見・要望事項

- 単価契約工事等にかかる見積合わせについて経済性の高い方法を検討すべきもの

[都市整備局] (p. 42) [建設局] (p. 95) [港湾局] (p. 102)

都市整備局、建設局及び港湾局では、以下の単価契約において工種別の使用頻度を考慮することなく、全ての工種の単価の単純合計額で見積合わせを行っている。

しかしながら、より経済性の高い契約を締結するためには、関係局において連携の上、使用頻度を考慮した見積合わせの方法を検討する必要がある。

意見・要望の対象とした契約

局名	契約内容
都市整備局	多摩ニュータウン整備事務所における測量調査委託
建設局	北多摩北部建設事務所における河川事業用地草刈委託
港湾局	東京港管理事務所における海の森公園植栽地管理委託

(3) 重点監査事項「消耗品等の購入契約について」

ア 監査の観点

平成20年に会計検査院が実施した検査において、12道府県で国庫補助金に係る公金の「預け」等の不適正経理が発覚した。この結果を受けて、当局においても平成20年に随時監査を実施し、3局について、平成18年度及び平成19年度の一般需用費の執行に当たり「預け」等を行っていないかなどを検証した。検証に当たり、消耗品等の購入契約15件について関係人調査を実施（事業者の事務所に出向いて帳簿を確認）したところ、2件について不適正処理（一括払い、前年度納入、差替え）が認められた。

こうした状況を踏まえ、全局を対象に「消耗品等の購入契約」について、重点的に監査を行うこととした。また、監査の実施に当たっては、物品納入業者に対し、地方自治法第199条第8項に基づく調査を実施した。

イ 監査対象及び監査実施数

全ての局について、各局の本庁各部及び二級事業所を対象とし、都立高校については、集合監査の会場校に限って対象とした。

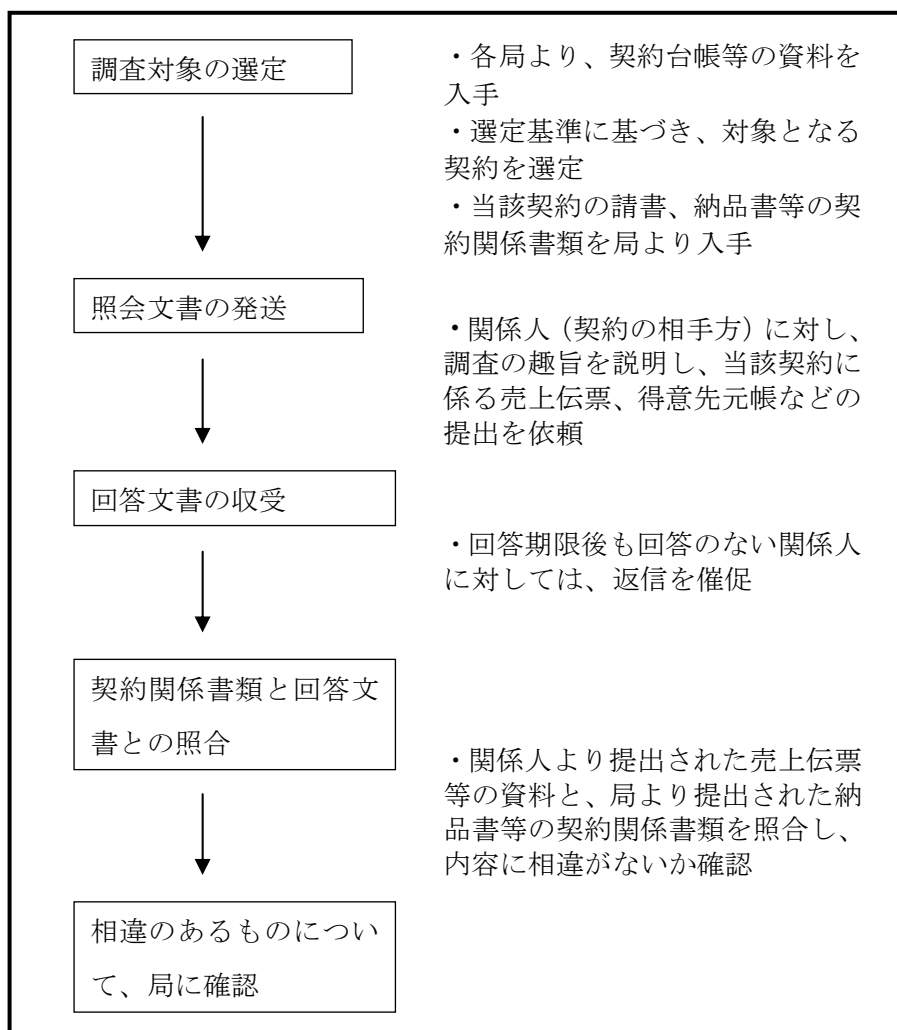
実施状況は表1のとおりであり、「消耗品等の購入契約」のうち、競争入札や単価契約による契約を除いた1万3,612件、76億7,351万余円の中から、契約金額や購入品目数を勘案して、対象部署ごとに1件、合計284件、1億6,941万余円を抽出して監査を実施した。

(表1) 監査対象部所における重点監査対象契約と監査実施実績

	重点監査対象契約 A	うち監査実施	
		対象 B	割合 (B/A)
件数	13,612	284	2.1%
契約金額 (千円)	7,673,517	169,410	2.2%

ウ 関係人調査の概要

今回の関係人調査は、概ね次のような手続により行った。



関係人に照会を行った284件のうち、有効回答は269件であった。15件の契約については、

- ・契約の履行は適正に行っており、調査の対象となる不正はない。
- ・社員の数が少なく、調査に協力するだけの労力は割けない。

などの理由により、求めた資料は提出されなかった。

エ 着眼点

監査の実施に当たっては、いわゆる「預け」「一括払い」「前年度納入」「差し替え」等の不適正な経理が行われていないかということに着眼点とした。

オ 監査の結果

監査の結果は、表2「重点監査事項指摘一覧」のとおりであり、6局に対し、合計で13件の契約について指摘を行った。

(表2) 重点監査事項指摘一覧

対象局	指摘した 契約件数	掲 載 ページ
主税局	1	32
生活文化スポーツ局	1	34
病院経営本部	5	64
産業労働局	2	71
中央卸売市場	2	80
下水道局	2	134
合 計	13	

指摘事項の主な事例は、次のとおりである。(詳細は、「第2 監査の結果(各局別)」に記載。)

- ① 正規の契約手続きを行わず、随時に事業者に物品を納入させ、後日それらをまとめて契約関係の書類を作成し、一括して代金を支払った(「一括払い」)。
- ② 履行期限後の納品があるにもかかわらず、検査を合格とした。

なお、「一括払い」を指摘された「消耗品等の購入契約」の一部について、契約を見積り合せで行っている例が認められたが、これらは契約手続における見積り合せの本来の趣旨を損なう不適正な契約事務処理である。

このような事務処理が継続して行われることは、特定の業者との癒着が生じ、事故につながる恐れがあるのみならず、ひいては都政に対する都民の信頼を失う結果となりかねない。

各局においては、契約事務処理の手続について、改めて確認するとともに、チェック体制の強化や会計・契約事務に関する研修の定期的な実施等、適切な対策を講じる必要がある。

(4) トップインタビュー

監査委員が各局の事業環境、事業運営に対するトップの認識等を確認するため、定例監査の中で局長等と面談し、質疑を行った。

インタビューの内容については、P. 17以降の局別の項において記載している。

(5) 東京都財務諸表等の監査

ア 監査の目的

平成20年度東京都財務諸表（貸借対照表、行政コスト計算書、キャッシュ・フロー計算書、正味財産変動計算書及び附属明細書）が、東京都会計基準に準拠しているかを検証することを目的として実施した。

なお、財務諸表の信頼性を担保するには、財務諸表から勘定科目の個々の内訳に至るまで検証できる仕組みが構築されていなければならないことから、昨年度に引き続き今回の監査でも、東京都財務諸表の記録の補助となる諸帳簿について、併せて検証することとした。

イ 監査対象及び期間

(ア) 東京都財務諸表（一般会計及び特別会計（17会計））

東京都財務諸表の基となる「局別会計別財務諸表」について、各局に対して監査を行った後、東京都財務諸表について、会計管理局に対し監査を実施した。

① 局別会計別財務諸表

平成21年8月5日から同月7日まで

② 東京都財務諸表

平成21年8月25日

(イ) 帳簿組織

貸借対照表の資産及び負債の残高（注）について、期中の定例監査において、直近（平成19年度）の東京都財務諸表をもとに、一般会計又は特別会計を有する25局のうち、以下の21局に対して調査を実施した。

知事本局、青少年・治安対策本部、東京オリンピック・パラリンピック招致本部、総務局、財務局、主税局、生活文化スポーツ局、都市整備局、環境局、福祉保健局、産業労働局、中央卸売市場、建設局、港湾局、会計管理局、東京消防庁、教育庁、警視庁、選挙管理委員会事務局、労働委員会事務局、収用委員会事務局

（注）貸借対照表の資産及び負債（期末ストック）の残高を調査対象としたのは、行政コスト計算書、キャッシュ・フロー計算書、正味財産変動計算書（期中フロー）の残高については、従来の歳入・歳出決算の枠組みで個々の取引に至るまでの追跡可能性が概ね確保されているものと考えられることによる。なお、東京都財務諸表の記録の補助となる帳簿については、電算システム、表計算ソフト又は手書きによるものなど、様々なものが見受けられた。

ウ 監査の方法

(ア) 東京都財務諸表

財務諸表と歳入歳出決算とが整合しているか、引当金の計上等の決算整理事項は適正であるかを確認するとともに、複式仕訳や資産等の増減に係る会計処理などが適正に行われているかを抽出により確認した。

(イ) 帳簿組織

貸借対照表の各勘定科目について、残高内訳等の記録（台帳など）が具備されているか確認し、個々の内訳に至るまで追跡可能かを検証した。

エ 監査の結果

(ア) 東京都財務諸表

監査の対象とした財務諸表については、東京都会計基準に概ね準拠して作成されているものと認められた。

財務諸表の作成は、平成18年度に導入され今回で3回目となった。導入にあたって、最も困難な作業のひとつであったのは開始貸借対照表の作成であり、従前の官庁会計とは大きく異なる考え方に立ち、全庁を挙げての取組みで作成されたものである。

それ以降も各局においては、資産に係る計数の精度の向上に努めており、その結果、平成19年度及び平成20年度において、過年度損益修正を計上している。局によっては、財産及び物品に関する一斉点検を実施するなど精力的に取り組んでいる実例も見られる。ただし、各局別に見ると、その取組み状況には濃淡があり、一部の局については、固定資産の計上に係る事務処理において、本庁と各事業所、経理担当者と財産管理担当者との組織的な連携が十分でないなどの状況が見受けられた。

会計管理局及び財務局は、今後とも新公会計制度の定着に向けて、各局に対して適切に指導を行うとともに、各局においては財務諸表に係る計数の精度向上に向けて、必要な取組みを継続する必要がある。

(イ) 帳簿組織

今回調査した範囲では、貸借対照表の各勘定科目の残高は、各局独自の帳簿を通して、個々の内訳に至るまでの追跡可能性が確保されているものと認められた。

オ 今後の検討が望まれる事項

各局において、独自の電算システムにより債権等の台帳を管理している場合に、以下のような内部統制上の課題が認められた。

(ア) 債権等の期末残高の集計について

一部の電算システムについて、個々の債権等の残高を速やかに合算集計する機能を欠くものが認められた。

(イ) 収入未済（延滞債権）の期末残高の把握について

収入未済の財務会計システム期末残高と各台帳の残高とを突合して、整合性を確かめるには、

- 前年度発生分の債権に係る出納整理期間（4月～5月）中の回収額、又は
- 出納整理期間終了日現在の台帳上の収入未済残高のうち、新年度（4月～5月）になってから発生した部分

を別途把握して調整を行う必要があるが、一部の電算システムについて、当該調整機能を欠くものが見受けられた。

上記（ア）又は（イ）に関しては、各局において、プログラムに所要の改善を施すなど、期末残高の効率的な集計・調整を可能とする措置を取ることが望ましい。

(ウ) 統制手続の確実な履行について

収入未済の電算システムの計数について、決算時に調整の必要のあるものが認められた。

このような調整を避けるため、独自の電算システムにより債権等の台帳を管理している局は、以下の手続を確実に履行することが必要である。

- 期末の決算資料提出時、又は、半年毎の債権増減異動通知書提出時などに、各電算システムと財務会計システムとの帳票突合を実施して、証拠となる帳票を記録・保存する。
- 期中の自己点検（内部監査）において、各電算システムと財務会計システムとの間の残高の一致を確認する。

(エ) 収入未済（延滞債権）の年齢管理について

収入未済の台帳を管理する電算システムについて、収入未済を納入期限別に管理する機能（年齢管理機能）を欠くものが見受けられた。

収入未済に関しては、以下の理由により、滞納期間に関する管理が重要となる。

- 公債権は、時効起算点から5年が経過すると消滅する。
- 昨年7月より施行された東京都債権管理条例(平成20年東京都条例第25号)では、私債権の放棄(不納欠損処分)を認める要件の1つとして「時効期間の経過」を定めている。

今後、各局において債権管理に係るシステムの新規導入や改善を行う際には、納入期限後の管理を適切に行えるよう、年齢管理等の所要の機能を導入することが望ましい。

債権等の管理については、本来、業務の経済性、効率性及び有効性の観点から、全庁的な取り組みにおいて最適な手続を確立して行くことが望ましいが、現状では、電算システムの連携・収斂を含め、解決に時間を要する課題が多く、全庁的な見直しに至るまでには一定の期間を要するものと考えられる。

従って、各局は、業務の最適化の視点を踏まえながら、今後とも債権、収入未済に係る計数の精度及び回収業務の向上に向け、必要な取組みを継続する必要がある。

第2 監査の結果（局別）

知 事 本 局

第 1 監査の範囲

1 監査対象事務

平成 20 年度の知事本局における予算の執行、財産の管理等について地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 1 項、第 2 項及び第 4 項に基づく定例監査を実施した。

2 実地監査場所

(1) 本 庁 総務部、地方分権推進室、外務部、基地対策室、政策部、計画調整部

3 実地監査期間

平成 21 年 6 月 18 日及び 19 日

第 2 監査の結果

1 トップインタビュー

局の課題に対する認識や運営方針等について、監査委員が知事本局長に対し、インタビューを行った。次はその概要である。

ア 知事本局の役割について

局は知事のトップマネジメントを補佐する局であり、都の施策や事業に関する全庁的な調整機能を担っている。オリンピック・パラリンピック招致をはじめとする、知事の政策実現に向けて、知事の行動をサポートするとともに、各局との調整を行い、組織の枠組みを超えた総合的な力を発揮できるようにしていきたい。

イ 「10年後の東京」について

「10年後の東京」で描き出した近未来図を目標に、東京の都市機能と魅力を向上させるため、各種の施策を展開している。昨年改定した『「10年後の東京」への実行プログラム 2009』に沿って、時代を切り拓く新たな施策を展開している。実行プログラムには 44 施策が盛り込まれているが、緊急度や重要度を勘案しながら、効果的に事業を推進していく。

ウ 監査指摘をきっかけにした業務の改善について

監査において問題点を指摘された場合は、その問題点について原因を究明し、根本的な問題解決を図っていくことが大切であると考えている。そのことが、組織全体の改善と活性化につながっていく。

2 指摘事項

特に指摘する事項はない。

青少年・治安対策本部

第1 監査の範囲

1 監査対象事務

平成20年度の青少年・治安対策本部における予算の執行、財産の管理等について地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第1項、第2項及び第4項に基づく定例監査を実施した。

2 実地監査場所

(1) 本 庁 総合対策部

3 実地監査期間

平成21年6月18日及び19日

第2 監査の結果

1 トップインタビュー

本部の課題に対する認識や運営方針等について、監査委員が青少年・治安対策本部長に対し、インタビューを行った。次はその概要である。

ア 青少年の健全育成に向けた総合対策について

子どもや若者が健やかに暮らせる首都東京の実現に向けて、関係各局や警視庁、国の機関などと連携して、青少年施策を総合的に実施している。最近では未成年者を対象とした事業だけでなく、ひきこもり対策や若年者総合相談の実施など、広く若年者全体を対象とした新規事業に積極的に取り組んでいる。

イ 都民の安全確保対策について

世界一安心で安全な首都東京の実現に向けて、治安対策や交通安全対策を推進している。特に、振り込め詐欺対策では、金融機関や携帯電話会社等とともに官民緊急対策会議を開催して対応策を実施するとともに、警視庁や区市町村等との連携を強化して高齢者への注意喚起や啓発に力を入れた結果、昨年後半から今年にかけて減少傾向が続くなど、大きな成果が出ている。

ウ 職員の人材育成方針について

青少年の健全育成や都民の安全確保には、多くの行政機関等が関わっており、本部の業務は、緊急対策や関係機関との連携・協働が中心となっている。そのため人材育成にも力を入れており、本部内外の講師を活用して毎月実施する幹部職員研修や、若手職員が調査研究を行って報告する課題報告会など、特色のある独自研修を実施している。

2 指摘事項

特に指摘する事項はない。

東京オリンピック・パラリンピック招致本部

第1 監査の範囲

1 監査対象事務

平成20年度の東京オリンピック・パラリンピック招致本部における予算の執行、財産の管理等について地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項及び第4項に基づく定例監査を実施した。

2 実地監査場所

(1) 本 庁 企画部、招致推進部

3 実地監査期間

平成21年6月8日及び9日

第2 監査の結果

1 トップインタビュー

本部の課題に対する認識や運営方針等について、監査委員が東京オリンピック・パラリンピック招致本部長に対し、インタビューを行った。次はその概要である。

ア 東京オリンピック・パラリンピック競技大会の招致について

2016年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の招致については、本年2月に立候補ファイルをIOCに提出し、4月には評価委員会のメンバーが来日した。6月のIOC委員へのプレゼンテーション（ローザンヌ）など、10月のIOC総会（コペンハーゲン）での開催都市決定へ向けて、今後は招致活動の重点が海外へ移っていく。

イ 招致推進活動経費について

国内立候補都市決定後の平成18年9月から、平成21年10月の開催都市決定までの約3年間に要する経費については、総額で150億円（本部100億円、東京オリンピック・パラリンピック招致委員会50億円）と算定している。本部が招致委員会に対して25億円の補助を実施するため、実施規模としては、本部実施分が75億円、招致委員会実施分が75億円を予定しており、適正な執行を心がけている。

ウ 東京オリンピック・パラリンピック招致委員会について

オリンピック・パラリンピックの招致活動については、行政と民間が一体となって取り組む必要があり、平成19年2月に招致委員会が設立された。今後、IOC総会において開催都市が決定されるまでの間、招致委員会は、招致活動を推進する中心的な組織として、国際的な招致活動や、全国における広報啓発事業などを推進していく。

2 指摘事項

特に指摘する事項はない。

総 務 局

第1 監査の範囲

1 監査対象事務

平成20年度の総務局における予算の執行、財産の管理等について地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項及び第4項に基づく定例監査を実施した。

2 実地監査場所

(1) 本 庁 総務部、行政改革推進部、情報システム部、首都大学支援部、人事部、行政監察室、行政部、総合防災部、統計部、人権部、国体・障害者スポーツ大会推進部

(2) 事 業 所 公文書館、職員研修所、三宅支庁、小笠原支庁

3 実地監査期間

平成21年5月18日から同月28日まで

（ただし、三宅支庁は平成21年5月19日、小笠原支庁は、平成21年4月23日）

平成21年6月22日

第2 監査の結果

1 トップインタビュー

局の課題に対する認識や運営方針等について、監査委員が総務局長に対し、インタビューを行った。次はその概要である。

ア 都政の運営と総務局の役割について

人事や行政改革、IT化推進、条例の立案などの都庁の内部管理と事務の統一的処理を行うための事務、防災や危機管理などの庁内各局にわたる事業の連絡調整事務、区市町村の行財政運営に関する助言・連絡調整事務などを通じて、都政の運営を支えていくことを主な任務としている。今後とも、総合調整機能を十分に発揮し、各局の事業運営を積極的に支援していく。

イ 首都公務員にふさわしい人材育成の強化について

人材の育成に関する取組みとして、研修の実施体制や内容の見直し、自己啓発支援の充実を図っている。このほか、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた各種取組の拡充、職責や業績に基づく処遇の徹底などを含め、総合的な視点に立った人事管理を進めることで、首都公務員にふさわしい人材の育成を一層強化する。

ウ 国民体育大会・全国障害者スポーツ大会の開催について

平成25年に開催する国民体育大会（東京国体）及び全国障害者スポーツ大会の準備を進めている。東京国体は、首都東京にふさわしい大会として、国内最高の総合スポーツ大会を目指

すとともに、全国障害者スポーツ大会と同時に、一つの祭典として開催することを目指して、一元的な準備を進めている。

2 指摘事項

特に指摘する事項はない。

財 務 局

第1 監査の範囲

1 監査対象事務

平成20年度の財務局における予算の執行、財産の管理等について地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項及び第4項に基づく定例監査を実施した。

2 実地監査場所

(1) 本 庁 経理部、主計部、財産運用部、建築保全部

3 実地監査期間

平成21年4月17日から同月22日まで

平成21年6月18日

第2 監査の結果

1 トップインタビュー

局の課題に対する認識や運営方針等について、監査委員が財務局長に対し、インタビューを行った。次はその概要である。

ア 本庁舎の設備の更新について

①本庁舎建築後18年経過し、設備の故障が急増していることへの対応、②発災後72時間以内に5割の職員が集合すべき災害対策拠点として非常発電の容量が現在の1.6倍必要なことや、③環境確保条例によるCO₂削減の義務化に伴い、環境適応設備の利用で本庁舎も8%減の役割をになうべきことの三つの理由から、平成21年度から設備の更新に取り組む。

イ 経済状況の変化への対応について

サブプライムローン問題に端を発した経済状況の悪化に早急に対応すべく、いち早く平成20年の9月に、また12月にも補正予算を編成した。都の補正予算は、赤字都債を発行できないという制度的制約のなかで、都市の活力をたかめることが経済対策にも資することから、長期的なハード、ソフト面でのTOKYOづくりを促進することを、編成の基本とした。

ウ 契約制度の見直しについて

経済性、公正性、品質の確保の実現という契約制度の基本理念は堅持しながらも、企業の社会貢献を促進する効果も持った契約制度を、「入札契約制度研究会」で検討している。実施に際しては、こうした加点要素を取り入れていることもよくPRしていきたい。

エ 監査指摘をきっかけにした業務の改善について

平成18年定例監査における「未利用地を速やかに引き継ぐべきもの」との指摘をきっかけに、未利用地の管理について、これまでの「売却までの管理」から、「どう使えば行政目的の実現にも効果があるか」という利用価値に視点をおいた運用、活用へと方針を大きく変えた。その結果、たとえば、行政施策である緑化を条件に駐車場用地として貸し付けるなど約20件の成果をあげた。

2 指摘事項

(歳入)

(1) 土地の貸付料の調定を適切に行うべきもの

財産運用部は、東京都公有財産規則（昭和39年東京都規則第93号）により、建物の所有を目的とする者に対し、普通財産である土地を貸付け（貸付期間30年）、貸付料を徴収している。貸付に当たり、賃借人と、①賃料の年額（月額×12月）、②納入通知書による分割支払（四半期毎）を定めた「土地賃貸借契約」（以下「契約」という。）を締結し、四半期毎に納入通知書を賃借人に送付している。

ところで、契約を継続している賃借人への土地の貸付料（以下「貸付料」という。）の歳入に係る調定（徴収金額、納入義務者等の決定）について見たところ、その全てについて、表1のとおり、納入通知書の発行日に調定を行っていることが認められた。

しかしながら、歳入については、徴収金額等が確定した時点から適切な債権管理が求められるため、東京都会計事務規則（昭和39年東京都規則第88号）第22条第1項において、徴収すべき金額が確定したときは、直ちに、調定を行うことと規定しており、当該貸付料は、①契約により、納入金額、及び納入義務者が確定し、②土地占有の事実が継続し、債権が発生していることから、その調定については、年度当初、若しくは、各四半期の初日に、1年分の貸付料または3か月分の貸付料の調定を直ちに行うべきところ、部は、これを行わず、納入通知書の発行日に調定を行っている。このため、各四半期の当初月分の債権については、調定が遅延している期間（1か月程度）は、債権管理を行っていない状況となり適切でない。

部は、土地の貸付料の調定を適切に行われたい。

（財産運用部）

（表1）土地の貸付料に係る調定状況（平成20年度）

区分	調定日・納入通知書発行日	支払期限
4月～6月分	5月8日	6月2日
7月～9月分	8月8日	9月1日
10月～12月分	11月7日	12月1日
1月～3月分	2月6日	3月2日

(2) 土地の貸付料等の債権管理事務について

都では、債権管理の一層の適正化を図るため、東京都債権管理条例（平成20年東京都条例第25号）及び東京都債権管理条例施行規則（平成20年東京都規則第143号。以下「規則」という。）を定めるとともに、「債権管理マニュアル（財務局主計部・主税局徴収部作成）」により、各局に対し、債権をより適切に管理していく取組を求めている。

ところで、財産運用部が管理する土地の貸付料等の債権管理事務について見たところ、次のとおり、適切でない事例が認められた。

ア 債権管理台帳を整備すべきもの

規則第5条では、債権を適正に管理するため、債権額、債権の発生及び徴収に係る履歴（債権の発生日、納付日、時効起算日、交渉経緯）等を記載した債権管理台帳（以下「台帳」という。）を整備することとしているが、部は、これらの情報を一元的に把握できる台帳を整備していない。

これについて、部は、必要な情報については、部が管理している「土地バンクシステム」（以下「システム」という。）からの出力リスト等によって把握できるとしている。

しかしながら、リスト等には、時効起算日の記載が無く、交渉経緯の記載もほとんどない。また、1債権毎に債権管理のための情報を掌握するためには、システムの画面や複数のリスト等を突合せなければならず、現行の方法では台帳としての機能を果たしているとはいえない。

財務局は、各局に対して、適切な債権管理のための台帳の整備について指導を行う立場であることを踏まえ、部は、債権の状況を的確に把握し、債権管理事務を適切かつ円滑に行うため、債権管理台帳を整備されたい。

（財産運用部）

イ 滞納整理事務を適切かつ効率的に行うべきもの

部が所管している債権の滞納（滞納額：平成21.5.14現在、1,063件、4,640万8,688円）整理事務の状況について見たところ、次のとおり適切でない事例が認められた。

- 1 部は、土地の貸付料に係る滞納整理事務について、「地所賃貸料の滞納整理に関する事務取扱いについて（平成8年財務局財産運用部長決定）」（以下、「事務取扱」という。）を定め、滞納整理状況の記録、定期的な訪問催告や納付相談の実施等を規定している。

しかしながら、表2のとおり、①交渉経緯の記録がない、②滞納者との折衝が長期間行われていない等、事務取扱に基づいた処理を行っていない状況が認められた。

- 2 違法物件措置代執行費用、延滞金等の滞納整理については、東京都分担金に係る督促及び滞納処分並びに延滞金に関する条例（昭和39年条例第135号）等を踏まえ、事務処理を行っているとしているが、当該条例等に規定のない具体的な事務処理方法については、基準等を整備していない。

この結果、表3のとおり、①滞納の発生から現在までの交渉経緯の記録がない、②時効の完成時期を把握していないことから、適切に時効を中断できない等の状況が生じている。

部は、①土地の貸付料の滞納整理については、事務取扱を遵守し、②行政代執行費用等の滞納整理については、具体的な事務処理方法を定めた基準を整備する等、滞納整理事務を適切かつ効率的に行われたい。

（財産運用部）

(表2) 土地の貸付料に係る滞納整理状況

内 容 (件数及び未収額) (平成 21. 5. 14 現在)	事務取扱における規定	滞 納 整 理 状 況
長期貸付した土地の貸付料 (388 件 (現年度分 : 73、過年度分 : 315) 22,819,736 円)	第 2 項 : 処理日誌に交渉経緯等を記録し、事務引継ぎを確実にを行う。 第 4 項 : 1 期分 ^(注) の滞納者については、電話での催告を速やかに行う。	①現在までの交渉経緯の記録がない、 ②折衝が継続されておらず、同一債務者に新たな滞納が発生している、③電話催告の記録がないもの等 (計 40 件)
	第 5 項 : 滞納分が 3 期分以上の滞納者に対しては、訪問しての催告及び納付相談を月 1 回以上行う。	滞納者との折衝等を長期間 (3 ~ 4 年) 行っていない (225 件)。
	第 8 項 : 滞納分が 5 期以上ある滞納者のうち、納付誓約書を提出しない者、納付誓約書どおりの履行をしない者については特別催告を行う。	納付誓約期限や滞納金の一部納付の最終納付日から、長期間が経過しているが特別催告を行った記録がない (121 件)。
	第 1 3 項 : 不納欠損については、別途、要綱を定める。	徴収停止、不納欠損等に係る処理基準、要綱等の定めがない。

(注) 1 期は 3 か月分の賃料に相当する。

(表3) 違法物件措置代執行費用等に係る滞納整理状況

区 分	内 容	件数及び未収額 (平成 21. 5. 14 現在)	滞 納 整 理 状 況
違法物件措置代執行費用	行政代執行費用	70 件 (現年度分 : 2、 過年度分 : 68) 22,011,123 円	①滞納の発生から現在までの交渉経緯の記録がない、②時効完成の時期が不明、③強制執行の措置状況が確認できない (68 件)。
延滞金	行政代執行費用の滞納により発生した延滞金	591 件 (過年度分のみ) 1,384,272 円	①滞納の発生時期が不明、②交渉経緯の記録がない、③時効完成の時期が不明 (591 件)。

主 税 局

第1 監査の範囲

1 監査対象事務

平成20年度の主税局における予算の執行、財産の管理等について地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項に基づく定例監査を実施した。

2 実地監査場所

(1) 本 庁 総務部、税制部、課税部、資産税部、徴収部

(2) 事 業 所 港・新宿・江東・目黒・大田・世田谷・中野・豊島・北・荒川・板橋・江戸川・立川各都税事務所、府中・小平各都税支所、都税総合事務センター、練馬・八王子各自動車税事務所

3 実地監査期間

平成21年1月19日から同年2月17日まで

第2 監査の結果

1 トップインタビュー

局の課題に対する認識や運営方針等について、監査委員が主税局長に対し、インタビューを行った。次はその概要である。

ア 景気の動向と都税収入への影響について

現在の景気動向は厳しく、都税収入への影響は避けられない状況となっている。さらに今年度からは、地方法人特別税に関する暫定措置を国が実施することによる影響が加わり、都税収入は厳しい現実と直面している。企業の決算が赤字でなくても資金繰りで破綻する、いわゆる黒字倒産が続出しており、税務面での適切な情報収集と迅速な対応が必要不可欠となっている。

このため、毎月、都税収入の状況を分析し、対応を検討する体制を局内に整備するなど、マネジメントの強化に努めている。

イ 都独自の新しい税制の実施について

「10年後の東京」計画がめざす災害に強い東京を実現することを目的として、23区内で耐震化のための建替えや改修を行った住宅に対する固定資産税・都市計画税の減免制度を創設した。また、この春からは、東京版の環境減税として、中小企業者向けの省エネ促進税制や、次世代自動車の導入促進税制を実施する。他の税との整合性など調整が必要な課題は多いが、これらの課題を乗り越えながら、都の政策を実現するために取り組んでいる。

ウ 税務職員の育成と専門性の向上について

局の職員数は減少の一途であり、過去のピーク時には約6千人の職員が税務を担っていたが、

現在は約3千5百人となっている。団塊の世代の退職がピークを迎えつつあり、人材の育成と専門性の強化が喫緊の課題となっている。

2 指摘事項

(都 税)

(1) 個人事業税の課税を適正に行うべきもの

個人事業税は、地方税法（昭和25年法律第226号、以下「法」という。）第72条の2に規定されている事業（70業種）を行っている個人を対象として、前年の所得を基に課税標準を算定し、課税することとされている。

ところで、各所における個人事業税の課税状況について見たところ、次のとおり、不適正な事例が認められた。

ア 大田都税事務所では、2件の土地貸付から生じる不動産所得を得ているBに対し、駐車場業を営むものとして個人事業税を課税している。

しかしながら、当該土地は、Bが借受人（自動車販売業者）に更地を貸付け、借受人が中古車販売の自動車置場としているものであり、Bが駐車場業を営むものとして個人事業税の課税対象としたことは適正でない。

この結果、表1のとおり、個人事業税36万1,300円が課税超過となっている。

イ 江東都税事務所では、不動産貸付業を行っているCに対し、平成20年度に個人事業税を課税している。

ところで、法72条の49の8第6項によれば、青色申告者で、事業の所得が赤字（損失）となったときは、翌年以降3年以内に生じた事業の所得からその損失額を差引くことができることとされている。

しかしながら、Cの平成18年度に発生した繰越損失について、平成19年度では控除しきれていないため、平成20年度に繰り越して控除すべきところ、控除せずに課税を行ったため、課税額に誤りがあることが認められた。

この結果、表2のとおり、個人事業税10万6,100円が課税超過となっている。

所は、個人事業税の課税を適正に行われたい。

（大田都税事務所）

（江東都税事務所）

(表1) 個人事業主Bに係る個人事業税額

(単位：円)

年 度	正税額 (A)	既税額 (B)	差額 (A - B)
平成16年度	0	153,500	153,500
平成17年度	0	51,100	51,100
平成18年度	0	39,700	39,700
平成19年度	0	53,200	53,200
平成20年度	0	63,800	63,800
合 計	0	361,300	△ 361,300

(注) 法第17条の5第2項に基づき平成16年度分から減額更正する。

(表2) 個人事業主Cに係る個人事業税額

(単位：円)

年 度	正税額 (A)	既税額 (B)	差額 (A - B)
平成20年度	0	106,100	△ 106,100

(都 税)

(2) 同一画地の認定を適正に行うべきもの

土地の評価は、原則として土地（補充）課税台帳に登録された1筆の土地を単位として行うものとしているが、隣接する2筆以上の宅地にまたがり、1個又は数個の建物が存在して一体として利用されている場合、2筆以上の土地を合わせて一画地として評価するものとしている。

ところで、目黒都税事務所における課税状況について見たところ、図1のとおり、Dが所有する4筆の土地（①②③④）及びEが所有する1筆の土地（⑤）において、平成19年中に家屋が取壊され、平成20年の賦課期日現在、当該5筆の土地に共同住宅が建築工事中であったことから、5筆の土地を同一画地として認定すべきである。

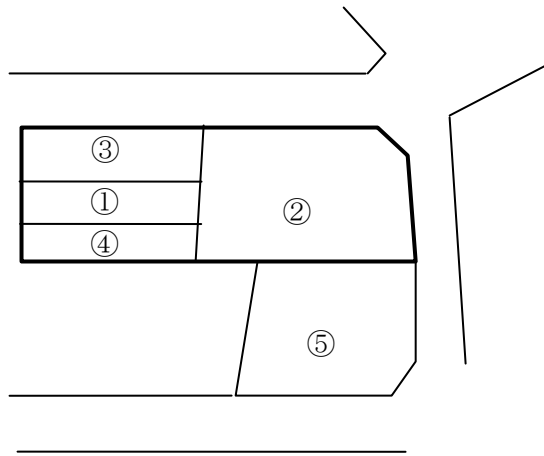
しかしながら、D所有の土地4筆について同一画地とし、E所有の土地については1筆単独で評価していることは適正でない。

この結果、表3のとおり、3万1,840円が課税超過となっている。

所は、同一画地の認定を適正に行われたい。

(目黒都税事務所)

(図1) Dが所有する土地(①②③④)及びEが所有する土地(⑤)



(表3) 税額正誤表

(単位：円)

年 度	正 税 額 (A)	既 税 額 (B)	差 額 (A - B)
平成20年度	698,095	729,935	△ 31,840

(歳 出)

(3) 物品購入に係る契約手続を適正に行うべきもの

北都税事務所は、納税キャンペーン用配布物の救急絆創膏について、「救急絆創膏の購入契約」(契約金額：14万6,475円、契約年月日：平成20.4.25)を、単数見積りでの随意契約により、Aと締結している。

ところで、この契約について、契約関係書類と、Aに対して行った文書照会による関係人調査の結果とを照合したところ、支出負担行為等の正規の手続を行わないまま、事業者に物品を納入(平成20.4.22)させた後に契約を締結し、代金を支払っていることが認められた。

所は、物品購入に係る契約手続を適正に行われたい。

(北都税事務所)

生活文化スポーツ局

第1 監査の範囲

1 監査対象事務

平成20年度の生活文化スポーツ局における予算の執行、財産の管理等について地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第1項、第2項及び第4項に基づく定例監査を実施した。

2 実地監査場所

- (1) 本 庁 総務部、広報広聴部、都民生活部、消費生活部、私学部、文化振興部、スポーツ振興部
- (2) 事 業 所 消費生活総合センター、計量検定所、東京ウィメンズプラザ

3 実地監査期間

平成21年1月16日から同年2月6日まで

第2 監査の結果

1 トップインタビュー

局の課題に対する認識や運営方針等について、監査委員が生活文化スポーツ局長に対し、インタビューを行った。次はその概要である。

ア スポーツ振興のための施策について

都民のスポーツ振興のため、3万5千人のランナーが参加する東京マラソンを開催すると同時に、東京大マラソン祭りを開催し東京の魅力を国内外に発信している。また、本年3月には、レインボーブリッジでウォーキング大会を開催し、都民のスポーツムーブメントの一層の盛り上げを図っており、今後とも創意工夫を凝らした施策を展開していく。

イ 文化振興のための施策について

東京を創造性あふれる都市とすることをめざして、ヘブンアーティスト事業、アジア舞台芸術祭など、文化振興のための施策を展開している。東京都江戸東京博物館、東京都写真美術館などの文化施設についても、指定管理者とともに、新たな企画を立案し実施していく。

ウ 都民生活の支援について

都民生活に対する支援を幅広く行い、都民サービスの向上を図るため、ボランティア等の市民活動を促進するとともに、地域の国際化を推進している。また、NPO法人や公益法人等の認証事務、旅券の申請受付・交付の事務などを行っている。

2 指摘事項

(歳 出)

(1) 物品購入に係る契約手続を適正に行うべきもの

都民生活部は、「壁掛け時計外15点の購入契約」(契約金額:25万9,638円、契約年月日:平成20.9.16)を、少額による1者随意契約により、Aと締結している。

ところで、この契約について、部で確認した契約関係書類と、Aに対して行った文書照会による関係人調査の結果とを照合したところ、支出負担行為等の正規の手続を行わないまま事業者に物品を発注(平成20.8.29及び同年9.11)し、その後に契約を締結して代金を支払っていることが認められた。

部は、物品購入に係る契約手続を適正に行われたい。

(都民生活部)

(2) 特定調達契約に係る手続を適正に行うべきもの

総務部は、12件の都政広報番組制作・放送委託契約(契約金額合計17億2,414万7,565円)を締結している。

ところで、これらの契約案件は、世界貿易機関(WTO)の枠組み下で運用される「政府調達に関する協定」(平成8年1月1日発効)の適用を受ける契約(以下「特定調達契約」という。)であるため、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第11条及び東京都契約事務規則(昭和39年東京都規則第125号)第63条の規定により、契約の相手方を決定したときは、決定の日の翌日から起算して72日以内に、東京都公報(特定調達公告版)に登載して公示しなければならないとされている。

しかしながら、部は、締結された契約案件を東京都公報(特定調達公告版)に登載しておらず適正でない。

部は、特定調達契約に係る手続を適正に行われたい。

(総 務 部)

都 市 整 備 局

第1 監査の範囲

1 監査対象事務

平成20年度の都市整備局における予算の執行、財産の管理等について地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項に基づく定例監査を実施した。

2 実地監査場所

- (1) 本 庁 総務部、都市づくり政策部、住宅政策推進部、都市基盤部、市街地整備部、市街地建築部、都営住宅経営部
- (2) 事 業 所 第一区画整理事務所、第二区画整理事務所、再開発事務所、多摩ニュータウン整備事務所、多摩建築指導事務所、東部住宅建設事務所、西部住宅建設事務所

3 実地監査期間

平成21年4月8日から同年5月15日まで
平成21年6月16日

第2 監査の結果

1 トップインタビュー

局の運営方針や主要事業への取組み等について、監査委員が都市整備局長に対し、インタビューを行った。次はその概要である。

ア 局の運営方針について

都市づくりの手法を官主導から民主導に転換するとともに、「東京の新しい都市づくりビジョン」を改定し、50年先を見据えた環境先進都市をめざしている。民間事業者と関連する事業が多いことから、コンプライアンス意識の向上を徹底するとともに、時間の軸を考慮した業務管理を重視している。

イ 耐震改修促進事業について

災害に強い都市づくり、特に、建物の耐震化は首都東京の喫緊の課題であり、平成19年3月に策定した「耐震改修促進計画」に基づき全庁的に取り組んでいる。民間建築物等の耐震化については、住宅と緊急輸送道路沿道の建築物を中心に様々な手法を使って耐震化の促進を図っている。

ウ 都営住宅の再編整備と用地の活用について

都営住宅の建替えに際しては、小規模団地の集約化と土地の高度利用を図って用地を生み出し、色々な知恵を出して、地域や都民が求める特性をもったまちづくり等に活用している。

エ 景観事業の推進について

良好な景観づくりなど、都市環境の整備が求められている。景観法に基づく東京都景観条例、景観計画（平成19年4月施行）に基づき、水辺や文化財庭園の周辺等を景観形成特別地区に、皇居周辺等を景観誘導区域に指定するなど、美しく風格のある首都東京の実現を進めている。

オ 監査指摘をきっかけにした業務の改善について

都営住宅保証金の返還方法については、本年1月からゆうちょ銀行への口座振込みが可能になったことも踏まえ、他の金融機関への振込みも含め口座振替を可能とするよう、現在、返還方法の見直しを進めている。

2 指摘事項

（歳 出）

（1）業務委託契約の支払方法を適正に行うべきもの

東京都会計事務規則（昭和39年東京都規則第88号）第83条において、概算払をすることができる経費は、旅費、補助金等のほか、概算払により支払をしなければ契約することが困難であると認められる委託に要する経費とされている。

また、この委託に要する経費については、委託先において、概算払による資金を受けなければ、当該委託事業の実施が明らかに困難であると認められることなどが条件とされている（平成11年4月1日付10出総第2050号出納長通知）。

ところで、都営住宅経営部は、都営住宅の区市町村への移管に係る「移管修繕業務委託に関する契約」（金額：1,375万7,429円、契約期間：平成20.9.23～平成21.3.31）を東京都住宅供給公社と締結し、分割概算払を行っている。

しかしながら、当該契約の支払状況について見たところ、第3四半期分を平成21年2月27日、第4四半期分を平成21年3月6日（1月分）、3月17日（2月分）、4月10日（3月分）に交付しており、当該業務の執行後の支払となっており、概算払による資金を受けなければ、当該委託事業の実施が明らかに困難であるとは認められないものであり、適正でない。

部は、業務委託契約の支払方法を適正に行われたい。

（都営住宅経営部）

(歳 出)

(2) 委託契約(単価契約)の事務手続を適正に行うべきもの

都営住宅経営部は、建設及び大規模改善を行った都営住宅等について、工事完了後に化学物質の濃度測定を行うため、「都営住宅等の室内における化学物質濃度測定委託契約(単価契約)」(推定総金額:554万4,000円、契約期間:平成20.4.1~平成21.3.31、契約の相手方:A)及び「都営住宅等の室内における化学物質濃度測定委託契約その2(単価契約)」(推定総金額:228万6,900円、契約期間:平成20.12.11~平成21.3.31、契約の相手方:A)を締結している。

ところで、これらの事務手続について見たところ、次のように不適正なものとなっていることが認められた。

ア 単価契約は、指示書等の書面において、その具体的な業務内容(測定場所・時期・数量等)を定めて指示するものであるが、指示書等の書面による指示を行っていない。

イ 指示書等の書面がないことから、履行すべき業務内容及び履行期限が不明であるにもかかわらず、測定結果報告書のみをもって履行確認を行ったとしている。

部は、委託契約(単価契約)の事務手続を適正に行われたい。

(都営住宅経営部)

(歳 出)

(3) 補修工事等の契約を適正に行うべきもの

第一区画整理事務所では、庁舎の維持管理に伴う補修工事契約を表1のとおり締結している。

また、所では、庁舎の建物管理についても委託契約で行っており、毎日業者から建物管理に係る日誌が提出されている。

ところで、当該日誌と平成20年度の補修工事契約について照合したところ、表1のとおり補修工事等の各契約において、支出負担行為等の正規の手続を行わないまま、事後契約で工事を行わせていることが認められた。

なお、表1の1番及び6番の契約は、見積り合せで行っているが、上記のことから見積り合せの本来の趣旨を損なう結果となっている。

所は、補修工事等の契約を適正に行われたい。

(第一区画整理事務所)

(表1) 補修工事契約と建物管理に係る日誌の状況

(単位：円)

番号	件 名	契約金額	請負業者	契 約 日	履行期限	管理日誌記載事項・備考
1	庁舎補修工事	726,495	B	平成 20. 6. 20	平成 20. 6. 30	平成 20. 5. 29、5. 30、6. 2 及び 6. 6 に当該工事の実施記載有り (6. 6 完了)
2	空調機補修工事	228,795	C	平成 20. 7. 22	平成 20. 7. 30	平成 20. 6. 3、6. 16、6. 19 及び 7. 7 に当該工事の記載有り
3	空調機補修工事(その2)	125,160	D	平成 20. 8. 18	平成 20. 8. 25	平成 20. 7. 22 に当該工事の記載有り
4	庁舎補修工事(その2)	148,890	B	平成 20. 9. 18	平成 20. 9. 26	平成 20. 7. 31 に当該工事が完了した記載有り
5	空調機補修工事(その3)	234,360	D	平成 20. 10. 20	平成 20. 10. 24	平成 20. 8. 30 に当該工事の記載有り
6	空調機補修工事(その4)	772,695	D	平成 21. 1. 26	平成 21. 1. 30	平成 20. 12. 23、12. 24 及び 12. 25 に当該工事の記載有り
7	庁舎排煙窓の修繕	99,750	B	平成 21. 3. 5	平成 21. 3. 13	平成 21. 2. 27 に当該工事が完了した記載有り

(財 産)

(4) 売却予定保留地の管理を適切に行うべきもの

市街地整備部は、相原・小山区画整理事業地区の保留地の売却を進めている。

ところで、公募したF-2画地（町田市小山ヶ丘）の売却に係る公募等の状況は表2のとおりであり、買受け希望がありながら契約締結に至らなかった。

これは、買受け決定者が平成20年3月12日に部作成の測量図に基づき現地測量を行った結果、境界石（民地と都有地の境界）が1箇所、都有地側にずれており、画地の南側延長が64.3cm短い（公募面積より少なくなる。）のを確認したためである。

相原・小山地区を含めた多摩ニュータウン事業の平成22年度以降の売却予定保留地は、24画地約23万8,000m²ある一方、部は、平成23年度末で当該事業の会計を閉鎖するとしているため、保留地の管理を万全に行い、より一層売却を促進しなければならないが、境界石の確認など、管理が適切に行われているとは言い難い。

部は、境界石の確認を十分に行うなど、売却予定保留地の管理を適切に行われたい。

（市街地整備部）

(表2) F-2画地の公募状況等

項 目	内 容
画 地 面 積	429.72m ²
公 募 期 間	平成20.1.11～平成20.2.1
買 受 申 込 み	平成20.2.1
申 込 者 数	1社
買 受 申 込 金 額	70,000,000円
買 受 予 定 者 決 定	平成20.2.20
買 受 決 定 者	E

(財 産)

(5) 都営住宅等の建設に伴う財産処理に係る事務を適切に行うべきもの

都営住宅経営部は、都営住宅の建替えに当たって、「東京都が行う公共住宅建設に関連する地域開発要綱」(平成19年3月30日付18都市経住第426号)に基づき、地元区市町村と協議の上、区画街路、都市計画道路、公園等の公共施設、保育園・老人ホーム等の公益的施設を合わせて整備し、区画街路、都市計画道路は、各道路管理者に、公園の遊具等は区市町村に引き継ぎ、公園の底地及び公益的施設は区市町村に使用許可することとしている。

この事務処理については、「都営住宅建設事業実務の手引き」(平成12年3月)において、財産処理経過簿を作成するなどして、適切な管理を図るとしている。

ところで、東部住宅建設事務所及び西部住宅建設事務所において、都営住宅等の建設に伴う財産処理事務について見たところ、財産処理経過簿を作成していないことなどから、①道路管理者及び区市町村との引継ぎに係る協定書等の締結の有無が確認できない事例があること、②事業計画時の基本協定や担当者による部分的な記録に基づいて個々の事案を管理しているため、経過及び現状を正確に確認できない事例があることなど、未処理の財産について、現状・要因把握等の事務処理及び進行管理が適切に行われていないことが認められた。

この財産処理については、平成19年定例監査において、部に対し、現状及び要因等を把握し、所などにおける進行管理を行って、速やかに引き継げる体制を確立するよう指摘しているが、前述の各所の事務処理状況などから、部が、現状及び要因を適切に把握しているとは認められない状況となっている。

各所は、財産処理経過簿等を作成するなど、都営住宅等の建設に伴う財産処理に係る事務を適切に行われたい。

部は、現状及び要因を早急に把握するとともに、各所に対して、財産処理に係る事務を適切に行うよう指導されたい。

(都営住宅経営部)

(東部住宅建設事務所)

(西部住宅建設事務所)

(その他)

(6) 違反建築物の取締り事務を適切に行うべきもの

市街地建築部では、23区内の延べ床面積が1万m²を超える建築物及び島しょの建築物に対して、住民からの通報、官公署からの連絡等により違反建築物の取締りを実施しており、取締りの件数は、表3のとおりである。

ところで、違反建築物の取締りの事務処理について見たところ、表3の是正未完了のもの12件のうち、6件については、監査日(平成21.5.15)現在、提出された是正計画書の是正状況が把握されていないもの、是正や指導の経過記録がないものなど不適切な状況が認められた。

部は、違反建築物の取締り事務を適切に行われたい。

(市街地建築部)

(表3) 違反建築物の取締り件数

(単位: 件)

年 度	違反建築物摘発件数	是正されたもの	是正未完了のもの
平成17年度	1	1	0
平成18年度	13	7	6
平成19年度	10	4	6
平成20年度	2	2	0
計	26	14	12

3 意見・要望

(歳 出)

(1) 単価契約工事等に係る見積合わせについて経済性の高い方法を検討すべきもの

同種の物品を繰り返し購入等する場合で数量が確定していないときは、単価により契約を締結でき(以下「単価契約」という。)、品目が複数ある単価契約(以下「複数単価契約」という。)においては、品目毎に予定数量を定め、全ての品目の予定数量を購入した場合の推定総金額を見積書に記載させ、最も安価な者と契約を締結することができる。

ところで、都市整備局では、事業用地管理、除草委託、測量調査などを対象とした工事や委託等についても、単価契約を締結している。

ただし、各事務所が締結している上記の単価契約工事等においては、工事や委託の内容が多岐に及ぶため工種が多くなること、どのような工事や委託が必要となるか予め想定できないことなどから、工種別の予定数量を設定できず、推定総金額による見積もり合わせができないとしている。

このため、各所では、見積合わせの参加者に全ての工種の単価の単純合計額を見積もらせ、その最低額を提示した者を契約の相手方候補として決定し、見積もった各工種の単価の中で設計単価を超えるものがある場合には、設計単価以下となるよう個別に減価交渉を行っている。

このような契約方法が、実際に経済性を発揮するものとなっているかを確認するため、多摩ニュータウン整備事務所における測量調査委託(契約期間:平成20.4.1~平成20.9.30、発注限度額:299万2,500円)について見たところ、表4のとおり、契約期間内に実際に発注した工種だけで見た場合、契約者Fに対し支出した合計額が、261万7,860円であるのに対し、見積書提出者Gの見積単価により試算した場合、合計額は、241万2,260円となり、20万5,600円低額となることが認められた。

これは、単純合計の見積金額は低くても、使用頻度の高い工種について高い単価、使用頻度の低い工種について低い単価を見積もっていれば、実際の委託金額は高価となるためである。

これらを踏まえると、より経済性の高い契約を締結するためには、使用頻度を考慮した見積合わせの方法を検討する必要がある。

総務部は、局の契約事務の指導を担当することから、単価契約工事等に係る見積合わせについて経済性の高い方法を検討されたい。

(総務部)

(表4) 契約者Fより見積書提出者Gの工事等金額が低くなる事例

(単位：円)

	工種 番号	工種内容	単位	発注 数量 (a)	契約者Fと の契約単価 (b)	見積書提出 者Gの見積 単価 (c)	契約による 支出金額 (d)： (a)×(b)	見積書提出 者Gの見積 単価による 試算額 (e)： (a)×(c)	差 額 (f)： (d)－(e)
使用した工種	3	地形測量 (1/250 耕地平地)	m ²	40,000	18	16	720,000	640,000	80,000
	13	地形測量 (1/250 耕地丘陵地)	m ²	12,600	24	21	302,400	264,600	37,800
	25	復元測量 (耕地、標準)	千m ²	10.9	20,000	19,000	218,000	207,100	10,900
	28	復元測量 (耕地、測点数20%)	千m ²	6.76	4,000	3,500	27,040	23,660	3,380
	35	境界測量 (耕地、標準)	千m ²	2.76	28,000	27,500	77,280	75,900	1,380
	39	境界点間測量 (耕地、標準)	千m ²	7.96	16,500	16,000	131,340	127,360	3,980
	43	面積計算 (耕地、標準)	千m ²	7.96	20,000	19,500	159,200	155,220	3,980
	45	面積計算 (耕地、測点数 50%)	千m ²	17.04	10,000	10,500	170,400	178,920	△8,520
	83	境界点埋標工 (90×90×600)	箇所	1	4,400	3,500	4,400	3,500	900
	84	境界鋏設置工	箇所	9	3,500	3,500	31,500	31,500	0
	87	図面作成費 (容易)	枚	1	15,000	9,400	15,000	9,400	5,600
	92	図面修正費 (50% 容易)	枚	1	7,500	5,600	7,500	5,600	1,900
	95	図面修正費 (80% 容易)	枚	3	12,000	7,900	36,000	23,700	12,300
	98	打合せ	回	6	15,000	16,800	90,000	100,800	△10,800
	99	現地調査	回	5	25,000	26,700	125,000	133,500	△8,500
	101	作業費 (測量技師相当)	日	4	33,600	31,000	134,400	124,000	10,400
	102	作業費 (測量技師補相当)	日	11	29,400	24,000	323,400	264,000	59,400
104	作業費 (普通作業員相当)	日	3	15,000	14,500	45,000	43,500	1,500	
使用していない工種	上記17工種以外の 94工種の合計			0	3,528,685	3,608,926	0	0	0
合計				—	3,787,627	3,847,863	2,617,860	2,412,260	205,600

(その他)

(2) 都営住宅移管について、実効性のある次期計画の策定を検討すべきもの

都営住宅経営部は、都営住宅の区市町村への移管について、「東京都住宅マスタープラン」(平成19年3月策定)において、「区市町村において、福祉施策やまちづくり施策と連携した住宅施策の充実を図れるよう、都におけるまちづくりへの活用なども配慮しつつ、都営住宅の区市町村への移管を着実に推進していく」としている。

この移管に係る経緯は、表5のとおりであり、

- ① 区への移管については、その規模を「概ね100戸程度までの団地」(平成元年2月都区協議会)とし、都区制度改革大綱(平成12年3月都区協議会決定)の中で、公営住宅の設置管理に関する都区の役割分担が明確にされ、都は、「都営住宅特別区移管推進計画」(平成13年3月)を策定し、平成13年度から平成22年度までで概ね2万戸の団地を移管することとした。
- ② 市町村への移管については、都は、「市町村への都営住宅移管方針」(平成14年2月)及び「都営住宅市町村移管推進計画」(平成14年10月)を策定し、各市町村と個別に協議・調整を行っている。

ところで、移管の実施状況は、表6のとおり、低調であり、移管が進まない要因については、移管先となる区市町村における居住者管理や施設改修のノウハウ及び執行体制の不安、移管後の用途指定や建替時の施設併設の制限など財産活用の困難性などが考えられることから、局は、表7のとおり、各区市町村に対し、技術支援やノウハウの提供のための研修会の実施や、都営住宅区移管に関しての検討ワーキンググループを立ち上げ、実態調査を踏まえた問題点の整理及び関係区との意見交換を行うとともに、移管後の用地活用の円滑化を図るため「区市町村へ移管した旧都営住宅の建替えに伴う財産の取扱について(方針)」(平成19年9月)を策定するなどして移管の推進を図ってきたところである。

しかしながら、その後においても、実績は低減傾向にあり、計画終期(平成22年度)を間近に控えた平成20年度末までの累積実施戸数は、区部において、計画(概ね2万戸)に対して、2,778戸(執行率13.9%)、市町村においては、計画(概ね1万戸)に対して、24戸(執行率0.2%)にとどまっている。

都営住宅等の公共住宅は、地域のまちづくりと連携し、福祉サービスとの一体的な供給が求められており、基礎的自治体である区市町村が、その役割を担うことは、極めて重要であることから、これまでの経緯及び移管を阻害している要因を分析し、実態を踏まえた平成23年度以降の移管計画の策定及びその方針を検討して、移管を着実に推進する必要がある。

部は、都営住宅移管について、実効性のある次期計画の策定を検討されたい。

(都営住宅経営部)

(表5) 移管事業の経緯

	改正事例等	改正点等
昭和26年6月	公営住宅法制定	特別区内では、都のみが事業主体
昭和49年6月	地方自治法改正	昭和50年度から特別区も公営住宅の事業主体となる
昭和54年8月	都区検討委員会設置	都と特別区の事務事業の見直し及び事務区分の明確化について検討開始
昭和56年11月	都区協議会	20戸以下の規模の団地を移管対象とする
平成元年2月	都区協議会	概ね100戸程度までの規模の団地を移管対象とする(対象団地2万戸)
平成12年3月	都区協議会	「都区制度改革実施大綱」を決定 区は小規模(100戸程度まで)、都は大規模の事業を担当する(対象団地約3万戸)
平成12年11月	都営住宅特別区移管実施要綱制定(平成12年11月1日12住開計第304号)	
	建替時移管制度の創設	
平成13年3月	都営住宅特別区移管推進計画策定	平成13年度から平成22年度まで 概ね2万戸の団地を移管する
平成14年2月	東京都住宅マスタープラン策定	21世紀半ばを見据えた都と区市町村の役割分担については、「その時点での姿としては、都営住宅と区市町村住宅の割合が50:50となることを目指す」
	都営住宅市町村移管実施要綱制定(平成14年2月21日13住開計第751号)	
	市町村への都営住宅移管方針策定	概ね100戸程度までの団地を移管対象とする
平成14年10月	都営住宅市町村移管推進計画策定	平成14年度から平成22年度まで 概ね1万戸の団地を移管する

(表6) 移管の実施状況

区町名	13		14		15		16		17		18		19		20		合計	
	団地	戸数	団地	戸数	団地	戸数	団地	戸数	団地	戸数	団地	戸数	団地	戸数	団地	戸数	団地	戸数
千代田																	0	0
中央																	0	0
港					1	59											1	59
新宿	1	30															1	30
文京							1	18									1	18
台東																	0	0
墨田							1	91	1	60							2	151
江東	1	100	1	5							1	6					3	111
品川			2	42													2	42
目黒			1	20	1	24							1	80	1	48	4	172
大田	1	64	1	32	2	123	2	108	1	32	1	102					8	461
世田谷	3	106	3	66			1	84			2	120	1	63			10	439
渋谷			1	75											2	50	3	125
中野			0	0			1	21									1	21
杉並			1	40	1	41			2	47			1	19			5	147
豊島	1	18	1	30													2	48
北	1	74	3	64	1	58											5	196
荒川				0													0	0
板橋			1	95			1	44									2	139
練馬	3	87	1	21	1	36			2	126	2	116	1	13			10	399
足立				0													0	0
葛飾	1	29	2	126													3	155
江戸川			3	65													3	65
区小計	12	508	21	681	7	341	7	366	6	265	6	344	4	175	3	98	66	2,778
奥多摩町					1	24											1	24
町小計					1	24											1	24
合計	12	508	21	681	8	365	7	366	6	265	6	344	4	175	3	98	67	2,802

(表7) 研修会・都営住宅区移管に関する検討ワーキンググループの開催状況等

	研修会	都営住宅区移管に関する検討ワーキンググループ
時期	平成15年度から	平成17年度から
回数	年2回	17.3.8、18.3.24、18.6.23、18.7.20、18.9.13、18.10.20、 18.11.29、18.12.19、19.1.18、19.2.21
内容	公営住宅管理についてのノウハウ	移管問題点討議
参加者	各区市町村担当者	特別区担当者(ブロック別)
成果	<ul style="list-style-type: none"> ・不適正使用対策 ・滞納整理 ・暴力団対策 ・意見交換 	問題点の把握 <ul style="list-style-type: none"> ・住宅管理収支に不安 ・公営住宅を活用した施策の実施 (20年の用途制限、新たな施設の併設困難) ・居住者 (滞納・不正入居・執行体制) ・耐震性・アスベスト ・その他

(その他)

(3) マンション耐震化の推進に努めるべきもの

住宅政策推進部は、昭和56年以前の旧耐震基準で建設されたマンションの耐震化を促進し、災害に強い都市づくりを進めることを目的として、住宅・建築物安全ストック形成事業（国庫補助事業）等を活用して、区市町村が実施する耐震診断助成事業へ補助する事業（以下、「マンション耐震診断助成事業」という。）を実施している。

なお、「10年後の東京」（平成18年12月策定）及び「東京都住宅マスタープラン」（平成19年3月策定）において、平成27年度までに、住宅の耐震化率90%を達成するとの目標を定めている。

ところで、マンション耐震診断助成事業の概要及び実績は、表8のとおり、平成18年度から平成20年度までの3ヵ年で、5,500棟（22万戸）の計画に対し、実績145棟（9,775戸）、執行率4.4%となっている。

なお、当該事業の計画期間は、平成20年度に見直され、平成27年度までとなっている。

また、部は、マンション区分所有者の耐震化に係る合意形成（以下、「合意形成」という。）等を促進させるために、表9のとおり、区市への働きかけや、見学会・講演会・シンポジウム等の開催やパンフレット・DVDの配布など、都民への普及啓発を行うとともに、相談窓口の開設（平成20年3月）などのマンション管理組合等に対する支援策を実施して事業の推進を図っている。

しかしながら、マンション管理組合が耐震診断を実施する場合、管理組合の総会における議決が必要であり、区分所有者間の合意形成が困難なこともあり、マンション耐震診断助成事業の実績は全体に低調なものとなっている。また、区市を窓口として助成を行うものであることから、区市が耐震診断の助成制度（以下「助成制度」という。）を有することが不可欠であるが、表10のとおり、助成制度を有していない自治体（20市）があることから、マンション耐震診断助成事業の推進が一部地域において困難な状況となっている。

マンション居住者の耐震性能への不安、大規模地震時の倒壊等による周辺地域への影響の懸念などを解消するためには、マンション耐震化を効率的に推進することが、緊急かつ重要であることから、部は、当該事業の普及啓発を推進するとともに、区市に対し、助成制度等の創設を一層働きかけるほか、区市等と連携して、公的補助制度の更なる拡充を図るなど、住宅の耐震化率90%の目標達成に向けて、事業を促進する必要がある。

部は、マンション耐震化の緊急性及び重要性に則して、普及啓発及び支援策の拡充並びに区市等との更なる連携を図り、一層の事業推進に努められたい。

(住宅政策推進部)

(表8) マンション耐震診断助成事業の概要

計画期間	当初：平成18年度から平成20年度まで 現行：平成18年度から平成27年度まで (平成20年度に見直し)																
計画規模	5,500棟(22万戸)																
助成対象	<ul style="list-style-type: none"> 耐火建築物又は準耐火建築物の分譲マンション 延床面積1,000㎡ 地下を除く3階以上 昭和56年5月31日以前に建築確認を受けている、又は、設計図書等の偽装により構造耐力に係る適格性のないことが判明している 																
助成内容	耐震診断、耐震性の調査費用 助成基準額 <ul style="list-style-type: none"> 1,000㎡以内の部分 2,000円/㎡以内 1,000㎡を超え2,000㎡以内の部分 1,500円/㎡以内 2,000㎡を超える部分 1,000円/㎡以内 負担割合(国1/3、都1/6、市町村1/6、事業主1/3)																
実績及び費用	<table border="1"> <tr> <td>18年度</td> <td>33棟</td> <td>1,918戸</td> <td>3,756,000円</td> </tr> <tr> <td>19年度</td> <td>66棟</td> <td>4,739戸</td> <td>24,505,000円</td> </tr> <tr> <td>20年度</td> <td>46棟</td> <td>3,118戸</td> <td>25,932,000円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>145棟</td> <td>9,775戸</td> <td>54,183,000円</td> </tr> </table>	18年度	33棟	1,918戸	3,756,000円	19年度	66棟	4,739戸	24,505,000円	20年度	46棟	3,118戸	25,932,000円	合計	145棟	9,775戸	54,183,000円
18年度	33棟	1,918戸	3,756,000円														
19年度	66棟	4,739戸	24,505,000円														
20年度	46棟	3,118戸	25,932,000円														
合計	145棟	9,775戸	54,183,000円														

(表9) マンション耐震化事業の普及啓発の取組状況

	取組内容	実績等
区市への働きかけ	連絡会(23区26市)	耐震診断助成等の制度化を働きかけ。 H18.12.11、H19.4.17、H20.1.31、H20.4.30、H20.11.6、 H21.1.31
都民への普及啓発	見学会・講演会	H20.3.8 内容：事例紹介、必要性の講演 来場者：見学75名、講演156名(内訳不明)
	シンポジウム	H20.8.31 内容：事例紹介、ディスカッション 来場者：194名(内訳不明)
	耐震フォーラム	H21.1.12 内容：キャッチコピー紹介、地震被害等についての講演、事例紹介 来場者：458名(内訳不明)
	促進協議会	H20.3 設立 内容：相談体制確立(9団体) 相談実績：21.1～6 16件
	その他	① パンフレット「マンションの耐震化のすすめ」 H20.3 作成 都庁及び区市、関係団体の窓口で都民等に提供 ② DVD「地震から命を守る 住宅の耐震化」 H20 作成 都庁窓口で直接貸出又は郵送による貸出 ③ パンフレット「マンションの耐震化のすすめ」及び講演会 案内チラシ送付 H20.8.14：2,548件、H20.11.28：4,472件

(表10) 区市における助成制度の整備状況(平成21年4月30日現在)

	有	無
耐震診断	区部：23区 市部：6市(武蔵野、調布、町田、国立、狛江、多摩)	20市

環 境 局

第1 監 査 の 範 囲

1 監査対象事務

平成20年度の環境局における予算の執行、財産の管理等について地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項及び第4項に基づく定例監査を実施した。

2 実地監査場所

- (1) 本 庁 環境政策部、都市地球環境部、環境改善部、自動車公害対策部
自然環境部、廃棄物対策部
- (2) 事 業 所 多摩環境事務所、廃棄物埋立管理事務所

3 実地監査期間

平成21年4月7日から同月17日まで

第2 監 査 の 結 果

1 トップインタビュー

局の課題に対する認識や運営方針等について、監査委員が環境局長に対し、インタビューを行った。次はその概要である。

ア 環境確保条例の施行について

環境確保条例の改正や環境基本計画の改定などの政策形成の段階を経て、今年は事業を全面的に展開する年であると認識している。このため、今まで以上に現場の把握に努め、支障となっている点を掘り下げながら、局の総合力で課題を解決し、目標を達成していきたい。

特に、温室効果ガス排出総量削減義務と排出量取引制度は、様々な意見があり困難な政策づくりであったが、これまでの計画書制度の蓄積を十分活用しつつ都が独自に作った制度であり、都がまずやることで国を動かすことにもなる。

イ カーボンマイナスプロジェクトについて

新しい試みの一つとして、金融機関と連携し、都の預託金と都民からも預金等の形で参加を募り、環境配慮事業への金利低減等を行う「エコ金融プロジェクト」を立ち上げる。これにより、より多くの都民を巻き込んだ環境配慮の機運を醸成したい。

ウ 経済状況の変化とCO₂削減について

経済危機の影響から、短期的に見ればCO₂は減少するだろうが、経済活動と環境政策としてのCO₂削減は両立するものだ。これまで温暖化対策に消極的だった米国では、新大統領がグリーンニューディール政策を打ち出している。日本も太陽光発電の固定価格買い取り制度や自動車、省エネ家電の買換え支援を立ち上げる動きなども出てきており、経済不況が省エネ努

力と環境産業の振興につながる可能性がある。

エ 監査指摘をきっかけにした業務の改善

定期的に監査されることでチェック機能が働き、組織として、大きな問題の発生予防に役立っている。局としても、監査に耐えられるかという視点から、契約案件などについて、常に自己点検を行っている。

2 指摘事項

(その他)

(1) 緊急立入検査結果に基づく改善を早急かつ確実に確保すべきもの

火薬類は、火薬類取締法（昭和25年法律第149号。以下「法」という。）に基づき、火薬類による災害を防止し、公共の安全を確保することを目的として、その製造、販売、貯蔵等の取扱いが厳格に規制されている。

環境改善部は、平成20年11月12日に渋谷区内で発生した爆発・火災事故（死傷者5名）を受け、火薬類に係る安全確保の徹底を図るため、①火薬類の販売・貯蔵事業者及び業界団体への安全確保の周知徹底、②所管する火薬庫外貯蔵施設（注）70施設に対する緊急立入検査（同年11月13日から同月28日まで）及び③法の許可等の対象外事業者等の実態把握（同年11月から平成21年3月まで）を行った。

ところで、このうち②の火薬庫外貯蔵施設の緊急立入検査について、検査日以降の取扱いを見たところ、検査時に火気厳禁の表示をするなどの改善指導を行ったにもかかわらず、監査日（平成21.4.9）現在、指導後の改善状況が未確認であったものが、10施設認められた。

また、緊急立入検査の対象とした70施設のうち、Aは、火薬類取締法施行規則（昭和25年通商産業省令第88号）で定める数量を超えて火薬類を貯蔵していたため、適正な貯蔵量とするよう改善指導を行っているが、監査日現在、指導後の改善状況について、当該事業者に架電し口頭で報告を受けたのみで、現地に赴き直接確認していないことが認められた。

この結果、当該11施設に係る指導後の改善状況が確実に捕捉されていないこととなり、適切でない。

部は、緊急立入検査結果に基づく改善を早急かつ確実に確保されたい。

(環境改善部)

(注) 火薬類取締法施行規則第15条で定める数量以下の火薬類の貯蔵場所として、法第11条第1項に定める火薬庫以外の知事が指示する安全な場所等

福 祉 保 健 局

第1 監 査 の 範 囲

1 監査対象事務

平成20年度の福祉保健局における予算の執行、財産の管理等について地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項及び第4項に基づく定例監査を実施した。

2 実地監査場所

- (1) 本 庁 総務部、指導監査部、医療政策部、保健政策部、生活福祉部、高齢社会対策部、少子社会対策部、障害者施策推進部、健康安全部
- (2) 事 業 所 広尾・荏原・北多摩・青梅・南多摩各看護専門学校、南多摩・多摩小平・島しょ各保健所、島しょ保健所三宅・小笠原各出張所、板橋・東村山各ナーシングホーム、東村山老人ホーム、萩山実務学校、誠明学園、児童相談センター、北・立川・墨田・世田谷各児童相談所、心身障害者福祉センター、北療育医療センター、北療育医療センター城南分園、多摩療育園、府中療育センター、中部総合精神保健福祉センター、多摩総合精神保健福祉センター、健康安全研究センター、市場衛生検査所、動物愛護相談センター

3 実地監査期間

平成21年4月20日から同年5月13日まで

（ただし、島しょ保健所三宅出張所は平成21年5月22日、同小笠原出張所は同年4月22日）

平成21年6月18日

第2 監 査 の 結 果

1 トップインタビュー

局の課題に対する認識や運営方針等について、監査委員が福祉保健局長に対し、インタビューを行った。次はその概要である。

ア 周産期医療対策の充実について

墨東病院の事故をきっかけに、母体救命の緊急搬送を必ず受け入れる、いわゆる「スーパー総合周産期医療センター」を設置することとし、平成21年3月25日、指定開始した。また、大学病院等に集中している通常分娩や帝王切開を他の病院等でも分担すべく「周産期連携病院」の指定、補助を行うなどの取組を進め、周産期医療は、「スーパー総合周産期医療センター」3箇所、「総合周産期母子医療センター」9箇所、「地域周産期母子医療センター」14箇所、「周産期連携病院」8箇所を整備している。一方、全国的な産科医、小児科医の絶対的不足という構造的な問題があることから、医師確保策を国に要望するとともに、都としても、①短時間正

規職員制度の導入、②院内保育所の整備、③産休育休代替職員の採用に対する補助制度など、医師の勤務環境整備を進めている。

イ 派遣労働者にかかる生活困窮対策について

既存の「低所得者安定対策事業」に加え、平成21年度予算を前倒しして、介護職場へ就職を目指す離職者に対して、介護の講座を無料で受けられる仕組みを設け、生活の安定を図ることとした。

ウ 無届け有料老人ホームにかかる安全性の確保等について

都内の無届け施設の安全性について緊急立入調査を実施したが、次の課題として、生活保護受給者の生活実態を踏まえて、何をすべきか、ふさわしい施設はなにか、充足状況はどうかなどを検証していくことが必要である。また、都外施設を利用する場合適切な措置が講じられるよう、福祉事務所の機能強化を図るための取組を進めている。

エ 監査指摘をきっかけにした業務の改善について

事業所長会、部長会など機会を捉えて指摘事項の周知、是正・改善の指導を行い、組織全体の課題として取り組むよう努めている。財源は都民の税金であることを肝に命じて事業執行にあたるよう、指導を続けていく。

2 指摘事項

(歳出)

(1) 修学資金の貸与休止手続きを適正に行うべきもの

医療政策部は、東京都看護師等修学資金貸与条例（昭和37年東京都条例第121号。以下「条例」という。）に基づき、都内の看護師等養成施設に在学し、将来都内で看護業務に従事しようとしている者を支援するために、東京都看護師等修学資金貸与制度を設けている。

条例第9条第2項では、休学者に対しては休学日の属する月の翌月分から修学資金の貸与を行わないものとする定められている。

ところで、南多摩看護専門学校（以下「学校」という。）の休学者に対する修学資金の貸与手続きについて見たところ、部は、休学者A（休学期間：平成21年a月～同年e月）に対して、表1のとおり、休学中にもかかわらず貸与を行っていたことが認められた。

これは、学校が、Aの休学届を平成20年○月○日に受理したにもかかわらず、必要とされる手続等を、平成21年○月まで行わなかったことによるものである。

学校は、修学資金の貸与休止手続きを適正に行われたい。

(南多摩看護専門学校)

(表1) 休学者Aに対する修学資金の貸与状況

貸与対象期間	本来の貸与金額 A	既貸与金額 B
平成21年a月～b月分	50,000円 (@50,000×1か月)	150,000円 (@50,000×3か月)
平成21年c月～d月分	0円	150,000円
合計	50,000円	300,000円
貸与休止金額 (A-B)	250,000円	

(注) 休学期間がa月からなので、a月分は貸与される。

(歳出)

(2) 賄材料購入代金の支払に当たり、適正な代金を支払うべきもの

誠明学園(以下「学園」という。)では、表2のとおり、生徒の給食用に、概算払い契約により賄材料(野菜類)を購入している。

契約金額は、「店頭価格の5パーセントまたは10パーセント引き」となっており、契約相手方の店舗における店頭価格と同じ価格で納品させ、その合計金額に契約の割引率を乗じて支払金額を確定している。

野菜などの生鮮食料品は時期によって価格が変動することから、学園では、毎月1回、契約相手方の店頭で価格を調査し(以下「価格調査」という。)、納品された価格が店頭価格と同額か否かを確認している。

ところで、この価格調査について見たところ、表3のとおり、価格調査によって納品価格が店頭価格を超えていると判明したにもかかわらず、学園は納品書の訂正を求めず、不適正な価格に基づいて支払をしていることが認められた。

また、5月と3月は調査結果のメモがあるだけで、納品価格が適正か否かの確認手続きをせずに支払をしている。

毎月1回実施している価格調査が行われた日を見ただけでも、納品価格が適正でない事例が多数認められることから、年間では相当数の不適正な価格による納品があり、これに基づく支払いも少なくないと推定される。このような状況が生じているのは、学園において事務処理をチェックする組織的な仕組みが有効に機能していないためと考えられる。

学園は、賄材料購入代金の支払に当たり、価格調査の結果と支払金額を確実に照合するなどして、適正な代金を支払われたい。

(誠明学園)

(表2) 野菜類の購入契約の状況

(単位：円)

	契約金額	発注限度額	相手方
第1四半期	店頭価格の10%引き	4,929,264	B
第2四半期	店頭価格の10%引き	4,929,264	C
第3四半期	店頭価格の5%引き	4,410,000	D
第4四半期	店頭価格の10%引き	4,410,000	E

(表3) 納品価格が店頭価格を超えている事例

(単位：円)

価格調査実施日	品名	価格調査により報告された店頭価格	実際の納品価格
平成20.4.14	キャベツ	99	130.2
6.17	卵	290	295
7.25	キャベツ	105	150
	ピーマン	520	600
	大根	110	130
8.19	ピーマン	520	580
	きゅうり	280	500
	キャベツ	110	160
	タマネギ	130	150
9.29	キャベツ	158	180
	ピーマン	453	500
	レタス	370	550
	トマト	560	600
10.31	卵	305	330
10.31	ほうれんそう	254	350
	きゅうり	520	600
	キャベツ	130	140
	大根	87	120
11.26	小松菜	349	350
	大根	90	100
	きゅうり	570	600
	ピーマン	640	650
12.19	大根	90	100
平成21.1.28	大根	110	150

(注) 価格は1kg当たりのもの

(歳出)

(3) 建物管理委託における清掃対象床面積を適正に算出すべきもの

心身障害者福祉センター（以下、「センター」という。）は、東京都心身障害者福祉センター及び東京都児童相談センター建物管理委託契約（契約金額：1億2,936万円、契約期間：平成20.4.1～平成21.3.31）をFと締結し、庁舎の清掃を実施している。

ところで、センター庁舎の本館及び新館にはエレベーター室がそれぞれ1箇所ずつあり、それらの床部分も清掃対象としているが、庁舎各階にエレベーター室の床部分があるものとして清掃対象床面積を算出していることなどから、表4のとおり、清掃対象床面積が104.04㎡過大になっている。

このため、積算額18万4,968円が過大なものとなっている。

センターは、建物管理委託における清掃対象床面積を適正に算出されたい。

(心身障害者福祉センター)

(表4) 過大となっている清掃対象床面積

(単位: m²)

		誤 (A)	正 (B)	過大面積 (A)-(B)
本館エレベーター室	地階	18.37	5.99	
	1階	13.87		
	2階	18.37		
	3階	13.87		
	4階	18.37		
	小計 (C)	82.85		
新館エレベーター室	地階	7.7	3.62	
	1階	7.7		
	2階	7.7		
	3階	7.7		
	小計 (D)	30.8		
合計 (C)+(D)		113.65	9.61	104.04

(歳出)

(4) 適正な手続きにより契約を締結すべきもの

北療育医療センターにおける産業廃棄物の処理についてみたところ、収集運搬業務については、単価契約により委託契約を締結しているが、処分業務については、平成15年度以降、毎年度の契約手続きが行われていないことが認められた。

これは、表5のとおり、平成14年度に財団法人東京都環境整備公社と契約した「産業廃棄物処理委託」の契約条項で「契約期間満了の1ヶ月前までに書面による解約の申し入れがない限り、契約期間満了日の翌日から1年間更新されたものとし、以後同様の扱いとする」とされていることを基に、監査日(平成21.4.24)現在、センターからも公社からも解約を申し入れず、継続的に処分業務を行わせていることによるものである。

ところで、地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条の3では、電気などの供給に関する契約や不動産を借りる契約などについては、長期継続契約とすることができるとされている。

また、同法に基づき「長期継続契約を締結することができる契約を定める条例施行規則」(平成18年東京都規則第36号)第2条第2項では、役務の提供を受ける契約のうち、長期継続契約を締結できる契約として、電子計算機等の保守や機械警備に関する契約などが定められている。

しかしながら、産業廃棄物処分委託契約はこれらに該当せず、年度ごとに契約手続きを行っていないことは適正でない。

センターは適正な手続きにより契約を締結されたい。

(北療育医療センター)

(表5) 財団法人東京都環境整備公社との契約状況

契約件名	契約期間	予定数量	契約単価
産業廃棄物処理委託 (単価契約)	平成14.4.1から 平成15.3.31まで	35,000kg	10kg当たり 330円

(歳出)

(5) 単数見積による随意契約を適切に行うべきもの

東京都契約事務規則(昭和39年東京都規則第125号)第34条では、随意契約によろうとするときは、なるべく二人以上の者から見積書を徴さなければならないとされている。なお、財務局長通知(平成13年3月30日12財契総第2077号)では、随意契約のうち予定価格が30万円未満の契約については単数の見積書を徴取するのみで差し支えないが、単数見積処理を行うために、安易に契約を分けるなどの扱いは慎むこととされている。

ところで、単数見積による随意契約について見たところ、以下のとおりであった。

ア 生活福祉部では、表6のとおり、

- ① 各倉庫の自家用電気工作物定期点検保守委託契約について、予定金額が30万円を越える1件を除いて、全てを単数見積による随意契約としていることが認められた。

部は、契約相手方は長年にわたって受託しており、機器の状況等について熟知しているためとしているが、各倉庫における定期点検の項目は同じであり、有資格者であれば誰でも受託できる業務であることから、例えば倉庫の所在地域ごとの契約にまとめることで、競争見積とすべきである。

- ② 2箇所の施設で不用となった什器等の処分を行う、廃棄物の収集運搬・処分委託契約について、同日に起案したにもかかわらず、別々の単数見積による随意契約としていることが認められた。

部は、搬出日が異なることなどから分割したとしているが、同一の業者から見積を徴取していることから、仕様書で搬出日や履行期限などを適切に設定し、一つの契約とすべきである。

イ 北療育医療センターでは、庁舎の改修工事に伴い、部門ごとに順次仮設庁舎等に移転し、移転後の空き部屋を改修していくため、表7のとおり、什器類等の運搬を委託している。

この運搬委託契約について見たところ、予定金額が30万円を越える1件を除いて、全てが単数見積による随意契約となっていること、また、同日あるいは数日の間に複数の運搬委託契約を起案していることが認められた。

センターでは、①工事の状況によって移転日が決まるため、その都度の契約とし、予定

価格を精査した結果30万円未満となったので単数見積とした、②同日の複数起案については、受託業者の得意分野を考慮して契約を振分けた、としている。

しかしながら、①工事の予定は前年度末にわかっていることから、年度当初に概算払い契約を締結し、移転の都度の出来高払いとする、②仮設庁舎等に移転し、改修後に元の場所に戻る場合は一つの契約とする、また同日あるいは近接した日の複数起案は一つにまとめるなどにより、多数ある契約を集約することができる。

これらについて、契約をまとめることで競争入札や見積競争となれば、単数見積に比べて競争性が生じることから、契約金額の低減が期待できる。また、契約事務の簡素化、効率化にも資するものである。

部及びセンターは、単数見積による随意契約を適切に行われたい。

(生活福祉部)

(北療育医療センター)

(表6) 生活福祉部の委託契約の状況

(単位:円)

倉庫の自家用電気工作物定期点検保守委託				
起案日	倉庫名	契約金額	契約の相手方	契約期間
平成 20. 1. 4	毛利倉庫外 3 箇所	326, 995	G	平成 20. 4. 1 から 平成 21. 3. 31 まで
1. 7	塩浜倉庫	138, 600	H	
1. 10	城南大橋第二倉庫	185, 220	I	
1. 15	麻布十番駅地下倉庫	197, 820	J	
1. 16	清澄白河駅地下倉庫	137, 970	K	
	計	986, 605		
廃棄物の収集運搬・処分委託				
起案日	件名	契約金額	契約の相手方	契約日及び履行期限
平成 20. 5. 14	東京都社会福祉保健医療研修センター廃棄物の収集運搬・処分委託	265, 125	L	契約日：平成 20. 5. 26 履行期限：平成 20. 6. 10
	東京都福祉人材センター廃棄物の収集運搬・処分委託	202, 125	L	契約日：平成 20. 5. 26 履行期限：平成 20. 6. 12
	計	467, 250		

(表7) 北療育医療センターの改修工事に伴う運搬委託契約の状況

(単位：円)

起案日	契約日	履行期限	契約金額	受託者	移転内容
平成 20. 4. 1	4. 8	4. 25	254, 362	M	通園科→仮設庁舎
4. 13	4. 16	5. 17	219, 975	N	仮設庁舎医事→庁舎
5. 9	5. 22	6. 28	197, 400	N	会議室等→C棟
5. 12	5. 21	7. 11	254, 257	M	仮設庁舎通園科→庁舎
7. 16	7. 31	8. 7	408, 450	M	訓練科→仮設庁舎
7. 26	7. 30	8. 9	287, 700	N	事務室→新事務室
7. 26	7. 26	8. 30	132, 000	M	検査室→仮検査室
9. 26	10. 8	10. 21	297, 622	M	仮設庁舎訓練科→庁舎
9. 29	10. 20	10. 29	290, 325	N	医局→新医局
9. 29	10. 9	11. 15	132, 300	M	仮検査室→新検査室
9. 30	10. 15	11. 18	198, 450	M	大訓練室→仮設庁舎
9. 30	11. 13	12. 6	173, 250	N	栄養科→仮栄養科
10. 6	11. 26	12. 7	238, 140	M	薬剤科→仮薬剤科
11. 26	11. 28	12. 12	175, 350	N	院長室→新院長室
12. 16	12. 25	1. 22	194, 040	M	仮設庁舎大訓練→庁舎
平成 21. 1. 9	1. 16	2. 11	230, 265	M	仮薬剤科→新薬剤科
2. 19	2. 25	3. 7	115, 500	N	仮栄養科→新栄養科
		合計	3, 799, 386		

(その他)

(6) 食品衛生法に係る食品営業許可の更新事務を適切に行うべきもの

各保健所は、食品衛生法（昭和22年法律第233号）第52条に基づく食品営業の許可及び許可更新を行っている。

局のマニュアルである「営業許可に関する事務の取扱い」によれば、許可満了日近くに申請が行われ更新事務等が間に合わない場合や、現場調査の際に施設の不備が発見された場合には、設備の改善確認などが終了してから遡及して許可を更新することとしている（昭和46年通達衛公食発第192号）。

なお、許可更新の遡及適用は特例的な扱いであることから、マニュアルでは、計画的な監視指導により許可有効期間中に施設を完備させ、円滑に許可更新を行うとしている。

ところで、多摩小平保健所で4か月分（平成20.12.1～平成21.3.31）の当該許可の更新事務について見たところ、表8のとおり、遡及して更新されている事例が複数見受けられた。許可が遅れた主な原因は、以下のとおりであると判断できる。

- ①申請の受理から現場調査実施までに相当の日数を要した結果、不備を指摘された施設の完備が許可満了日後となったため
 - ②申請の受領が許可満了日間際であり、更新事務等が間に合わなかったため
 - ③施設の適切な改善がなされず、現場調査と指導を繰返した結果、相当の日数を要したため
- この状況に対し、所では、①更新対象者に対して許可満了日の1ヵ月半前にはがきで連絡する、②当月の許可満了分について月初めに講習会を開催しまとめて申請受付を行う、ほか、電

話等により申請の督促を行っているとしている。

しかしながら、実査した4か月分だけでも9件の遡及適用が認められる状況を踏まえると、申請受領から現場調査、改善の確認までの日程を検討し、許可有効期間中に更新できるよう、事務の進め方を見直す必要がある。

また、マニュアルによれば、施設不備により改善を命ずる場合は、少なくとも30日以内に完了させるよう指導することとしているが、正当な理由がなく、当該期間中に施設を完備できなかった場合には、不許可処分とすることなども含め、適切に対応する必要がある。

所は、食品衛生法に係る食品営業許可の更新事務を適切に行われたい。

(多摩小平保健所)

(表8) 遡及して許可更新を行っている事例

遡及原因	申請受領日	現場調査日	申請受領から更新決定までの日数 (更新決定日)	許可日	遡及日数	調査結果等
①	平成 20. 11. 4	平成 20. 11. 20				施設不備
		平成 20. 12. 2	30 日(平成 20. 12. 3)	平成 20. 12. 1	2 日	
	平成 20. 11. 27	平成 20. 12. 16				施設不備
		平成 21. 1. 16	54 日(平成 21. 1. 19)	平成 21. 1. 1	18 日	
	平成 21. 2. 6	平成 21. 2. 20				施設不備
		平成 21. 3. 3	26 日(平成 21. 3. 3)	平成 21. 3. 1	2 日	
②	平成 20. 11. 27	平成 20. 12. 2	7 日(平成 20. 12. 3)	平成 20. 12. 1	2 日	
	平成 20. 12. 24	平成 21. 1. 8	17 日(平成 21. 1. 9)	平成 21. 1. 1	8 日	
	平成 20. 12. 26	平成 21. 1. 6	13 日(平成 21. 1. 7)	平成 21. 1. 1	6 日	
③	平成 20. 11. 26	平成 20. 11. 27				施設不備
		平成 20. 12. 10				施設不備
		平成 20. 12. 19				施設不備
		平成 21. 1. 7	44 日(平成 21. 1. 8)	平成 20. 12. 1	38 日	
その他	平成 20. 11. 27	平成 20. 12. 8				施設不備
		平成 21. 1. 8	45 日(平成 21. 1. 8)	平成 21. 1. 1	7 日	
	平成 20. 12. 19	平成 20. 12. 22				申請者不在
		平成 21. 1. 15	29 日(平成 21. 1. 16)	平成 21. 1. 1	15 日	

病 院 経 営 本 部

第 1 監査の範囲

1 監査対象事務

平成 21 年度の病院経営本部における予算の執行、財産の管理等について地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 1 項、第 2 項及び第 4 項の規定に基づく定例監査を実施した。

2 実地監査場所

- (1) 本 庁 経営企画部、サービス推進部
- (2) 事 業 所 広尾・大塚・駒込・墨東・府中・神経・清瀬小児・八王子小児・松沢・梅ヶ丘各病院

3 実地監査期間

平成 21 年 5 月 12 日から同月 28 日まで

第 2 監査の結果

1 トップインタビュー

局の課題に対する認識や運営方針等について、監査委員が病院経営本部長に対し、インタビューを行った。次はその概要である。

ア 行政的医療と病院経営について

都立病院は、社会に欠けたり不足したりしている医療を自ら行うことを基本的役割としている。こうしたいわゆる行政的医療は不採算性が強く、経営的には大きな負担となっているが、都立病院の使命からすると、これを縮小することは困難である。

イ 病院の経営状況について

公民を問わず、全国的に病院の経営状況は年々悪化している。その背景には、ここ 10 年近く継続している診療報酬の抑制改定や医師、看護師など医療人材の深刻な不足状況などがある。こうした厳しい医療環境の中で、都立病院、公社病院の経営も苦しい状況が続いている。

一方で、民間病院では経営悪化により、不採算あるいは人材確保困難な診療分野を休廃止するところが出てきている。こうした状況において、社会に必要な医療機能を維持していくためには、公的医療機関が不採算医療分野等で一層頑張らざるを得ず、今後、自治体病院の経営は二重の意味で厳しい時代が続くのではないかと危惧している。

ウ 医師や看護師の不足について

医師、看護師の確保は、現在の都立、公社病院にとって、最重要課題のひとつである。

医師は、産科、麻酔科などの特定診療分野と特定病院の欠員がなかなか埋らない状況にある。

現在、社会問題化している医師の診療分野や地域での偏在傾向が都立、公社病院にも影を落としている。

看護師についても、慢性的に不足状況にあり、毎年年度途中の採用選考を何回か行って補充をしているが、それでも年度の後半は欠員が各病院に生ずる状況にある。これに加えて、新病院開設による大量需要があるため、現在、全都立病院を挙げて採用活動の強化を行っている。

エ 都立病院のPFI事業について

他県公立病院の先行事例の状況から、都立病院のPFI事業の動向が注目されているが、他県の場合とは事業スキームが違ふし、他県にはない創意工夫も行っている。

たとえば、他県の例では、民間資金を活用したために資金コストが大きな負担となったが、都立病院の場合は、低金利の企業債で行っている。また、PFI事業の担い手である特別目的会社に、協力企業を統括し事業全体をマネジメントする機能を明確に課している点も先事例と違ふ点である。

いずれにしても、都立病院としては新たな事業手法であり、良好な成果を出すべく、今後もしっかりと取り組んでいく。

2 指摘事項

(収 入)

(1) 査定減に係る診療報酬の再審査請求を適切に行うべきもの

社会保険診療報酬支払基金及び国民健康保険団体連合会等（以下「基金等」という。）は、病院が提出した診療報酬明細書の内容を審査し、過剰な診療行為（検査・投薬等）であると判断した場合、診療報酬点数を減点（以下「査定減」という。）している。

都立病院では、基金等から査定減の通知があった場合、各病院に設置している保険診療委員会（以下「委員会」という。）を開催し、請求内容に正当性があり、査定減の内容に納得できないと判断したときには再審査請求を行うこととしている。

ところで、神経病院における査定減に係る再審査請求事務について見たところ、表1のとおり、委員会で再審査請求を行うよう決定しているにもかかわらず、その請求が遅延しているものが毎月発生し、監査日（平成21. 5. 20）現在、未請求のものが16件にのぼることが認められた。

病院は、平成18年定例監査においても同様の指摘をされているにもかかわらず、再度このような状況が発生していることは適切でない。

病院は、査定減に係る診療報酬の再審査請求を適切に行われたい。

（ 神経病院 ）

(表1) 平成20年度の査定減にかかる再審査請求状況

(単位：件)

査定減通知のあった月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月
再審査請求決定件数 A	6	11	9	8	6	11	10
翌月請求件数 B	5	7	6	4	5	6	6
請求遅延件数 $A - B = C$	1	4	3	4	1	5	4
うち監査日現在、未請求	1	2	0	2	0	1	1

査定減通知のあった月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
再審査請求決定件数 A	17	14	8	15	14	129
翌月請求件数 B	14	9	7	13	9	91
請求遅延件数 $A - B = C$	3	5	1	2	5	38
うち監査日現在、未請求	1	4	1	2	1	16

(収 入)

(2) 職務住宅使用料等を速やかに徴収すべきもの

都立病院では、東京都立病院職務住宅管理要綱に基づき、病院勤務の職員に対して、職務住宅を使用させており、使用者は、職務住宅使用料のほか、住居で使用した電気、ガス、水道及び下水道に要する費用（光熱水費）並びに駐車場使用料を負担している。

また、東京都立病院院内保育室設置運営要綱に基づき、病院勤務の職員に対して、院内保育室を利用させており、利用者は、院内保育室利用料を負担している。

さらに、病院は、病院勤務の職員が私用の慶弔電報のために院内にある電話を使用した場合、その使用者に電報料金を負担させている。

しかしながら、松沢病院において、職務住宅使用料等の徴収状況について見たところ、監査日（平成21.5.26）現在、表2のとおり、職員による滞納（26件、13万5,645円）が存在しているにもかかわらず、催告を行っていないことが認められた。

病院は、職務住宅使用料等を速やかに徴収されたい。

(松沢病院)

(表2) 職員による滞納の内訳

(単位:円)

件名	調定年度	件数	金額
職務住宅使用料及び駐車場使用料	平成15年度	2	11,200
	平成17年度	1	2,200
	平成18年度	1	5,500
	小計	4	18,900
職員住宅光熱水費	平成17年度	3	32,898
	平成19年度	1	12,151
	小計	4	45,049
院内保育室利用料	平成14年度	1	9,000
	平成18年度	1	31,000
	小計	2	40,000
慶弔電報料金	平成13年度	4	9,449
	平成14年度	11	21,029
	平成19年度	1	1,218
	小計	16	31,696
合計		26	135,645

(支出)

(3) 物品購入に係る契約手続を適正に行うべきもの

サービス推進部、広尾病院、墨東病院、府中病院及び八王子小児病院は、物品購入に係る契約を表3のとおり、締結している。

ところで、これらの契約について、契約関係書類と、契約の相手方に対して行った文書照会による関係人調査の結果とを照合したところ、以下のとおり適正でない状況が認められた。

- ① 「カラートナーカートリッジ外6点の購入」では、物品の納品が平成20年6月6日に一括納品となっているものの、関係人の書類等では、平成20年4月4日から同年5月12日の間に48個を納品したとなっており、支出負担行為等の正規の手続を行わないまま、随時に、契約の相手方に納品させ、後日それらをまとめて契約関係の書類を作成し、一括して代金を支払う一括払いを行っている。
- ② 「インクリボン外36点の購入」では、物品の納品が平成20年7月31日に一括納品となっているものの、関係人の書類等では、平成20年7月1日及び同月3日に3個を納品したとなっており、支出負担行為等の正規の手続を行わないまま、随時に、契約の相手方に納品させ、後日それらをまとめて契約関係の書類を作成し、一括して代金を支払う一括払いを行っている。

③ 「収納バック外37点の購入」では、物品の納品が平成20年9月9日に一括納品となっているものの、関係人の書類等では、平成20年9月11日から同月30日の間に185個を納品したとなっており、履行期限後の納品があるにもかかわらず検査を合格としている。

④ 「動脈送血カニューレ外21点の購入」では、物品の納品が平成20年10月15日に一括納品となっているものの、関係人の書類等では、平成20年10月3日から同月7日の間に6個を納品したとなっており、支出負担行為等の正規の手続を行わないまま、随時に、契約の相手方に納品させ、後日それらをまとめて契約関係の書類を作成し、一括して代金を支払う一括払いを行っている。

また、関係人の書類等では、平成20年10月16日から同月31日の間に93個を納品したとなっており、履行期限後の納品があるにもかかわらず検査を合格としている。

⑤ 「替刃外8点の購入」では、物品の納品が平成20年5月30日に一括納品となっているものの、関係人の書類等では、平成20年5月9日から同月22日の間に8個を納品したとなっており、支出負担行為等の正規の手続を行わないまま、随時に、契約の相手方に納品させ、後日それらをまとめて契約関係の書類を作成し、一括して代金を支払う一括払いを行っている

これらの契約のうち、見積合せを行っているものについては、見積合せの趣旨を損なうものとなっている。

部及び各病院は、物品購入等に係る契約手続を適正に行われたい。

また、部は、各病院に対し、物品購入等に係る契約手続を適正に行うよう指導されたい。

(サービス推進部)

(広尾病院)

(墨東病院)

(府中病院)

(八王子小児病院)

(表3) 不適正な契約の状況

番号	部・病院名	契約件名	契約金額 (円)	契約 年月日	履行期限	契約の相手方
①	サービス 推進部	カラートナーカート リッジ外6点の購入	271,162	平成 20. 5. 22	平成 20. 6. 6	A
②	広尾	インクリボン外36点 の購入	971,561	平成 20. 7. 4	平成 20. 7. 31	B
③	墨東	収納バック外37点の 購入	856,590	平成 20. 9. 2	平成 20. 9. 9	C
④	府中	動脈送血カニューレ 外21点の購入	985,042	平成 20.10. 8	平成 20.10.15	D
⑤	八王子 小児	替刃外8点の購入	295,507	平成 20. 5. 26	平成 20. 5. 30	E

(支 出)

(4) 医療薬品等の購入に係る契約手続を適正に行うべきもの

物品購入について不適正な契約手続があった広尾・墨東・府中・八王子小児の各病院において、医療薬品等の購入契約の一部を抽出して、契約関係書類と納品書（契約の相手方の様式）とを照合したところ、表4のとおり、①契約日前の納品、②履行期限後の納品が認められた。

これは、支出負担行為等の正規の手続を行わないまま契約の相手方に納品させ、その後に契約を締結して代金を支払っていることから、入札制度及び見積合せの趣旨を損なうものであるとともに、履行期限後の納品があるにもかかわらず検査を合格としているものであり、適正でない。

病院の医療薬品等の一部については、やむを得ず緊急に調達すべき状況が起り得るが、単価契約の活用などにより、各病院は医療薬品等の購入に係る契約手続を適正に行われたい。

また、サービス推進部は、他の病院も含め、全病院に対し、医療薬品等の購入に係る契約手続を適正に行うよう指導されたい。

(墨東病院)

(府中病院)

(八王子小児病院)

(サービス推進部)

(表4) 不適正な契約の状況

番号	病院名	契約件名	契約金額 (円)	契約 年月日	履行期限	契約の 相手方	契約日 前納品 あり	履行期 限後納 品あり
1	墨東	ガイドワイヤー外2点の購入	198,240	平成 20. 9. 9	平成 20. 9. 12	C	○	○
2		整形外科キット外1点の購入	1,470,840	平成 20. 9. 9	平成 20. 9. 12	C	○	○
3		ビニールグローブ外2点の購入	1,168,230	平成 20. 9. 17	平成 20. 9. 19	C	○	○
4		検査用手袋外8点の購入	1,081,185	平成 20. 9. 25	平成 20. 9. 30	C	○	
5		記録紙外8点の購入	521,220	平成 20. 9. 9	平成 20. 9. 19	C	○	○
6		体重計の購入	178,500	平成 20. 9. 5	平成 20. 9. 10	C	○	
7		薬袋外1点の印刷作成	724,500	平成 20. 9. 3	平成 20. 9. 22	C	○	○
8	府中	チザニン顆粒 0.2%外 10 点 の購入	6,506,567	平成 20.10. 2	平成 20.10. 7	F	○	○
9		アベロックス錠 400 mg外 13 点の購入	4,252,677	平成 20.10. 2	平成 20.10. 7	G	○	○
10		アドエア 500 ディスカス外 5 点の購入	2,174,069	平成 20.10.14	平成 20.10.21	F		○
11	八王子 小児	ラクテート電極外8点の購入	260,510	平成 20. 5. 2	平成 20. 5. 9	E		○
12		鼻マスク外9点の購入	294,047	平成 20. 5. 12	平成 20. 5. 16	E		○
13		メンブランボックス外3点の 購入	554,064	平成 20. 5. 19	平成 20. 5. 23	E		○

(支 出)

(5) 修繕に当たり、関連する保守委託の内容を確認し、契約を適切に行うべきもの

大塚病院は「自走台車設備保守委託」（以下「保守委託」という。）の契約を、Hと締結している（契約金額：691万7,400円、契約期間：平成20.4.1～平成21.3.31）。

この保守委託契約書の仕様書を見ると、「2,000円未満の部品」については、受託業者であるHの費用負担とされている。

ところで、病院は保守委託契約とは別に、同一業者であるHと、①「自走台車式搬送設備の修理」（以下「修繕1」という。）を、特命随意契約（契約金額：31万1,850円、契約期間：平成20.6.17～6.27）により、②「自走台車式搬送設備の修理」（以下「修繕2」という。）を、随意契約（契約金額：29万9,355円、契約期間：平成21.3.4～3.26）により、それぞれ実施している。

しかしながら、修繕1と修繕2の契約の内訳書をそれぞれ見ると、表5のとおり、保守委託契約でHの費用負担により交換すべき2,000円未満の部品の交換についても、修繕契約の経費に含めているため、10万4,055円が不経済支出となっていることが認められた。

病院は、修繕に当たり、関連する保守委託の内容を確認し、契約を適切に行われたい。

(大塚病院)

(表5) 保守委託で交換すべき部品

品名	数量	単位	単価(円)	金額(円)
ガイドローラー	56	個	1,500	84,000
モーターブラシ	10	個	800	8,000
皿バネ	35	枚	160	5,600
Uナット	30	個	50	1,500
計				99,100
消費税及び地方消費税				4,955
合計				104,055

(その他)

(6) 検食を適正に行うべきもの

都立病院は、東京都立病院栄養業務実施要綱に基づき、患者用給食の安全衛生、質、量、食味等が適正であることを点検する(以下「検食」という。)ため、病院職員である医師又は栄養士の少なくとも1人が、毎日、朝、昼、夕食の検食を行うこととしている。

しかしながら、平成20年度における全都立病院の検食実績を確認したところ、広尾・大塚・神経・八王子小児・松沢・梅ヶ丘の各病院では、実際に調理を行っている者による試食は行われているものの、表8のとおり、3食のうちいずれかの検食を行わなかった日が合計で203日(回数270回)あり、このうち20日については、3食全ての検食を行っていないことが認められた。

各病院は、検食を適正に行われたい。

(広尾病院)

(大塚病院)

(神経病院)

(八王子小児病院)

(松沢病院)

(梅ヶ丘病院)

(表8) 検食を行わなかった日数及び回数

(単位：日、回)

病院 名等	広尾		大塚		神経		八王子小児		松沢		梅ヶ丘		合計	
	日数	回数	日数	回数	日数	回数	日数	回数	日数	回数	日数	回数	日数	回数
4月	4	5	0	0	5	8	0	0	9	10	2	3	20	26
5月	3	3	3	4	0	0	0	0	4	4	2	2	12	13
6月	3	3	2	2	0	0	1	1	5	5	2(1)	4	13(1)	15
7月	3(1)	6	2	4	0	0	1	1	10(1)	12	2(1)	5	18(3)	28
8月	4(1)	8	2	3	5(2)	10	0	0	4	4	2	2	17(3)	27
9月	3(2)	7	2	2	0	0	1	1	7	8	0	0	13(2)	18
10月	4(1)	8	3	3	1	1	0	0	9	10	2	2	19(1)	24
11月	6(2)	12	1	2	3	3	0	0	6	6	6	6	22(2)	29
12月	4(2)	8	0	0	4	4	1	1	5	5	2	2	16(2)	20
1月	4	6	2	2	0	0	2	2	8	8	2	2	18	20
2月	4(2)	10	3	3	0	0	1	1	4	4	1(1)	3	13(3)	21
3月	3(1)	6	4	5	3(1)	5	3	3	8(1)	9	1	1	22(3)	29
合計	45(12)	82	24	30	21(3)	31	10	10	79(2)	85	24(3)	32	203(20)	270

(注) 表中の()内は、朝、昼、夕食いずれかの検食を行わなかった日数のうち3食全ての検食を行わなかった日数を示す。

産 業 労 働 局

第1 監査の範囲

1 監査対象事務

平成20年度の産業労働局における予算の執行、財産の管理等について地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項及び第4項に基づく定例監査を実施した。

2 実地監査場所

- (1) 本 庁 総務部、商工部、金融部、金融監理室、観光部、農林水産部、雇用就業部
- (2) 事 業 所 農業振興事務所、森林事務所、島しょ農林水産総合センター、家畜保健衛生所、皮革技術センター、労働相談情報センター、労働相談情報センター大崎事務所、労働相談情報センター池袋事務所、労働相談情報センター亀戸事務所、労働相談情報センター国分寺事務所、中央・城北職業能力開発センター、中央・城北職業能力開発センター板橋校、中央・城北職業能力開発センター高年齢者校、城南職業能力開発センター、城東職業能力開発センター、多摩職業能力開発センター、東京障害者職業能力開発校

3 実地監査期間

平成21年5月21日から同年6月8日まで

第2 監査の結果

1 トップインタビュー

局の事務事業を取り巻く事業環境や事業運営等に対する認識について、監査委員が産業労働局長に対し、インタビューを行った。次はその概要である。

ア 緊急中小企業支援対策、緊急生活・雇用対策等について

昨年夏のリーマン・ショックを契機に、中小企業の景況は悪化し、倒産件数が増加し、持ち直してきた失業率も再び上昇した。これを受けて都は、4回にわたる補正予算等を組むなど、緊急中小企業支援対策と生活雇用対策のための財政措置を講じ、中小企業の資金繰り対策の充実や緊急雇用の創出等に努めている。

イ 観光行政の推進について

観光を、国内外旅行者の消費額が4兆円を超え、外国人旅行者関連に限っても4万人の仕事を生み出す、経済波及効果の高い産業と位置付け、宿泊税を主要な財源として、広く世界から旅行者を誘致するため、東京の魅力を世界に発信するとともに、観光資源の開発や受け入れ体制の整備等を進めている。

ウ 農林水産対策について

高齢化や後継者・担い手の不足、輸入品の増大など、農林水産業を取り巻く厳しい状況の中、様々な施策を展開して東京独自の農林水産業づくりを支援している。農地や森林の整備保全など公益的機能の維持増進の面からも、着実な施策の推進が求められている。

エ 新銀行東京の経営再建について

昨年4月に、中小企業への継続的な支援を図りつつ着実な経営再建を達成するため、(株)新銀行東京の経営監視及び支援を行う専管組織（金融監理室）を設置し、経営状況の分析、都と連携した支援策の検討などを行っている。

2 指摘事項

（歳出）

（1）不適正な契約手続きに対する厳密な防止策を構築すべきもの

農林水産部は、「CDケース他40件の購入」（契約金額：231,126円、契約年月日：平成21年2月23日）を、単数見積もりでの随意契約により、また、雇用就業部は、「カラー仕切りカード他10点の購入」（契約金額：515,949円、契約年月日：平成21年2月26日）を、見積合せによる随意契約により、Aとそれぞれ物品購入契約を締結している。

ところで、これらの契約について、部の契約関係書類と、Aに対して行った文書照会による関係人調査の結果とを照合したところ、支出負担行為等の正規の手続を行わないまま、①農林水産部は、表1のとおり平成20年5月7日から平成21年1月16日の間に12回に渡り、業者に物品を納入させ、その後に契約を締結して代金を支払っている一括払いが認められた。また、②雇用就業部は、表2のとおり平成21年1月27日から同年2月20日の間に4回に渡り、業者に物品を納入させ、その後に契約を締結して代金を支払っている一括払いが認められた。

産業労働局は、平成20年の随時監査（実施期間：平成20年11月10日～12月18日）においても同様の指摘（農林水産部）を受けており、平成20年12月22日付産労総企第348号「契約・会計事務処理の適正について」（以下「通知」という。）で、少額支払案件の資金前渡の活用等、適正な契約方法に基づく適時・適正な方法による債権者への支払いについて、局内各部に周知を図ったとしている。

しかしながら、農林水産部では随時監査の指摘後においても不適正な一括払いが認められ、また、雇用就業部では各部への通知を受けた後に不適正な一括払いを行っていることから、各部は契約に係る規則の徹底や内容確認等を厳格に行われたい。

さらに、総務部は各部からの締結依頼に基づく契約を行っているが、上記のように、見積合せの本来の趣旨を損なう結果が生じており、チェック機能を整備する等、不適正な契約手続きに対する防止策を厳密に構築されたい。

（総務部）

(農林水産部)

(雇用就業部)

(表1) 農林水産部の契約

(単位：円)

契約書類上の納品日	支払日	関係人の納品書控	品名	金額
H21.3.4	H21.3.16	H20.5.7	CDケース 10 枚入	2,400
		H20.6.27	プリンタラベル他 7 点	31,600
		H20.8.5	インクカートリッジ他 2 点	8,390
		H20.8.26	デザインケース	1,120
		H20.8.28	製本テープ他 2 点	39,840
		H20.9.18	カセットテープ 120 分他 7 点	40,880
		H20.10.14	ボックスファイル他 9 点	44,440
		H20.10.15	軍手 12 双入	450
		H20.10.17	懐中電灯他 1 点	13,000
		H20.11.19	クリアフォルダー	3,500
		H20.12.15	インクカートリッジ他 1 点	14,340
		H21.1.16	キーボードカバー他 1 点	20,160
			小 計	220,120
			消費税	11,006
			合 計	231,126

(表2) 雇用就業部の契約

(単位：円)

契約書類上の納品日	支払日	関係人の納品書控	品名	金額
H21.3.5	H21.3.18	H21.1.27	カラー仕切カード他 3 点	27,600
		H21.2.5	色上質紙他 2 点	85,680
		H21.2.12	色上質紙 A3 中厚口 500 枚水色	229,400
		H21.2.20	ビニールロープ他 2 点	148,700
			小 計	491,380
			消費税	24,569
			合 計	515,949

(2) 業務委託契約の支払いを適切に行うべきもの

農林水産部は、「苗木の生産供給事業」（契約金額：3億100万円、契約期間：平成20.4.1～平成21.3.31）及び「農地と担い手マッチング事業」（契約金額：1,350万円、契約期間：平成20.4.1～平成21.3.31）について、財団法人農林水産振興財団（以下「財団」という。）と業務委託契約を締結しており、業務委託に係る委託料は概算払により支出している。

概算払をすることが出来る経費は、東京都会計事務規則（昭和39年、東京都規則第88号、以下「規則」という。）第83条に限定列挙されており、その支払うべき金額の確定前に概算額をもって支払う例外的な支払い方法である。

ところで、この業務委託に係る概算払の支払状況を見たところ、次のように不適切な状況が認められた。

ア 苗木の生産供給事業については、表3のとおり四半期ごとに分割概算払が行われている。

この支出と精算の状況について見たところ、内容が主に苗木の購入（計画30万本/年）と掘取運搬業務（計画25万本/年）であるが、この事業の計画に対する報告を徴していない。

このため、事業の計画に基づく適切な金額を算定しないまま、執行計画と同額が支出されている状況となっており、各期ごとの繰越金を考慮した概算額の支払いが行われていない。

イ 農地と担い手マッチング事業については、年度当初に全額（1,350万円）を一括で支出しているが、財団からは四半期毎の執行計画が提出されており、分割概算払の方法でも事業の執行に支障はなく、一括払いする必要はない。

部は、業務委託契約の支払いを適切に行われたい。

（農林水産部）

（表3）苗木の生産供給事業の執行計画及び実績

（単位：円）

区 分		第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
執 行 計 画		10,000,000	15,000,000	100,000,000	176,000,000
A	概 算 払 額	10,000,000	15,000,000	100,000,000	176,000,000
B	前 期 繰 越 金	—	2,900,580	7,445,988	22,531,819
C	執 行 金 額	7,099,420	10,454,592	84,914,769	184,030,142
D	繰越額（戻入額） (D=A+B-C)	2,900,580	7,445,988	22,531,219	(14,501,677)

(3) 一体の契約とするよう見直すべきもの

多摩職業能力開発センター（以下「センター」という。）では、庁舎清掃委託（契約金額：210万円、契約期間：平成20.4.1～平成21.3.31）とトイレ清掃委託（単価契約）（推定総金額：20万7,900円、契約期間：平成20.4.1～平成21.3.31）について、それぞれBと契約を締結している。

ところで、これらの業務内容について見たところ、センターでは、平成19年から表4のトイレ清掃委託を行っているが、表5の庁舎清掃委託契約とは、同種の業務契約であり、別契約として行う必要性はない。

センターは、庁舎清掃委託とトイレ清掃委託について、一体の契約とするよう見直されたい。

（多摩職業能力開発センター）

（表4）トイレ清掃委託内容

場 所	内 容	備 考
トイレ	特に汚れている箇所を雑巾、モップ、ブラシ等を用いて汚れを除去し、トイレットペーパー及び水せっけんの補充	2回/週

（表5）庁舎清掃委託清掃内容

場 所	部 位	作業項目	周 期
全箇所	床（硬質床）	洗浄	1回/2ヶ月
	床（弾性床）	洗浄	1回/月
303教室	床（繊維床）	洗浄	1回/2ヶ月
402・403教室	床（繊維床）	除塵	1回/2ヶ月
全箇所	窓ガラス	洗浄	1回/3ヶ月
	溝（サッシ）	洗浄	1回/年
	網戸	洗浄	1回/年
全箇所	照明器具	拭き	1回/年
人材育成課教室・訓練課教室・ 203・302・303・404教室	ブラインド	洗浄	1回/年
トイレ	床（硬質床）	洗浄	1回/2週
	洗面台・水栓・モップ流し	拭き	1回/2週
	衛生陶器	洗浄	1回/2週
	汚物容器	汚物収集	1回/週
	換気扇	洗浄	1回/年

(その他)

(4) 休止事業者等に対する状況把握及び訓練再開に向けた支援を適切に行うよう指導すべきもの
事業主又は事業主の団体等（以下「事業主等」という。）が雇用している労働者に対して行う職業訓練のうち、職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号（以下「法」という。））第19条に定める訓練基準に適合する職業訓練として、知事に申請して認定を受けたものを認定職業訓練という。これは、労働者が職業能力を開発し向上させる機会を広げていくこと、並びに多種多様な形で進められている企業の教育訓練について、社会的に通用する一定の水準を確保することを目的としており、平成20年度における認定職業訓練事業主等の状況は表6のとおりとなっている。

雇用就業部では、各職業能力開発センター（以下「センター」という。）に対し、毎年これらの認定職業訓練を行っている事業主等を巡回して、認定職業訓練実施状況の確認や経理事務の指導を行い調査報告書を提出するよう指導している。

ところで、各センターにおいて、これらの認定職業訓練の巡回指導等について見たところ、表7のとおり、長期間休止状態が続いていたり、休止届を提出しないまま休止扱いとなっている事業主等があるが、中央・城北職業能力開発センター以外の各センターでは、これらの休止事業者等に対して何ら具体的な対応を行っておらず、休止事業者等が訓練の早期再開を行うための環境を整備するうえで、十分とは言えない状況になっている。

しかしながら、中央・城北職業能力開発センターが休止事業者等に対して巡回指導した際の報告書においては、他団体の訓練コースを紹介するなどの会員のニーズに合う訓練の構築に向けた支援等も行っていることから、他のセンターにおいても巡回指導等を通じたヒアリング調査を実施して必要な支援等を行うなど、適切に事業者等を指導していくことが求められる。

認定職業訓練が労働者の職業能力の開発・向上などを目的として行うことを踏まえ、部は各センターに、休止事業主等に対する状況把握及び訓練再開に向けた支援を適切に行うよう指導されたい。

(雇用就業部)

(表6) 平成20年度認定職業訓練事業主等数

区 分	年度当初	新規	廃止	年度末	
					うち休止
中央・城北職業能力開発センター	55	1	4	52	8
城東職業能力開発センター	38	0	1	37	6
城南職業能力開発センター	41	1	0	42	10
多摩職業能力開発センター	9	2	1	10	2
合 計	143	4	6	141	26

(表7) 休止の状況

休止開始年度	休止事業主等数	備 考
平成 11 年度	2	うち 1 件は 16 年度から休止届なし
平成 12 年度	1	
平成 13 年度	1	
平成 14 年度	3	
平成 15 年度	1	
平成 16 年度	3	うち 1 件は 19 年度から休止届なし
平成 17 年度	4	
平成 18 年度	3	
平成 19 年度	4	
平成 20 年度	4	
合 計	26	

2 意見・要望

(その他)

(1) ホームページに人材育成プラザ施設の空き状況等を掲載することについて検討すべきもの

雇用就業部では、中小企業や事業主団体等が社員の教育訓練や研修に使用することを目的として、東京都立職業能力開発センター人材育成プラザを7箇所設置し、実習室などの施設等の貸し出しを行っているが、利用状況は表8のとおりであり、全センター合計使用枠の半分以下となっている。

これらの施設の使用方法は、利用者が各センターの人材育成プラザに、電話又は窓口で空き状況を確認し、原則使用日の2ヶ月前から施設設備使用申請書及び実施計画書を提出することとなっている。使用申請書等の配布については、各センターから郵送又は、利用者が直接取りに行く等の方法がとられている。

ところで、各センター人材育成プラザのホームページを見たところ、表9のとおり、一部のセンターでは、貸出施設の空き状況や施設設備使用申請書等のPDF版を掲載しているところもあるが、大部分のセンターではそれらを掲載していない状況になっている。

また、部ではTOKYOはたらくネットというホームページを運用管理しており、この中でも人材育成プラザのサービスというページがあるが、サービス内容、施設概要及び利用案内が掲載されているのみとなっている。

しかしながら、各センター等のホームページにおいて貸出施設に係る空き状況の確認を可能にしたり、施設設備使用申請書等各センターで共通して使用する書類を掲載して、利用者が自ら印刷できるようにすることは、利用者の利便性の向上にとって重要である。

部は、各センターと調整し、ホームページに人材育成プラザ施設の空き状況等を掲載することについて検討されたい。

(雇用就業部)

(表8) 人材育成プラザの使用状況

区 分		使用枠	使用実績	区 分		使用枠	使用実績
中央・城北	教室	2,571	1,678	八王子	教室	2,392	354
	実習室	857	471		実習室	812	134
	パソコン室	857	472		パソコン室	787	355
	合 計	4,285	2,621		合 計	3,991	843
板橋	教室	1,595	737	武蔵野	教室	2,424	805
	実習室	678	307		実習室	808	177
	パソコン室	787	257		パソコン室	808	266
	合 計	3,060	1,301		合 計	4,040	1,248
城南	教室	2,433	1,549	府中	教室	2,424	882
	実習室	808	537		実習室	808	274
	パソコン室	808	448		パソコン室	808	395
	合 計	4,049	2,534		合 計	4,040	1,551
江戸川	教室	2,424	630	全センター計	教室	16,263	6,635
	実習室	808	221		実習室	5,579	2,121
	パソコン室	808	251		パソコン室	5,663	2,444
	合 計	4,040	1,102		合 計	27,505	11,200

(表9) 各センターにおけるホームページでの人材育成プラザ施設の情報提供等の状況

区 分	空き情報掲載	申請書等掲載
中央・城北能力開発センター	有り	なし
中央・城北能力開発センター板橋校	なし	なし
城南能力開発センター	有り	なし
城東能力開発センター江戸川校	なし	有り
多摩能力開発センター八王子校	なし	なし
多摩能力開発センター武蔵野校	なし	なし
多摩能力開発センター府中校	なし	なし

中央卸売市場

第1 監査の範囲

1 監査対象事務

平成20年度の中央卸売市場における予算の執行、財産の管理等について地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項及び第4項に基づく定例監査を実施した。

2 実地監査場所

- (1) 本 庁 管理部、事業部
- (2) 事業所 築地・食肉・大田・豊島・淀橋・足立・板橋・世田谷・北足立・多摩ニュータウン・葛西の各市場

3 実地監査期間

平成21年2月20日から同年3月10日まで
平成21年6月1日及び2日

第2 監査の結果

1 トップインタビュー

市場の課題に対する認識や運営方針等について、監査委員が中央卸売市場長に対し、インタビューを行った。次はその概要である。

ア 中央卸売市場の役割と将来のあり方について

市場は、生鮮食料品等の円滑な供給と消費生活の安定という重要な役割を果たしている。一方で、大型店や輸入食品の増加などを背景に、市場を経由しない生鮮食料品等が増加している。このような状況の変化に対応し、市場内業者の活力をどう向上させていくのが課題であり、今後、市場がどのような役割を果たすべきかを含め、市場全体のビジョンを改めて検討していく必要がある。

イ 豊洲新市場の整備計画について

豊洲新市場の整備については、平成26年12月の開場を目指して調整を進めているところである。新市場予定地の土壌汚染対策については、専門家会議の提言を踏まえ、技術会議で総合的な土壌汚染対策を取りまとめた。遮水壁の設置、汚染物質の処理、地下水の管理など、最先端の技術や工法によって対策に万全を期し、都民が安心できる市場として開場させていくとともに、都民・業界の方々に正確に理解していただくよう努めていく。

ウ 人材育成の方針について

社会経済状況の変化を背景として、市場が果たすべき役割が変わりつつある現在、人材育成の面でも、市場全体の将来を考えて積極的に行動する職員を育てる必要がある。研修やOJT

を中心に、政策形成能力の育成を図るなど、人材育成を強化していく。

2 指摘事項

(収 入)

(1) 販売金額の調査を適切に行うべきもの

東京都中央卸売市場条例施行規則（昭和46年東京都規則第273号、以下「規則」という。）第56条第3項では、仲卸業者が卸売業者以外の者から物品を買い入れて販売（以下「直荷引」という。）したときは、毎月の販売実績を買入れ物品販売届出書（以下「届出書」という。）により市場に届け出なければならないとし、直荷引を行った仲卸業者から、届出書による販売金額の1,000分の2.5を仲卸業者売場使用料として徴収するとしている（規則第71条）。また、各市場は、仲卸業者の直荷引分について、仲卸業者が決算書により作成する事業報告書により、事業年度の直荷引分の販売金額を調査することとしている（「仲卸業者の業務の規制について」（平成11年10月5日付事業部通知））。

ところで、大田市場における直荷引分の販売金額の調査状況について見たところ、大田市場は、各月の届出書を事業年度で集計した額と、事業報告書の額とを突合し、相違を調査した記録がなく、調査が適切に行われたか確認できない状況となっている。直荷引分の販売金額は、使用料収入につながるものであり、届出書と事業報告書に相違がある場合、適切に調査することが必要である。

大田市場は、販売金額の調査を適切に行われたい。

（大田市場）

(収 入)

(2) 使用料等の債権管理を適切に行うべきもの

東京都中央卸売市場条例（昭和46年東京都条例第144号、以下「条例」という。）に定める市場施設の利用者が、都に納付すべき市場使用料及び利用者が負担すべき費用（以下「使用料等」という。）を滞納した場合には、滞納されている使用料等を速やかに回収する必要がある。

ところで、大田市場における債権管理について見たところ、次のような問題点が認められた。

ア 滞納者への督促・催告するにあたり、滞納者別の滞納金額を集計した一覧表を作成することとしているが、この一覧表を最新のものに更新しておらず、滞納者別の滞納金額を正確に把握していないため、督促・催告が適切に行える状態となっていない。

イ 「東京都中央卸売市場使用料等に係る滞納整理等事務処理要領」（平成16年3月29日付15中管財第675号）では、滞納者に対して、①督促・催告、②支払計画書の提出、③保証金の充当、④保証金充当後の残債権の請求、⑤納付指導などを行うこととしているが、これら事務に係る督促及び交渉経過の記録がないことから、これまでの経緯が確認できない。

大田市場は、使用料等の債権管理を適切に行われたい。

(大田市場)

(支出)

(3) 物品購入に係る契約手続を適正に行うべきもの

ア 管理部は、「再生トナーカートリッジの購入」(契約金額：17万4,195円、契約年月日：平成20.5.21)を、単数見積りでの随意契約により、Aと締結している。

ところで、この契約について、契約関係書類と、Aに対して行った文書照会による関係人調査の結果とを照合したところ、支出負担行為等の正規の手続を行わないまま、事業者に物品を納入(平成20.4.11、同年4.28、同年5.15及び同年5.16)させた後に契約を締結し、代金を支払っていることが認められた。

イ 大田市場は、「プラグ外16点の購入」(契約金額：22万3,356円、契約年月日：平成20.10.9)を、単数見積りでの随意契約により、Bと締結している。

ところで、この契約について、契約関係書類と、Bに対して行った文書照会による関係人調査の結果とを照合したところ、支出負担行為等の正規の手続を行わないまま、事業者に物品を納入(平成20.9.10及び同年9.25)させた後に契約を締結し、代金を支払っていることが認められた。

部及び大田市場は、物品購入に係る契約手続を適正に行われたい。

(管理部)

(大田市場)

(支出)

(4) 簡易専用水道の管理を適切に行うべきもの

築地市場では、都水道局から供給される水道水を、受水槽に貯めて市場内に供給する簡易専用水道を設置している。このため、簡易専用水道の検査(以下「法定検査」という。)を、築地市場ビル管理法関係委託契約(契約金額：123万余円、契約期間：平成20.4.1～平成21.3.31)の中で、実施している。

ところで、受託者から受けた法定検査結果報告書(平成20.12.10、以下「報告書」という。)について見たところ、次の事実が認められた。

ア 水道法施行規則(昭和32年厚生省令)第55条では、給水栓における水の色、濁り、臭い、味など異常の有無について毎日検査(以下「飲料水外観点検」という。)を行い、この記録は3年保存し、法定検査の際にその記録状況等について検査を受けることとなっている。

しかしながら、築地市場は、報告書において飲料水外観点検の記録がないことが指摘されているが、監査日(平成21.2.26)現在、記録簿を作成していない。

イ 報告書には、受水槽等について表1のとおり不適切な事項が指摘されており、速やかな対

応が求められているにもかかわらず、監査日現在、改善されていない。

築地市場は、簡易専用水道の管理を適切に行なわれたい。

(築 地 市 場)

(表 1) 設備に関する法定検査結果

検査事項	場所	検査結果
施設設備の 点検	仮設卸売場 B1 棟	水槽マンホールに密閉用ナットを取付けること
	新第三立体卸売場	受水槽マンホール金具の破損 受水槽通気管の防虫対策を講じること
	水産部立体駐車場	高置水槽の防虫網が破損 交換等の処置が必要
	関連事業者棟	高置水槽通気管の防虫対策を講じること

建設局

第1 監査の範囲

1 監査対象事務

平成20年度の建設局における予算の執行、財産の管理等について地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項に基づく定例監査を実施した。

2 実地監査場所

- (1) 本 庁 総務部、用地部、道路管理部、道路建設部、公園緑地部、河川部
- (2) 事業所 第一・第二・第三・第四・第五・第六・西多摩・南多摩東部・南多摩西部・北多摩南部・北多摩北部各建設事務所、土木技術センター、東部・西部各公園緑地事務所、江東治水事務所

3 実地監査期間

平成21年2月10日から同年3月5日まで

第2 監査の結果

1 トップインタビュー

局の主要事業・新規事業への取組方針や事業運営等に対する認識について、監査委員が建設局長に対し、インタビューを行った。以下はその概要である。

ア 三環状道路等の整備促進について

東京の最大の弱点である慢性的な交通渋滞を解消し、国際競争力を高めるとともに快適で利便性の高い都市を実現していく必要がある。そのため、三環状道路の整備（平成21年度から外環道（関越道～東名高速間）に事業着手予定）をはじめ、多摩南北道路の整備等、道路ネットワークの整備を推進するとともに、踏切を108箇所除却する連続立体交差事業を進めている。

イ 集中豪雨等の気候変動への適応策について

近年、東京では集中豪雨がたびたび発生し浸水被害が多発している。このため、中小河川や調節池の整備等のハード対策を強化するとともに、洪水予報システムを新たに整備し、都民や関係機関へ迅速に情報提供する等のソフト対策を実施し、浸水被害の軽減を図っている。また、土砂災害警戒区域の指定及び避難所周辺の安全確保を進めている。

ウ 街路樹倍増等による緑あふれる東京の実現について

東京を緑あふれる都市へと変えていくため、今後、都内の街路樹を100万本に倍増させること等を目標に、都民が緑の増加を実感できるよう、目で見て美しく、線から面へと広がりと厚みのある緑の創出を進めている。また、都民参加の「マイツリー」事業や地元の町内会・商店会等による街路樹・緑地の管理などソフト対策にも力を入れている。

エ 技術系職員の採用拡大、人材育成等について

技術系職員の大量退職時代の到来を迎え、東京都の技術力の低下が懸念されている。また、中堅となる40歳代の職員数が少ないことから、優秀な技術職員の確保のための、新規採用職員の採用拡大と人材育成等が大きな課題となっている。

2 指摘事項

(歳入)

(1) 道路占用料の滞納者に対し時期を定めて一律に督促状を送付すべきもの

道路法（昭和27年法律第180号）第73条によれば、看板等による道路占用に対する道路占用料が納期までに支払われない場合、道路管理者は、督促状により、納付すべき期限を指定して督促しなければならないとしている。

しかしながら、北多摩北部建設事務所は、表1のとおり、道路占用料を滞納している14者のうち、6者に督促状を送付したのみで、他については督促状を送付していない。また、督促した場合でも、督促時期が納期の5か月後、10か月後と遅く、かつ一定していない。

督促状の送付により延滞金及び時効中断効果が発生するのであるから、本来、督促は納期経過後一定の時期に一律に行わなければ、公平を失することになるにもかかわらず、所は行っていない。

これは、各事務所が道路占用料の徴収等を、道路管理部が作成した「道路占用料徴収事務の手引き」及び平成20年度から試行を開始している道路占用料の強制徴収にあたり作成した「道路占用料債権回収マニュアル」に準拠して行っているが、これらの手引きで、督促すべき時期や、原則として一律に督促すべきことを明確に定めていないことによるものである。

部は、道路占用料の滞納者に対し、時期を定めて一律に督促状を送付することを原則とするよう事務処理手順を改めるとともに、各事務所を指導されたい。

(道路管理部)

(表1) 北多摩北部建設事務所における督促状の送付状況
 (平成21.3.5監査日現在)
 (単位:円)

債務者	調定年度	調定金額	納期	督促状送付日	納付日
A	平成20年度	3,640	H20.4.30	—	H20.12.10
B	平成20年度	3,640	H20.4.30	—	H20.10.7
C	平成20年度	52,800	H20.4.30	—	H20.12.2
D	平成19年度	16,380	H19.4.30	H20.3.13	H21.1.27
E	平成19年度	5,133	H19.10.4	H20.3.13	H20.7.15
F	平成20年度	8,800	H20.4.30	—	H20.12.30
G	平成20年度	8,800	H20.4.30	H21.2.27	—
H	平成20年度	1,820	H20.4.30	—	—
I	平成20年度	26,400	H20.4.30	—	H20.11.7
J	平成20年度	8,800	H20.4.30	—	H20.10.28
K	平成20年度	17,600	H20.4.30	—	H20.11.5
L	平成20年度	17,600	H20.4.30	H21.2.27	—
M	平成20年度	8,800	H20.4.30	H21.2.27	—
N	平成20年度	1,466	H20.4.30	H21.2.27	—

(2) 霊園管理システムを見直すべきもの

公園緑地部は、霊園の埋蔵施設、収蔵施設の貸付を行い、使用者(約26万人)から、霊園埋蔵施設等の使用料及び霊園内の清掃等の経費負担である管理料を徴収しているが、これらの収入管理については、霊園管理システム(以下「システム」という。)を用いている。

このシステムの原本データを記録し保管するデータベースは、不正改ざんを防止できるものでなければならず、部は、システムの利用に当たってはパスワード等を設定し、組織に応じてアクセスできる情報を制限するなどのセキュリティ対策は講じているとしている。

しかしながら、現行システムでは、データを変更する必要がある場合には、職員がデータベースを直接書き換えることとなっているが、変更前と変更後のデータを保持し変更した履歴や内容等が分かるようにして、不正改ざんを防止できるような仕組みにはなっていないため、現状では、不正改ざんが行われても判別できず、正確な結果が得られなくなる恐れがある。

部は、不正改ざんを予防するため、霊園管理システムを見直されたい。

(公園緑地部)

(3) 道路及び河川占用料の納期限を適正に定めるべきもの

第三建設事務所では、道路及び河川の占用料を、東京都道路占用料等徴収条例（昭和27年東京都条例第100号）及び東京都河川流水占用料等徴収条例（平成11年東京都条例第95号）に基づき、徴収している。

両条例では、占用期間が複数年度にわたる場合、2年目以降の占用料について、毎年4月30日までに徴収するものとしている。

ところで、所における占用料の納入状況を見たところ、表2のとおり、条例に定める期限内に納期限が設定されておらず適正でない。

所は、道路及び河川占用料の納期限を適正に定められたい。

(第三建設事務所)

(表2) 道路及び河川占用料納期限一覧

種類	占用者	占用内容	金額 (円)	納期限
道路	○	架空線占用等	512,155,881	平成20.5.12
道路	Pほか43者	看板	4,513,500	平成20.5.30
河川	Qほか18者	電気通信設備の埋設および添架	15,744,221	平成20.5.23
合計			532,413,602	

(歳 出)

(4) 単価契約工事について

道路管理部は、道路、橋梁等の維持工事等を対象とする単価契約工事について、その運用方針、必要な書式等を道路維持関係（単価契約）実施要領（平成20年4月改定、以下「要領」という。）により定めている。また、他の各部は、表3に例示する種類の単価契約工事を対象として、この要領を準用又は参考としている。

各建設事務所では、この要領等に基づき、維持工事等について単価契約を締結している。

単価契約工事は、緊急性のある小規模な工事を対象として、これらの工事に必要な工種及び単価を定め、点検・修繕を行う必要が発生したときに、請負者に対して、工事を指示するものである（以下、所が請負者に対して指示し行った維持工事等を「指示工事」という。）。

単価契約工事のうち、特に緊急に行う必要がある、安全な交通を確保するための道路の維持工事等を行う場合、労務費を割増した単価を設定しており、競争入札を行う場合と比べて、当然に支出総額は割高なものとなる。

また、河川管理などにおいても、通常の競争入札を行う時間のない維持工事等を行う場合には、単価契約工事を行っている。この場合、労務費の割増はしていないが、競争性は欠けるものとなっている。

以上のように、単価契約工事は、例外的な契約方法であることから、限定して適用されるべきものであり、適用にあたっては、その理由を明確にする必要がある。

しかしながら、各所の単価契約工事について見たところ、次のとおり改善すべき点が認められた。

(表3) 建設局の行っている単価契約工事の種類と目的

所管部	種類 (例示)	目的	要領の 取扱い
道路管理部	道路橋梁維持補修	道路の安全な交通を確保するための維持補修	規定
	事業用地管理	交通安全施設工事に伴う事業用地の管理、竣工して仮供用しているが道路管理者に未引継の道路の管理	準用
道路建設部	事業用地管理	道路整備・街路整備事業に伴う事業用地の管理、竣工して仮供用しているが道路管理者に未引継の道路の管理	準用
河川部	河川維持補修	河川の維持補修	参考
	事業用地管理	河川整備に伴う事業用地の管理及び竣工しているが河川管理者に未引継の河川の管理	参考
各部	除草委託	保有する河川・道路・事業用地の除草・立木の剪定	参考

ア 計画的に対応すべき工事について、単価契約ではなく競争入札により契約を締結すべきもの

南多摩東部建設事務所及び北多摩南部建設事務所では、表4のとおり、計画的に対応することが可能であった工事を、単価契約工事により行っており、適正でない。

所は、こうした工事については、競争入札の方法によって工事契約を締結するよう、計画的に対応されたい。

また、道路管理部及び河川部は、所を適切に指導されたい。

(南多摩東部建設事務所)

(北多摩南部建設事務所)

(道路管理部)

(河川部)

(表4) 計画的な対応が可能であった単価契約工事の事例

(単位：円)

建設事務所	単価契約工事			指示工事の内容	金額	指示日 工期
	件名	発注限度額	契約期間			
南多摩東部	河川維持工事(町田その1-2)	7,000,000	H20.9.26~ H20.10.31	真光寺川排水機場において耐用年数が5~7年の蓄電池を12年間利用していたものを交換したもの	628,669	H20.9.29~ H20.10.14
北多摩南部	河川維持工事(その1)	7,000,000	H20.4.1~ H20.10.31	増水時の野川河川敷への立入について注意を促す簡易看板を、恒久的な看板に、取り替えたもの	208,800	H20.10.23~ H20.10.31
	事業用地管理工事	6,000,000	H20.4.1~ H21.3.31	残土仮置場に置いてあるガードレール等仮設材の搬出が、仮置残土により困難となったため、仮置残土を処理したもの	1,108,609	H20.8.4~ H20.8.16

イ 単価契約工事の必要性を明確にするため、交通管理者との協議内容を記録しておくべきもの
北多摩南部建設事務所は、表5の事例のとおり、単価契約工事によりポストコーンの設置、植込み等廃止・区画線位置変更等を行っている。道路管理者である所は、これらの工事を、交通管理者である所轄警察署からの緊急の協議があったため、行ったとしている。

ところで、道路を整備するにあたっては、道路管理者と交通管理者の間で設計協議を行い、協議内容に従って設計・施工をしているものであるから、整備後に費用をかけて現状を変更する場合、交通管理者からの合理的な理由に基づく要請による協議がなければならない。

しかしながら、工事の指示原議等には、協議内容等の記載がなく、交通管理者との協議に基づくものか、確認できないものとなっている。

所は、交通管理者との協議内容、変更理由等を記録されたい。

また、北多摩南部建設事務所以外の建設事務所においても、同様の状態であることから、部は、各所に対し、交通管理者との協議内容を記録するよう、指導されたい。

(北多摩南部建設事務所)

(道路管理部)

(表5) 交通管理者との協議に基づく工事の事例

(単位：円)

単価契約工事			交通管理者との協議に基づく 指示工事の内容	指示工事 金額	指示日 工期
件名	発注限度額	契約期間			
道路橋梁 維持工事 その5	18,200,000	H20.4.1～ H20.10.31	主要地方道4号線のセンターラインに歩行者横断抑止のためのポストコーンを設置したもの。	928,855	H20.9.3～ H20.9.12
			都道233号線の延長282mにカラー舗装等を行ったもの	1,652,529	H20.10.20～ H20.10.31
事業用地 管理施設 設置工事 (安全)	12,000,000	H20.4.1～ H21.3.31	平成19年度に街路築造を完了した主要地方道15号前原坂上交差点において、植え込みの廃止・歩道化、車止め設置、カラー舗装を行ったもの。	855,311	H20.4.21～ H20.5.15

ウ 単価契約工事を実施せず、本来整備工事により行うべきもの

第三建設事務所及び北多摩南部建設事務所は、表6のとおり、単価契約工事を行っている。

これらの指示工事について見たところ、河川や道路にかかる整備工事において関係者と十分協議を行い、本来整備工事で行っておくべき内容の工事を、単価契約工事によって行っていることが認められた。

本来整備工事で実施していれば、一般に工事費は、別途工事にするより経済的であり、また、追加の事務処理、工事期間も不要である。

各所は、道路や河川にかかる整備工事を実施する場合、関係者と十分に内容を調整することにより、必要のない単価契約工事を行うことがないようにされたい。

また、道路建設部及び河川部は、所を適切に指導されたい。

(第三建設事務所)

(北多摩南部建設事務所)

(道路建設部)

(河川部)

(表6) 指示工事の事例

(単位：円)

指示工事の内容	工事金額	指示日 工期	本来施工すべき整備工事
第三建設事務所 件名：事業予定地等管理工事			
環七地下調節池への妙正寺川取水施設脇の護岸に水位計を設置	229,430	H20.4.11～ H20.4.30	神田川・環状七号線地下調節池（第二期）妙正寺川暫定取水施設整備工事（その1）（契約金額：3億5,962万5,000円、工期：H18.1.10～H19.3.12）で整備した取水施設を運用するための水位計で、整備工事により設置すべきもの。
和田堀公園散水栓の水道管の口径を変更	184,600	H20.5.16～ H20.6.2	善福寺川整備工事に伴う和田堀第六号調節池整備工事（激特1-2）（契約金額：1億7,956万1,650円、工期：H19.8.27～H20.3.3）により整備すべきもの。
和田堀公園に電源ボックスを設置	1,744,200	H20.5.16～ H20.6.2	
和田堀公園で擁壁の削孔と車止めを設置	274,800	H20.5.23～ H20.6.2	
北多摩南部事務所 件名：事業用地管理工事（その1）			
看板・カーブミラー等を設置	626,068	H20.6.2～ H20.6.16	西東京3・2・6号線の買収済用地を歩道として一般開放するにあたり、街路築造工事に伴う工事用搬入路設備工事（契約金額：5,689万4,250円、工期：H19.11.26～H20.4.18）における歩道舗装と同時に整備をしておくべきもの。
接続する市道との段差を解消	13,068	H20.6.2～ H20.6.16	西東京3・2・6号線の買収済用地を歩道として一般開放するにあたり、環境施設帯モデル整備工事（契約金額：2,874万4,800円、工期：H16.2.9～H16.3.30）における歩道舗装と同時に整備をしておくべきもの。

(5) 所内の連絡調整を十分に行い、適切な事業用地管理を行うべきもの

北多摩南部建設事務所は、事業用地管理施設設置工事（発注限度額：4,250万円、工期：平成20.4.1～平成21.3.31、契約の相手方：R）により、武蔵野市中町の事業用地に、平成19年度に設置したパイプ柵13個を撤去し、新たにガードパイプを設置している（指示日：平成20.4.10、工期：平成20.4.30、施工金額24万3,966円）。

これは、用地を取得するにあたり、売主と用地課の協議により、都が買収した事業用地を売主の自動車が通行できるよう整備することとなっていたが、所内の連絡調整が不十分のまま、工事課が事業用地にパイプ柵を設置したことにより、自動車の通行ができなくなったため、売主の要望により撤去したものである。

この結果、平成19年度工事におけるガードパイプの設置費用41万8,964円と今回の工事のうち撤去に要した7万8,085円の計49万7,049円が不経済支出となっている。

所は、所内の連絡調整を十分に行い、適切な事業用地管理を行われたい。

（北多摩南部建設事務所）

(6) 契約方法を見直すべきもの

道路管理部は、板橋四ツ又駐車場（収容台数200台、地下二層自走式）の車両保管業務、駐車料金収納管理業務等について財団法人東京都道路整備保全公社（以下「公社」という。）を特命し、委託を行っている（金額：5,012万6,044円、契約期間：平成20.4.1～平成21.3.31）。

特命理由としては、①当該駐車場が都道の道路附属物駐車場であることから、管理は道路管理者が行うべきものであり、業務受託者についても道路管理者に準ずる者であることが必要であること、②平成14年度より公社に委託しているが、当該駐車場における収支の改善や漏水対応などを適切に行っていること、などとしている。

しかしながら

- ① 受託者は、道路管理者に準ずる者であることが必要であるとしているが、業務委託を行ったとしても、法令上の道路管理者は都であり、一般の民間事業者が業務の受託者となる場合であっても、支障はないこと。
- ② 委託業務内容は、主に、表7のとおり車両保管業務、駐車料金収納管理業務等であり、民間の駐車場事業者が十分に行える業務であること。

などから、公社に特命で委託しているのは適切ではない。

部は、競争による契約を行うなど契約方法を見直されたい。

(道路管理部)

(表7) 公社の業務内容

ア 車両保管業務
イ 駐車料金収納管理業務
ウ 警備業務
エ 清掃業務
オ 設備運転・管理業務
カ 防火管理業務
キ 環境管理業務
ク 漏水箇所調査及び対応

2 意見・要望

(歳入)

- (1) 道路占用料（一般占用）の収入管理を道路占用物件管理システムにより行うことについて検討すべきもの

道路管理部は、水道・下水道・電気・電話・ガス事業者以外が行う道路占用（以下「一般占用」という。）にかかる事務について、道路占用物件管理システムを構築し、各建設事務所では、このシステムを活用して占用物件、申請者、申請・許可内容などの情報を管理し、道路占用許可にかかる業務を行っている。各所の一般占用にかかる許可件数は、表8のとおりである。

占用許可に当たり、各所は占用物件、占用者、占用面積等を道路占用物件管理システムに入力し、台帳の作成、許可書の出力等を行っている。

ところで、道路占用料の収入管理については、占用者ごとに財務会計システムに、債務者情報と調定金額を入力して、調定、納入通知書の発行を行い、収入があったときには、財務会計システムにより収入の消し込み及び収入未済の一覧を出力し、その後、道路占用物件管理システムの占用台帳を参照して収入未済となった占用許可案件を特定した上で滞納整理を行うなどの事務処理を行っている。

しかしながら、道路占用物件管理システムは

- ① 道路占用料の金額算定に必要な、道路占用者、占用者の種類及び占用面積（看板の場合は表示面積、その他の場合は設置面積）が入力されており、調定金額を計算できること
- ② 未収状況の管理機能を有していること
- ③ 滞納者との交渉記録を入力・管理できること

から、納入通知書の発行、納入状況の消し込み等の機能を付加することで、調定及び収入管理を行うことができ、これにより管理すれば、財務会計システムに調定金額・債務者情報を重複して入力する手間を省くことができること、また、収入未済の場合の滞納案件の特定なども自動的に行うことができるなど、道路占用料の収入管理事務を効率的に行うことができる。

部は、システム改修に伴う費用を勘案の上、事務の効率化の観点から、道路占用料（一般占用）の収入管理を道路占用物件管理システムにより行うことについて検討されたい。

(道路管理部)

(表8) 平成20年度の道路占用許可

(一般占用) 件数

建設事務所名	許可件数
第一建設事務所	4,594
第二建設事務所	4,315
第三建設事務所	6,132
第四建設事務所	2,409
第五建設事務所	2,479
第六建設事務所	1,031
西多摩建設事務所	140
南多摩西部建設事務所	562
南多摩東部建設事務所	418
北多摩南部建設事務所	1,188
北多摩北部建設事務所	2,795
計	26,063

(2) 霊園管理料の分割納付について検討すべきもの

公園緑地部は、霊園の埋蔵施設、収蔵施設の利用者から、東京都霊園条例（平成5年、条例第22号）及び東京都霊園条例施行規則（平成5年規則第99号）に基づき、霊園内の清掃、維持補修等の経費の負担について、管理料として利用者から徴収している。

この管理料の収入未済額のうち、部が高額滞納案件（滞納累計額が1墓あたり5万円以上）としているものは、監査日（平成21.3.2）現在、150墓、1,418万6,450円であり、このうち、滞納金額の年額が1墓5万円以上となっているものは、表9のとおり14墓、266万1,820円であり、1年分の最高額では、15万8,400円となっている。

ところで、滞納整理は、電話・手紙や訪問による催告、督促状の発行に加えて、支払意思のある者に対しては、分割納付や履行延期の承認により支払いへ向けた交渉を行い、支払意思のない者に対しては訴訟手続きによる履行請求を行い、徴収が不可能な場合には、徴収停止の手続きをとるなどして整理していくべきものである。

部は、霊園管理料の高額滞納者に対し、電話催告を行うなどして、滞納している管理料の支払いを求めているが、滞納している管理料のうち少なくとも1年度分を単位として、支払うことを求めており、1年分の管理料を分割して納付するなど、分割納付を認めていない。

可能な限り徴収努力を尽くす必要がある中で、分割納付を認めることにより、年額での支払いが困難な滞納者に対しても支払いを促していくことができることから、分割納付は滞納整理における効果的な手段の一つである。

部は、霊園管理料の分割納付について検討されたい。

(公園緑地部)

(表9) 霊園管理料の高額滞納額

(単位：円)

	滞納金額(累計)	1年分の滞納金額	滞納年数
T	275,520	55,104	5
U	282,240	56,448	5
V	275,520	55,104	5
W	336,960	56,160	6
X	158,400	158,400	1
Y	218,880	54,720	4
Z	52,800	52,800	1
A	107,520	53,760	2
B	162,240	54,080	3
C	52,800	52,800	1
D	80,300	80,300	1
E	56,650	56,650	1
F	108,350	108,350	1
G	493,640	98,728	5
合計 14墓	2,661,820	993,404	—

(歳 出)

(3) 単価契約工事にかかる見積合わせについて経済性の高い方法を検討すべきもの

同種の物品を繰り返し購入等する場合で数量が確定していないときは、単価により契約を締結でき(以下「単価契約」という。)、品目が複数ある単価契約(以下「複数単価契約」という。)においては、品目毎に予定数量を定め、全ての品目の予定数量を購入した場合の推定総金額を見積書に記載させ、最も安価な者と契約を締結することができる。

ところで、建設局では、道路橋梁等維持補修、事業用地管理、河川維持補修、除草委託を対象とした工事についても、単価契約を締結している。

ただし、各建設事務所が締結している上記の単価契約工事においては、工事の内容が多岐に及ぶため工種が多くなること、どのような維持補修工事が必要となるか予め想定できないことなどから、工種別の予定数量を設定できず、推定総金額による見積合わせができないとしている。

このため、各所では、局の契約を担当する総務部の指導に基づき、見積合わせの参加者に全ての工種の単価の単純合計額を見積もらせ、その最低額を提示した者を契約の相手方として決定し、見積もった各工種の単価の中で設計単価を超えるものがある場合には、設計単価以下となるよう個別に減価交渉を行っている。

このような契約方法が、実際に経済性を発揮するものとなっているか確認するため、北多摩北部建設事務所における河川事業用地草刈委託(その1)(契約期間:平成20.4.1~平成20.10.31、発注限度額:990万円)について見たところ、表10のとおり、契約期間内に実際に発注した工種だけで見た場合、契約者Hに対し支出した合計額が、551万8,665円であるのに対し、見積書提出者Iの見積単価により試算した場合、合計額は、542万9,904円となり、8万8,761円低額となることが認められた。

これは、単純合計の見積金額は低くても、使用頻度の高い工種について高い単価、使用頻度の低い工種について低い単価で見積もっていれば、実際の支払金額は高価となるためである。

これらを踏まえると、より経済性の高い契約を締結するためには、使用頻度を考慮した見積合わせの方法を検討する必要がある。

部は、単価契約工事にかかる見積合わせについて経済性の高い方法を検討されたい。

(総務部)

(表10) 契約者Hより見積書提出者Iの工事金額が低くなる事例

(単位：円)

	工種 番号	工種内容	単位	発注 数量 (a)	契約者H との契約 単価 (b)	見積書提 出者Iの 見積単価 (c)	契約によ る支出金 額 (d) : (a) × (b)	見積書提出 者Iの見積 単価による 試算額 (e) : (a) × (c)	差額 (f) : (d) - (e)
使用した工種	1	人力除草 (草刈)	m ²	913	145	115	132,385	104,995	27,390
	2	機械除草 (肩掛式)	m ²	53,430	91	90	4,862,130	4,808,700	53,430
	4	伐採 幹周り 29cm以下	本	204	2,405	2,409	490,620	491,436	△ 816
	25	高・中木手入 (基本剪定) 常緑広葉樹 幹周り 30~59cm	本	1	10,500	8,308	10,500	8,308	2,192
	26	高・中木手入 (基本剪定) 常緑広葉樹 幹周り 60~89cm	本	1	17,620	12,615	17,620	12,615	5,005
	35	高・中木手入 (基本剪定) 落葉樹 幹周り 30~59cm	本	1	5,410	3,850	5,410	3,850	1,560
使用しな かった工種	上記6工種以外の 53工種の合計			0	3,288,255	3,484,113	0	0	0
合計				—	3,324,426	3,511,500	5,518,665	5,429,904	88,761

港 湾 局

第1 監査の範囲

1 監査対象事務

平成20年度の港湾局における予算の執行、財産の管理等について地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項に基づく定例監査を実施した。

2 実地監査場所

- (1) 本 庁 総務部、港湾経営部、臨海開発部、港湾整備部、離島港湾部
- (2) 事 業 所 東京港管理事務所、東京港建設事務所、調布飛行場管理事務所

3 実地監査期間

平成21年4月9日から同年5月12日まで

第2 監査の結果

1 トップインタビュー

局の事務事業を取り巻く事業環境や事業運営等に対する認識について、監査委員が港湾局長に対し、インタビューを行った。以下はその概要である。

ア 東京港の国際競争力強化について

東京港は世界の基幹航路の船舶が寄航する国際貿易港であるが、コンテナ船大型化やアジアの貨物需要の増加に対応した国際競争力の強化が大きな課題となっている。中央防波堤外側コンテナふ頭や道路ネットワーク等の整備を促進するとともに、横浜港と川崎港を加えた京浜三港の広域連携の一層の強化などにより、東京湾全体を一体とした国際競争力強化を図っていく。

イ 海の森の整備について

中央防波堤内側を緑あふれる海の森公園（約88ha）に生まれ変わらせ、都心方面に海から緑の風を送る東京港の玄関口とすることにより、水と緑の回廊に包まれた環境都市東京を実現する。平成19年から、「海の森」募金を行うとともに、都民、企業、NPO等と行政が協働して、森づくり、植樹イベントや森の育成などを進めている。

ウ 臨海副都心のまちづくりと今後のエリアマネジメントについて

東京湾の埋立地に、最先端の都市インフラを備え、職と住の均衡の取れた、就業人口9万人・居住人口4万7千人のまちづくりを進めている。平成27年度の概成をめざし、今後、青海地区北側と有明北地区の開発に本格的に取り組んでいく。

また、臨海関連の5つの監理団体が経営統合した臨海ホールディングスグループを活用し、経営管理・資金戦略・広報等の面でシナジー効果を発揮させ、地元のまちづくり協議会とも連携して、臨海副都心のエリアマネジメントを適切に実施していく。

2 指摘事項

(歳入)

(1) 埋立地の一時貸付に係る事務処理を適切に行うべきもの

東京港管理事務所では、大田区東海二丁目の都有地について、Aほか2社に対して、表1のとおり、一時貸付を行っているが、その事務処理状況を見たところ、下記のとおり、不適切な事務処理を行っていることが認められた。

① 貸付けに当たっては、賃借物件、用途指定、賃貸借期間等の条項を定めた都有地賃貸借契約を締結することとなっているが、当該3社との契約年月日が、貸付開始から1か月以上経過後となっている。

② 一時貸付契約を締結するときには、適正な時価により評定した貸付料の額を決定していることが原則であるが、契約締結前に貸付料額の決定が間に合わない場合は、「一時貸付に伴う概算貸付料の取扱方針」(平成13年10月、臨海開発部長決定)により、概算貸付料として徴収し、確定した貸付料の間に過不足が生じた場合は精算すると定めている。

しかしながら、A社及びB社について、貸付開始前に貸付料が確定しているにもかかわらず、概算貸付料で当初契約としている。

所は、埋立地の一時貸付に係る事務処理を適切に行われたい。

(東京港管理事務所)

(表1) 都有地の一時貸付の貸付状況

(単位：円)

賃借人	賃貸借期間	貸付面積	契約締結年月日	概算貸付料額	貸付料額の決定日及び確定額
A	平成20.5.1～ 平成21.3.31	410.00 m ²	平成20.6.25	1,800,000	平成20.4.11 (2,399,320)
B	平成20.5.1～ 平成20.8.31	410.00 m ²	平成20.6.25	580,000	平成20.4.11 (811,522)
C	平成20.5.14～ 平成21.1.31	410.00 m ²	平成20.7.2	—	平成20.4.11 (1,910,309)

(歳 出)

(2) 軽油の購入を経済的に行うべきもの

東京港管理事務所及び東京港建設事務所では、表2のとおり、船舶の燃料軽油を購入している。

両所は軽油の貯蔵タンク（地下貯蔵式1箇所、タンク容量4.2万ℓ、タンクの維持管理：建設事務所）を共用しており、両所の契約相手が、それぞれタンクローリー車により軽油を納入している。

ところで、両所の軽油購入契約の書類を見たところ、それぞれ別途契約を行っており、1ℓ当たりの契約単価が最大で約21円の差が生じている。仮に、両契約を併せて実施し、いずれか廉価な価格で購入できたとすれば、表3のとおり、両所合せて207万余円の節約が可能となる。

両所は、契約手続きを1本化して入札を実施するなど、軽油の購入を経済的に行われたい。

（東京港管理事務所）

（東京港建設事務所）

(表2) 東京港管理事務所及び東京港建設事務所の軽油購入契約状況

(単位:円)

年月	管理事務所				建設事務所				単価
	数量(ℓ)	単価	金額(税込)	購入相手	数量(ℓ)	単価	金額(税込)	購入相手	差額
4月	12,000	80.9	1,019,340	D	4,000	82	344,400	G	▲ 1.1
5月	8,000	80.9	679,560	D	6,000	82	516,600	G	▲ 1.1
6月	20,000	103.1	2,165,100	E	6,000	82	516,600	G	21.1
7月	14,000	127	1,866,900	F	6,000	110	693,000	H	17
8月	20,000	131	2,751,000	D	4,000	110	462,000	H	21
9月	20,000	123	2,583,000	E	4,000	110	462,000	H	13
10月	14,000	116	1,705,200	F	4,000	115	483,000	G	1
11月	12,000	98	1,234,800	D	6,000	90	567,000	G	8
12月	12,000	83	1,045,800	E	4,000	75	315,000	G	8
1月	10,000	70	735,000	F	2,000	52	109,200	I	18
2月	10,000	69	724,500	D	6,000	57	359,100	I	12
3月	10,000	67	703,500	E	4,000	55	231,000	I	12
合計	162,000		17,213,700		56,000		5,058,900		

(表3) いずれか安い単価で購入した場合の算出及び差額(監査事務局試算) (単位:円)

年月	管理事務所			建設事務所		
	数量(ℓ)	単価	金額(税込)	数量(ℓ)	単価	金額(税込)
4月	12,000	80.9	1,019,340	4,000	80.9	339,780
5月	8,000	80.9	679,560	6,000	80.9	509,670
6月	20,000	82	1,722,000	6,000	82	516,600
7月	14,000	110	1,617,000	6,000	110	693,000
8月	20,000	110	2,310,000	4,000	110	462,000
9月	20,000	110	2,310,000	4,000	110	462,000
10月	14,000	115	1,690,500	4,000	115	483,000
11月	12,000	90	1,134,000	6,000	90	567,000
12月	12,000	75	945,000	4,000	75	315,000
1月	10,000	52	546,000	2,000	52	109,200
2月	10,000	57	598,500	6,000	57	359,100
3月	10,000	55	577,500	4,000	55	231,000
合計	162,000		15,149,400	56,000		5,047,350
差額	表1合計額—表2合計額		2,064,300	表1合計額—表2合計額		11,550
	両所合計			2,075,850		

(その他)

(3) 事故機の撤去に向けた取組を有効に行うべきもの

航空機の離着陸または停留のために東京都営空港を使用する者は、あらかじめ、知事に届け出なければならないとされており、また、指定期限までに使用料を納付しないなど条例に違反した者に対して、知事は、空港の使用の停止を命ずることができることとされている（東京都営空港条例（昭和37年条例第53号）第4条、第11条、第12条）。

ところで、調布飛行場において、平成15年8月10日に発生した飛行機同士の接触事故により損壊している小型軽飛行機（セスナ式402B型、以下「事故機」という）が、監査日現在（平成21.4.17）、所有者（沖縄県在住）に引き取られておらず、飛行場に停留されたままであり、また、管理事務所が徴収すべき使用料の滞納額合計が148万5,969円（平成15年度から平成20年度までの分）となっていることが認められた。

当該停留について、所は、事故機の所有者に対して事故機の撤去と使用料支払いの督促等を再三行ってきたものの、所有者が加害者側と折衝中（平成18年度から裁判により係争）との理由で事故機の撤去及び使用料の支払いを行ってこなかった、としている。

ところで、所は、使用料の支払いについて、上記接触事故の裁判が平成20年5月21日に確定後、翌22日に所有者に対して滞納使用料（同日現在合計1,380,430円）を同年6月末までに支払う旨を確約させ、同年8月22日に使用料の一部（367,740円）の支払いを受けたものの、その後は所有者に対して4回に渡って催告を行ったにもかかわらず、一切支払いを受けていない。

また、事故機撤去についても、所は、平成20年7月30日に、所有者あて書面により要請しているが、所有者はこれに応じていない。

このため、所は、所有者が使用料を長年に渡って滞納していること、また、事故機撤去に向けた所の再三に渡る撤去要請にも応じていないことから、条例に基づいて、空港の使用停止を命じるなどの措置を行うべきであるが、これを行っておらず適切ではない。

所は、事故機の所有者に対して空港の使用停止を命じるなど、事故機の撤去に向けた取組を有効に行われたい。

（調布飛行場管理事務所）

3 意見・要望事項

(歳 出)

(1) 単価契約工事にかかる見積合わせについて経済性の高い方法を検討すべきもの

同種の物品を繰り返し購入等する場合で数量が確定していないときは、単価により契約を締結でき（以下「単価契約」という。）、品目が複数ある単価契約（以下「複数単価契約」という。）においては、品目毎に予定数量を定め、全ての品目の予定数量を購入した場合の推定総金額を見積書に記載させ、最も安価な者と契約を締結することができる。

ところで、港湾局では、道路等維持補修、植栽地管理委託などを対象とした工事についても、単価契約を締結している。

ただし、上記の単価契約工事においては、工事の内容が多岐に及ぶため工種が多くなること、どのような維持補修工事が必要となるか予め想定できないことなどから、工種別の予定数量を設定できず、推定総金額による見積合わせができないとしている。

このため、局では、見積合わせの参加者に全ての工種の単価の単純合計額を見積もらせ、その最低額を提示した者を契約の相手方として決定し、見積った各工種の単価の中で設計単価を超えるものがある場合には、設計単価以下となるよう個別に減価交渉を行っているとしている。

このような契約方法が、実際に経済性を発揮しているかを確認するため、東京港管理事務所における海の森公園植栽地管理委託（契約期間：平成20.4.1～平成20.10.31、発注限度額：945万円）について見たところ、表4のとおり、契約単価による支出金額の総額（944万余円）と比較して、見積提出者K、Lの見積単価による試算額が低額（K：699万余円、L：778万余円）になっていることが認められた。

これは、単純合計の見積金額は低くても、使用頻度の高い工種について高い単価、使用頻度の低い工種について低い単価で見積もっていれば、実際の支払金額は高価となるためである。

これらを踏まえると、経済性の高い契約を締結するためには、使用頻度を考慮した見積合わせの方法を検討する必要がある。

局の契約事務を所掌する総務部は、単価契約工事にかかる見積合わせについて経済性の高い方法を検討されたい。

(総務部)

(表4)海の森公園植栽地管理委託契約(所管:東京港管理事務所)における見積単価による試算

(単位:円)

工種 (注1)	指示量	単位	単価			支出金額		
			契約J	見積K	見積L	契約J	試算K	試算L
4	101,552	m ²	60	40	40	6,093,120	4,062,080	4,062,080
6	9,165	m ²	95	100	120	870,675	916,500	1,099,800
32	28	回(2 m ³)	25,200	80	30,000	705,600	2,240	840,000
43	583	M	600	800	600	349,800	466,400	349,800
44	609		900	1,200	800	548,100	730,800	487,200
45	25	箇所	1,400	5,000	5,000	35,000	125,000	125,000
49	4	人	15,000	8,000	23,000	60,000	32,000	92,000
50	1	人	18,000	12,000	30,000	18,000	12,000	30,000
52	1	人	15,000	14,400	28,000	15,000	14,400	28,000
54	4		1,000	1,000	1,000	4,000	4,000	4,000
55	30		10,000	10,000	10,000	300,000	300,000	300,000
小計			87,255	52,620	128,560	8,999,295	6,665,420	7,417,880
その他 44工種	0		296,386	459,037	693,180	0	0	0
合計			383,641	511,657	821,740	8,999,295	6,665,420	7,417,880
消費税 込支出						9,449,260	6,998,691	7,788,774
K-J							△2,450,569	
L-J								△1,660,486
K-J 補正 (注2)							△1,712,041	

(注1) 主な工種について

4 機械除草(肩掛け式)刈りっぱなし

6 人力除草 刈りっぱなし

32 灌水工 1回 2 m³

43 U字溝清掃工 人力清掃 蓋無 内幅 70cm以内

44 U字溝清掃工 人力清掃 蓋有 内幅 70cm以内

(注2) 工種番号 32 を除いて比較

会 計 管 理 局

第 1 監査の範囲

1 監査対象事務

平成 20 年度の会計管理局における予算の執行、財産の管理等について地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 1 項、第 2 項及び第 4 項に基づく定例監査を実施した。

2 実地監査場所

(1) 本 庁 会計管理局

3 実地監査期間

平成 21 年 3 月 2 日から同月 5 日まで

平成 21 年 6 月 18 日

第 2 監査の結果

1 トップインタビュー

局の課題に対する認識や運営方針等について、監査委員が会計管理局長に対し、インタビューを行った。次はその概要である。

ア 財務諸表の分かりやすさ等について

財務諸表については、発生主義会計の知識がないと理解が困難なところがあるが、分かりやすい概要版を作成するなどの工夫を行っている。

財務諸表の活用については、財務局で予算編成に反映している。さらなる活用には、他県の事業との比較が必要であり、日々仕訳を行う都方式による財務諸表の作成について、その普及に努めている。また、平成 19 年度決算において、財務諸表作成 2 年目となり、経年比較が可能となったが、今後さらなる決算データの積み上げが必要である。

イ 公金の安全性の確保について

平成 14 年のペイオフ導入以降、都の預金であっても大半は保護の対象とならないため、「公金管理委員会」の意見を踏まえ、一定以上の評価を与えた金融機関にのみ預けている。

ウ 災害時の支払対応について

財務会計システムが停止した場合などにおける例外的な支払事務について、昨年度に引き続き 2 回目の訓練を実施することにより事務の流れを確認し、災害時における事務処理の確保を図っている。

エ 監査をきっかけにした業務の改善

平成 20 年定例監査における「ごみ収集袋の用品指定について検討すべきもの」との意見・要望については、袋の厚さについて再検証し、平成 21 年 3 月契約分から規格を変更し、改善した。

財務諸表については、貸倒引当金の計上に当たり、個別債権の分類に応じた算定方法の導入や、出資金に係る勘定科目名称をより分かりやすいものへ改正するなど、改善を進めている。

2 指摘事項

特に指摘する事項はない。

東京消防庁

第1 監査の範囲

1 監査対象事務

平成20年度の東京消防庁における予算の執行、財産の管理等について地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項及び第4項に基づく定例監査を実施した。

2 実地監査場所

- (1) 本庁 企画調整部、総務部、人事部、警防部、防災部、救急部、予防部、装備部
- (2) 事業所 消防学校、消防技術安全所、日本橋・麻布・田園調布・荏原・牛込・麴町・野方・光が丘・王子・滝野川・浅草・足立・城東・本所・府中・小平・狛江・世田谷・日野・多摩各消防署
なお、各消防署については集合監査を実施した。

3 実地監査期間

平成21年1月20日から同年2月3日まで

第2 監査の結果

1 トップインタビュー

庁の事業環境や事業運営に対する認識について、監査委員が消防総監に対し、インタビューを行った。次はその概要である。

ア 大規模災害発生時における消防活動能力等の強化及び総合的防災対策の推進について

現在、首都直下地震の切迫性が指摘されており、震災対策を最重要課題として取り組んでいる。消防活動体制や消防装備・資器材、教育訓練等の充実・強化や、消防団及び災害時支援ボランティア等との連携体制の確立に向けた対策などを進めるほか、NBCテロ等による特殊災害への対応を強化するなど、総合的な防災力の向上を図っている。

イ 救急活動体制等の充実強化について

増大する救急需要を踏まえた救急活動体制の充実強化が課題となっており、救急救命士を養成しすべての救急車に配置するとともに、都民が必要かつ適切な医療を受けられるよう救急医療機関との緊密な連携を図っている。また、救急車の適正利用を図るため、救急相談センターの利用促進や救急搬送トリアージなどを行い、真に救急車を必要とする都民に適切かつ効果的な対応ができるよう取り組んでいる。

ウ 住宅防火対策の推進について

住宅火災による高齢者の死亡者が増加しており、都民の防火・防災意識及び防災行動力の向上に取り組むとともに、平成22年4月から義務付けられる住宅用火災警報器の広報推進及び設置促進を図っている。

2 指摘事項

(歳 出)

(1) 産業廃棄物の処分委託に係る契約を適正に行うべきもの

産業廃棄物の収集運搬及び処分を委託する場合には、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第12条第3項の規定により、産業廃棄物処分業者(以下「処分業者」という。)に委託しなければならないとされている。

ところで、日野消防署では、「日野消防署ほか2か所の塵芥処分」契約(推定総金額:59万9,442円、契約年月日:平成20.4.1~平成21.3.31)を、Aと締結している。

しかしながら、当該契約について見たところ、署は、自ら仕様書で産業廃棄物処分業許可証(以下「処分業許可証」という。)の提出を求めているにもかかわらず、処分業許可証の確認を行うことなく、処分業者ではないAと契約しているのは、適正でない。

署は、産業廃棄物の処分委託に係る契約を適正に行われたい。

(日野消防署)

交 通 局

第1 監査の範囲

1 監査対象事務

平成20年度の交通局における予算の執行、財産の管理等について地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項及び第4項に基づく定例監査を実施した。

2 実地監査場所

- (1) 本 庁 総務部、職員部、資産運用部、自動車部、電車部、車両電気部、建設工務部
- (2) 事 業 所 品川・渋谷・巣鴨・北・南千住・江東・江戸川・深川各自動車営業所、荒川電車営業所、日暮里舎人営業所、五反田・新橋・日比谷・市ヶ谷・都庁前・上野御徒町各駅務管理所、志村・木場各車両検修場、新宿線・大江戸線各電気管理所、馬込・志村各保線管理所

3 実地監査期間

平成21年4月14日から同年5月18日まで

第2 監査の結果

1 トップインタビュー

局の課題に対する認識や運営方針等について、監査委員が交通局長に対し、インタビューを行った。次はその概要である。

ア 「安全・安心」の確保

お客様の安全と安心は何よりも大切であり、経営トップから現場に至るまで、局をあげて安全マネジメント態勢の強化に取り組んでいる。大江戸線の可動式ホーム柵の設置をはじめ、今後とも安全の確保に必要な投資を行い、災害に強く、事故のない都営交通をめざしていく。

イ 便利で快適なサービスの提供

苦情の多さに全職員が危機感を持ち、都営交通のサービス向上に真剣に取り組んだ結果、平成18年度以降、苦情の件数は大幅に減少した。苦情の内容は、乗務員や駅員の対応に関するものが多く、今後とも、現場を中心に職場風土の改善に取り組んでいく。また、バリアフリー化や案内板の設置など施設面でのサービス向上にも力を入れている。

ウ 環境対策・沿線地域の活性化

環境対策のため、都バスでは、その時々最新の低公害車を導入してきており、平成19年度からは、ハイブリッドノンステップバスを導入している。さらに、国土交通省のプロジェクトにより、次世代低公害車として開発された非接触給電ハイブリッドバスについて、営業運行に使用して実証走行試験に協力した。

また、都電荒川線では、平成19年度からレトロ車両を導入し、今年度からは新型車両を導入するなど、利便性向上と観光振興の両面から活性化を図っている。

エ 経営力の強化

これまで、コスト削減など経営力の強化に努めてきた。経営方針の中で、「お客様への4つの約束」として、①安全・安心で事故のない都営交通、②快適で利用しやすい都営交通、③人と環境にやさしい都営交通、④スリムで足腰の強い都営交通、の4つを掲げており、「安全・安心」はもちろんのこと、「信頼」される都営交通を目指して、今後とも経営力の強化に努めていく。

2 指摘事項

(収 入)

(1) 行政財産の使用許可等を適正に行うべきもの

駅務管理所における行政財産使用許可の状況について見たところ、資産運用部は、監査日（平成21.4.16から4.24）現在、表1のとおり、駅構内売店が在庫商品収納に使用する補助ボックスの設置に係る使用許可を行っていないため、行政財産の使用料が未徴収のものが認められた。

部は、行政財産の使用許可を適正に行い、適正な使用料を徴収されたい。

(資産運用部)

(表1) 使用許可がなく行政財産の使用料が未徴収のもの

路線	駅名	数量	設置場所	未徴収使用料額(20年度)
浅草線	新橋	1台(0.33㎡)	JR・汐留口	91,476円
		1台(0.33㎡)	B2F北行	70,488円
大江戸線	上野御徒町	1台(0.33㎡)	B1F両国方面改札口	70,488円
合計		3台		232,452円

(支 出)

(2) 適切な車両清掃が行われるよう実施方法を見直すべきもの

自動車部は、自動車営業所等(以下「所」という。)における乗合自動車の車内清掃について、清潔な車内環境を維持し、お客様サービスの向上に資するため、「旅客自動車車両清掃委託(単価契約)」契約(推定総金額:6,374万3,599円、契約期間:平成20.4.1~平成21.3.31)をAと締結している。

当該契約では、2日に一度行う床面の掃き掃除のほか、2週間に一度、車内客席の拭き掃除及び床面のモップ掛け清掃を行うこととしている。この清掃の実施に当たり、部は、全ての車両について2週間に一度清掃を行うこととし、その確認のために車両清掃指示兼完了(確認)届(以下「指示兼完了届」という。)を提出するとしている。

ところで、所における車両清掃の実施状況(平成21年2月及び3月)について見たところ、表2のとおり、1車両当たりの各月の清掃実施回数が、0回から4回と大きく差が生じている事例が認められた。

これは、①所が委託業者に清掃を指示した車両が、営業運行中などにより清掃できないため、全体の1割程度しか指示通りに清掃が行われておらず、残りは委託業者の判断により任意の車両を清掃していること、②指示兼完了届で日々の履行状況は容易に確認できるものの、各車両が2週間に一度必ず清掃されているかどうかを確認するには、別途、手作業で車両別に集計しなけれ

ばならないため、確認が行われていないことによるものである。

清潔な車内環境を維持し、お客様サービスの向上に資するためにも、部は、各所における車両運用の実態に合わせ、適切な車両清掃が行われるよう実施方法を見直されたい。

(自動車部)

(表2) 営業所における車両清掃(拭き掃除及びモップ掛け)の実施状況

(一般大型乗合自動車に限る。平成21年2月及び3月実績)

各月の 清掃実施回数	清掃対象車両数(台)	
	2月	3月
0回	3	3
1回	38	31
2回	70	71
3回	19	25
4回	2	2
合計	132	132

(その他)

(3) バスの自動料金収納機の管理について

各自動車営業所(以下、「所」という。)では、バス路線を運行し、自動料金収納機(以下「料金機」という。)に投入される現金による料金収入、回数券・バス共通カードの売上収入などに係る現金を管理している。

また、所は、車庫を設け、バス車両の点検・修理を行っている。

ところで、所の車庫における料金機の点検・修理について見たところ、次のとおり、問題点が見受けられた。

ア 料金機の点検等を適切に行うべきもの

バスの乗務員は、料金機の故障、乗客の料金機への誤投入、ICカード・バスカードから誤引き落としした場合は、手持ちの回数券等の売上現金から、乗客に料金を返金している。

ところで、料金機が故障して釣り銭が出なかったとして、乗客に返金したとの乗務員からの報告があるものについて、車庫における料金機の故障点検・修理の記録を見たところ、表3のとおり、当該料金機の点検・修理を行っていない事例が認められた。

しかしながら、料金機の故障による返金があると、売上データを正確に把握できないため、故障した場合には、必ず料金機を点検し、必要があれば修理するべきであり、極力、返金となる機会を減ずる必要がある。

自動車部は、料金機の故障による返金を行った場合には、必ず料金機の点検等を行うよう、各所を指導されたい。

(自動車部)

(表3) 料金機故障による返金と点検等の実施状況

所名	返金を伴った故障の報告回数	うち車庫における点検等実施回数	調査対象期間
北	28	9	5月, 6月, 10月～3月 8か月分
練馬	27	8	8月～3月 8か月分

イ 車庫における料金機の点検・修理における現金の取扱いを適正に行うべきもの

各所の車庫におけるバス車両の点検・修理等に関する臨時整備記録を見たところ、平成21年1月1日から同年3月31日までの90日間に、表4のとおり、料金機の点検・修理を行っている。

料金機の点検・修理を行う場合、営業運転中に投入された現金が入ったまま点検・修理を行うこととなり、現金を扱わざるを得ないケースも少なくないと推定される。また、表5のとおり、車庫において、料金機の点検・修理に当たり、現金の回収とつり銭補充等を行っていることが確認できる事例も認められた。

本来、現金を取り扱わせる場合には、相互牽制等の確保に留意すべきであるが、部は車庫における現金の取扱いについて定めておらず、記録もつけるよう指示していない。

部は、車庫における料金機の点検・修理時に所の現金担当が立ち会い、その記録を行うなど、料金機の点検・修理における現金の取扱いを適正に行われるよう規定を整備し、各所を指導されたい。

(自動車部)

(表4) 車庫における料金機の点検・修理状況 (調査期間: H21. 1. 1～3. 31)

車庫	料金機の点検・修理回数	1日平均回数
江戸川	104	1.2
東小松川	25	0.3
江東	127	1.4
練馬	29	0.3
渋谷	88	1.0

(表5) 車庫での点検・修理時における現金の回収と種銭補充の事例

車庫	年月日	事例
江戸川	H21. 2. 21.	全回収・種銭補充
東小松川	H21. 1. 23.	全回収、種銭補充
渋谷	H21. 1. 16.	種銭補充
渋谷	H21. 1. 17.	全回収、種銭補充
渋谷	H21. 1. 30.	全回収、種銭補充
渋谷	H21. 3. 12.	種銭補充

水 道 局

第 1 監査の範囲

1 監査対象事務

平成 20 年度の水道局における予算の執行、財産の管理等について地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 1 項、第 2 項及び第 4 項の規定に基づく定例監査を実施した。

2 実地監査場所

- (1) 本 庁 総務部、職員部、経理部、サービス推進部、浄水部、給水部、建設部
- (2) 多摩水道改革推進本部 調整部、施設部
- (3) 事 業 所 中央・東部第一・東部第二・西部・南部第一・南部第二・北部各支所、千代田・豊島・港・江東・江戸川・荒川・足立・中野・大田北・大田南・世田谷西・世田谷東・目黒・練馬・北各営業所、立川給水管理事務所、多摩給水管理事務所、八王子給水事務所、研修・開発センター、水運用センター、水質センター、水道緊急隊、水源管理事務所、村山山口貯水池管理事務所、小河内貯水池管理事務所、東村山・金町・朝霞各浄水管理事務所、境・小作・玉川・砧・長沢・三郷・三園各浄水場、東部建設事務所、西部建設事務所

3 実地監査期間

平成 21 年 1 月 19 日から同年 2 月 18 日まで

平成 21 年 6 月 17 日及び 18 日

第2 監査の結果

1 トップインタビュー

局の課題に対する認識や運営方針等について、監査委員が水道局長に対し、インタビューを行った。次はその概要である。

ア 東京の水道水のイメージについて

すでに、十分に安全でおいしい水を供給しているが、おいしいと思ってもらえていないのが実態。背景には、昭和40年代から平成の初めまではカビ臭がしたこともあり、そのイメージが定着している。そのため、水道水が蛇口から飲まれない面も否めない。直接、蛇口から飲むのは日本が誇る水道文化である。そこでPRに力を入れ、公立小学校の水飲栓直結給水化モデル事業や水道キャラバンを通じて、小学生に水道水のおいしさを実感してもらい、理解を深めてもらっている。

イ 経済状況の悪化と水需要との関連について

前年比で、使用量は若干少なくなっているが、月別の傾向としては大きな変化はない。ただし、今後少しずつ影響が出てくるかもしれない。

ウ 出資団体（東京水道サービス株式会社及び株式会社PUC）に対する指導監督について

両社は、局が資本金の過半数を出資する株式会社であり、民間事業者に委託した業務の監督指導等、事業運営上重要な業務である準コア業務を担っている。引き続き、中期経営計画の策定、経営評価制度や役員業績評価制度の実施、監査制度や情報公開の充実などを進め、一層の透明性・公正性を確保していく。さらに、団体内部における業務チェック体制の強化等を指導していきたい。

エ 今後の経営形態について

世界の水道事業を見ると、外資が世界を席卷しており、日本でも小規模で人材も財政も苦しい事業体においては、事業の一部に外資が参入している例が見られる。しかし、水道事業は儲からなければやめればよいという仕事ではないこと、お客さまは必ずしも民間による事業運営を望んでいないこと等から、今後とも局が責任を持って運営していきたい。

2 指 摘 事 項

(収 入)

(1) 下水道料金の減額を適正に行うべきもの

局では、東京都下水道条例（昭和34年東京都条例第89号）第20条第1項により、下水道料金の減免措置に関する東京都議会の付帯決議を受け、表1のとおり、生活関連業種（パン製造小売業等の23業種）について、下水道料金の減額を行っている。

パン製造小売業については、店舗を設け、一般消費者を対象に主として食パン（菓子パンを含む。）を製造・販売することを業とする者が、当該店舗において、直接、その営業のために使用した水量が減額の対象となる。その際、食パン（菓子パンを含む。）の売上高が全体の売上高の1/2以上であることが減額の条件となる。

しかしながら、大田北及び大田南営業所におけるパン製造小売業種の下水道料金の減額について見たところ、監査日（平成21.2.4及び21.2.6）現在、表2のとおり、小売店舗がなく製造のみを行っている使用者及び小売業の売上高が減額の基準である全体の売上高の1/2以上に満たない使用者について、減額を継続していた。

両所は、下水道料金の減額対象者の事業の現況を的確に把握し、料金の減額を適正に行われたい。

（大田北営業所）

（大田南営業所）

（表1）減額の内容（1月当たり）

業 種	内 容
生活関連業種 （パン製造小売業等の23業種）	50m ³ を超え、200m ³ 以下の污水排出量1m ³ について5円

（表2）下水道料金の減額状況（平成20年度分）

（単位：円）

営業所	業 種	使用者	現 況	料金減額実績
大田北	パン製造 小売業	A	小売店舗がなく製造のみである。	4,878
		B	小売店舗がなく製造のみである。	5,877
大田南		A	製造・卸売が主体で基準に満たない。	7,734

（注）平成20年4月～12月分までの実績

(2) 公衆用水栓に係る料金減額を適正に行うべきもの

局は、街頭又は公園等に設置され公衆の用に供されている街頭便所、公衆水飲栓及び噴水泉池の水道料金及び下水道料金について、当該設備の管理者からの減額申請に基づき、料金の減額を行っている（東京都給水条例第30条第1項、東京都下水道条例第20条第1項、東京都水道局営業事務取扱手続）。

ところで、中野営業所において、公衆用水栓に係る水道料金及び下水道料金の減額を行っている水栓のうち、中野区立「江古田の森公園」については、表3のとおり、料金の減額を行っている。

しかしながら、その使用実態について調査したところ、当該水栓は、減額対象外施設である水害対策の調節池用であることが認められた。

所は、公衆用水栓に係る料金減額を適正に行われたい。

(中野営業所)

(表3) 当該水栓の使用水量等の推移 (平成20年度分)

(単位：m³、円)

検 針 月 分	使用水量	減額なし料金 【正】①	減額後料金 【誤】②	差額 (①-②)
平成20年4、5月	105	52,977	34,283	18,694
平成20年6、7月	284	140,744	78,168	62,576
平成20年8、9月	389	198,955	107,272	91,683
平成20年10、11月	94	48,396	31,993	16,403
平成20年12月、平成21年1月	92	47,592	31,592	16,000
合 計	964	488,664	283,308	205,356

(注) 1 平成20年4月～平成21年1月分までの実績

2 料金には下水道利用料金が含まれている。

3 1か月当たり、水道使用量5m³まで、下水道使用量8m³までは基本料金に含まれる。

4 減免される額は、従量料金の1/2 (1円未満の端数切り上げ) に1.05を乗じた額 (1円未満の端数切り上げ) である。

(3) 総計扱いの上下水道料金の算定を適正に行うべきもの

東京都給水条例(昭和33年東京都条例第41号)第23条により、水道料金は基本料金(注1)と従量料金(注2)との合計額に消費税相当額を加算した額となっている。

ところで、給水条例第23条の5によれば、水道料金の算定について、同一の利用者が同一敷地内において2つ以上のメータにより水道を使用する場合、各メータで計量した水量の合計を使用水量としている。基本料金は、各メータに係る給水管の呼び口径に対応する基本料金の合計額(以下「合計基本料金」という。)としている。また、従量料金は、合計基本料金に対応する給水管の呼び口径がある場合はその給水管の呼び口径の料金を適用し、対応する呼び口径がない場合は合計基本料金の直近下位に相当する額に対応する呼び口径の料金を適用して、料金の算定を行うこととしている(以下「総計扱い」という。)

一方、東京都下水道条例(昭和34年東京都条例第89号)第14条においても、同一利用者が同一敷地内から汚水を公共下水道に排出している場合は、その排出量を合算して料金を算定することとしている。

しかしながら、港営業所及び豊島営業所において、総計扱いの状況を見たところ、以下のとおり、総計扱いにすべきにもかかわらず、これを行っていない事例が認められた。

- ① 港区にて水道を使用しているCは、同一敷地内に呼び口径40mm(平成17年2月17日給水開始)及び呼び口径75mm(平成18年4月13日給水開始)のメータを設置しているが、港営業所はこれらを総計扱いにしていない。
- ② 豊島区にて水道を使用しているDは、同一敷地内に各々呼び口径40mmのメータ(平成10年8月25日及び平成11年8月3日給水開始)を設置しているが、豊島営業所はこれらを総計扱いにしていない。
- ③ 豊島区にて水道を使用しているEは、同一敷地内に4つのメータを設置している。豊島営業所は3つのメータを総計扱いにしているが、残りの呼び口径40mmのメータ(平成17年5月17日給水開始)についても、併せて総計扱いにすべきところ、総計扱いにしていない。

これらのため、従量料金について使用水量を合算して算定していないほか、下水道料金についても汚水排出量を合算して算定していないことから、監査日(平成21.1.28及び平成21.2.2)現在、表4のとおり、平成20年度上下水道料金が60万5,747円の算定不足となっている。

両所は、総計扱いの上下水道料金の算定を適正に行われたい。

(港 営 業 所)

(豊 島 営 業 所)

(注1) 給水管の呼び口径の大きさに応じた月額一定の料金のこと。

(注2) 使用水量に応じた料金のこと。使用水量と給水管の呼び口径に応じて1 m³当たり何円と定めている。使用水量が多いほど、また、給水管の呼び口径が大きいほど、1 m³当たりの料金は高くなっている。

(表4) 平成20年度上下水道料金算定不足額

(単位：円)

営業所	使用者名	使用月	項目	正 ①	誤 ②	算定 不足額 ①-②
港	C	平成20年3月～ 平成20年12月	水道料金	1,793,200	1,604,409	188,791
			下水道料金	751,452	643,091	108,361
			小計	2,544,652	2,247,500	297,152
豊島	D	平成20年3月～ 平成20年12月	水道料金	2,463,802	2,307,551	156,251
			下水道料金	1,779,739	1,646,566	133,173
			小計	4,243,541	3,954,117	289,424
	E	平成20年4月～ 平成21年1月	水道料金	3,443,159	3,434,404	8,755
			下水道料金	2,549,817	2,539,401	10,416
			小計	5,992,976	5,973,805	19,171
合計			水道料金計	7,700,161	7,346,364	353,797
			下水道料金計	5,081,008	4,829,058	251,950
			総合計	12,781,169	12,175,422	605,747

(4) 企業用固定資産の使用許可に伴う使用料を適正に算定すべきもの

局では、工事等に伴い、工事請負者が浄水場用地内に現場事務所等の設置を必要とする場合には、東京都水道局固定資産規程第33条に基づき、企業用固定資産の使用許可を行い、土地の使用料を徴収している。

使用料は、前年（平成19. 1. 1）の相続税路線価を基準とし、年度の期首（平成20. 4. 1）に時点修正を行った修正価格をもとに算定することとしている。

ところで、金町浄水管理事務所における企業用固定資産の使用許可について見たところ、浄水場内の工事等に伴う浄水場用地の使用料11件の算定に際し、時点修正に必要な修正月数と修正率を誤って計算したため、表5のとおり、用地使用料21万5,252円が徴収不足となっている。

所は、企業用固定資産の使用許可に伴う使用料を適正に算定されたい。

(金町浄水管理事務所)

(表5) 用地使用料

(単位：円)

番号	申請人	使用期間	路線価の修正価格		算定額（使用料）		徴収不足額 (A-B)
			正	誤	正(A)	誤(B)	
1	F	20.11.1 ～21.3.31	376,700	337,500	277,595	248,710	28,885
2		20.10.1 ～20.10.31	376,700	337,500	74,025	66,322	7,703
3		20.10.1 ～21.3.31	376,700	337,500	498,396	446,538	51,858
4	G	20.12.1 ～21.3.31	376,700	337,500	295,384	264,648	30,736
5	H	20.11.1 ～21.1.28	376,700	337,500	54,685	48,994	5,691
6	I	20.12.16 ～21.3.31	376,700	337,500	138,549	124,133	14,416
7	J	20.9.24 ～21.3.31	376,700	337,500	257,829	231,001	26,828
8	K	20.8.18 ～21.3.31	376,700	370,200	236,007	231,924	4,083
9	L	20.9.30 ～20.12.26	376,700	337,500	210,980	189,025	21,955
10		20.5.26 ～20.9.29	376,700	352,800	305,609	286,205	19,404
11	M	20.5.24 ～21.3.31	376,700	352,800	58,676	54,983	3,693
合 計							215,252

(5) 工事負担金等の収入を適切に管理すべきもの

給水部では、道路整備・再開発事業などに伴い、配水管の敷設替等の工事を実施する場合に、工事費用の負担等を取り決める協定書を事業の施行者と締結している。また、水道契約者の依頼に基づきメータの隔測装置を設置する場合には、同様の協定書を契約者と締結している。

ところで、部におけるこれらの協定に基づく工事負担金の請求状況について見たところ、表6のとおり、①当該工事は既に完了し、工事を担当した支所から精算額が通知されているにもかかわらず、請求事務が遅滞したことにより収入が大幅（半年程度）に遅れているもの、②請求はしているが、催告を行っていないために収入が大幅に遅れているものが認められた。

これらは、工事負担金収入にかかる事務の進行管理が不十分だったことにより生じたものである。

部は、工事負担金等の収入について、適切に管理されたい。

(給水部)

(表6) 工事費用が適切に請求されていない事例 (平成21年2月13日現在)

工事箇所等	工事完了日	支所から給水部へ精算額の通知日	請求金額(円)	相手への請求日(発送日)	収入日
① 相手方への請求事務が遅滞したため収入が大幅に遅れているもの(配水管等の敷設替等工事)	—	—	150,957,989	—	—
N	H20. 7. 4	H20. 9. 9	17,208,245	H21. 2. 4	未収入
	H20. 4. 24	H20. 6. 23	28,996,833	H21. 1. 5	H21. 2. 3
O	H20. 4. 24	H20. 7. 11	19,866,782	H21. 1. 5	H21. 2. 3
	H20. 5. 9	H20. 7. 9	84,886,129	H21. 1. 5	H21. 2. 3
② 催告を行っていないため収入が大幅に遅れているもの(隔測装置の設置に伴う工事)	—	—	451,431	—	—
P	H20. 3. 22	H20. 3. 25	10,552	H20. 5. 12	H21. 1. 6
Q	H19. 1. 25 H19. 4. 25	H20. 7. 15	46,002	H20. 8. 28	未収入
	H17. 12. 14 H18. 4. 17 H18. 4. 27 H19. 1. 24 H19. 1. 25 H19. 1. 26 H19. 1. 30 H19. 3. 22 H19. 4. 25	H20. 1. 15	363,180	H20. 4. 9	未収入
R	H19. 6. 26	H19. 6. 26	26,002	H19. 7. 30	未収入
S	H20. 3. 13	H20. 3. 17	5,695	H20. 3. 31	未収入

(6) 未収金の収納に向けて適正な事務処理を行うべきもの

経理部では、水道メーター買入れ契約に係る損害賠償金について、東京簡易裁判所による調停成立に伴い、Tに対して、損害賠償金（316万4,700円）の調定を行い、支払いは分割払いとし、平成18年7月に36回分の納付書を一括で送付している。

ところで、この損害賠償金の納入状況について見たところ、監査日（平成21.2.18）現在、表7のとおり、21回目（納期限：平成20.3.31）から未納状態（残金：141万3,264円）が続いていることが認められた。

しかしながら、調停調書の調停条項第4によれば、「分割金の支払を2回以上怠ったときは、申立人は当然に期限の利益を失い、債務金額の残金に遅延損害金を附加して支払う。」こととなっており、期限の到来した残金の回収について、督促等を行っていないのは適正でない。

部は、未収金の収納に向けて適正な事務処理を行われたい。

(経理部)

(表7) 納入状況一覧

(単位：円)

返還回数	納期限	納付日	返還金額	返還回数	納期限	納付日	返還金額 (未納額)
1	平成18.7.31	平成18.8.1	88,358	19	平成20.1.31	平成20.4.15	88,329
2	平成18.8.31	平成18.9.15	88,329	20	平成20.2.29	平成20.4.15	88,329
3	平成18.9.30	平成18.10.3	88,329	21	平成20.3.31	未納	(88,329)
4	平成18.10.31	平成18.11.1	88,329	22	平成20.4.30		(88,329)
5	平成18.11.30	平成18.12.28	88,329	23	平成20.5.31		(88,329)
6	平成18.12.31	平成19.1.31	88,329	24	平成20.6.30		(88,329)
7	平成19.1.31	平成19.3.14	88,329	25	平成20.7.30		(88,329)
8	平成19.2.28	平成19.3.30	88,329	26	平成20.8.31		(88,329)
9	平成19.3.31	平成19.7.30	88,329	27	平成20.9.30		(88,329)
10	平成19.4.30	平成19.7.30	88,329	28	平成20.10.31		(88,329)
11	平成19.5.31	平成20.4.15	88,329	29	平成20.11.30		(88,329)
12	平成19.6.30	平成20.4.15	88,329	30	平成20.12.31		(88,329)
13	平成19.7.31	平成20.4.15	88,329	31	平成21.1.31		(88,329)
14	平成19.8.31	平成20.4.15	88,329	32	平成21.2.28		(88,329)
15	平成19.9.30	平成20.4.15	88,329	33	平成21.3.31		(88,329)
16	平成19.10.31	平成20.4.15	88,329	34	平成21.4.30		(88,329)
17	平成19.11.30	平成20.4.15	88,329	35	平成21.5.31		(88,329)
18	平成19.12.31	平成20.4.15	88,329	36	平成21.6.30		(88,329)

(支 出)

(7) 草刈等業務委託の履行確認等を適切に行うべきもの

多摩給水管理事務所及び八王子給水事務所では、管内の浄水所、給水所等の敷地内の芝生手入れ等のために、それぞれ、「深大寺浄水所外45箇所草刈及び樹木剪定作業等委託単価契約」(契約金額：3,510万7,156円、契約相手方：U、契約期間：平成20.4.1～平成21.3.31)、「高月浄水所外49箇所草刈及び樹木剪定作業等委託単価契約」(契約金額：3,255万7,437円、契約相手方：U、契約期間：平成20.4.1～平成21.3.31)を締結している。

当該契約の履行確認等を見たところ、以下のとおり不適切なものが認められた。

両所は、草刈等業務委託の履行確認等を適切に行われたい。

ア 多摩給水管理事務所における草刈等業務委託の作業完成報告書を見たところ、南野給水所及び坂浜浄水所において、表8のとおり、芝生手入れ作業の工種(作業内容)を除草(疎)及び芝生手入れ(機械式)とすべきところ、誤って、芝生手入れ(機械式)及び芝生手入れ(手刈)としているにもかかわらず、所は検査を合格としている。

このため、本来の工種と比べると18万7,511円が過大となっている。

イ 八王子給水事務所における草刈等業務委託のうち、榎原給水所においては、給水所の敷地が近隣住宅地及び小学校の通学路と極めて近接しており、機械を使用した芝刈りでは、作業中に小石等が飛ぶなど危険であるとの理由から、芝刈りを手刈りで行うこととしている。

しかしながら、作業完成報告書を見たところ、榎原給水所の草刈り(2,406㎡)実施写真では、作業員が機械を使用して芝刈りを行っていることが認められた。

一般的には機械を使用して芝刈りを行うところ、当該地に関しては、近隣住宅等への配慮からあえて手刈りとしていることから、作業当日、現地に確認に行くなど、指示どおりの履行がなされているか履行確認を確実に行うべきである。

(多摩給水管理事務所)

(八王子給水事務所)

(表8) 芝生手入作業の工種(作業内容)の正誤表

履行場所	工種	誤			正		
		数量(m ²)	単価(円)	合計(円)	数量(m ²)	単価(円)	合計(円)
南野給水所	除草(疎)				4,582.21	78.75	360,849
	芝生手入(機械式)	4,582.21	16.80	76,981	4,582.21	16.80	76,981
	芝生手入(手刈)	4,582.21	108.15	495,566			
坂浜浄水所	除草(疎)				1,795.71	78.75	141,412
	芝生手入(機械式)	1,795.71	16.80	30,167	1,795.71	16.80	30,167
	芝生手入(手刈)	1,795.71	108.15	194,206			
合計金額(円)		796,921(①)			609,410(②)		
差額(①-②)		187,511円					

(8) 同一業務の契約を統合して効率化等を図るべきもの

支所では、水道工事に伴う、断水・にごり水の発生を事前に知らせるためのビラ（お知らせの紙）の印刷について、表9のとおり、各支所でそれぞれ委託契約を締結している。

ところで、印刷されたビラを見たところ、様式、内容が同一のものであり、各支所が別々に契約する必要がないことが認められた。

そのため、これらを給水部でまとめて、一括で契約し印刷すれば、①印刷数量が大量になること、②製版料を重複して支払わなくて済むことにより、契約単価を下げることが可能となる。

各支所を管轄する給水部は、事務の軽減、経費の削減のため、個別に処理している同一業務の契約を統合して、効率化等を図られたい。

(給水部)

(表9) 平成20年度(11月末現在)の支所における断水・にごり水ビラの印刷状況

(単位：円、枚)

支所	契約番号	種類	単価(税抜)	数量	総額
東部第二	20 水東二庶契第8号	赤(断水)	1.97	40,000	78,800
		青(濁水)	1.97	40,000	78,800
西部	20 水西庶契第3号	赤(断水)	2.175	20,000	43,500
		青(濁水)	2.175	20,000	43,500
	20 水西庶契第26号	赤(断水)	1.8	30,000	54,000
		青(濁水)	1.8	30,000	54,000
南部第一	20 水南一庶契第1号	青(濁水)	2.08	24,000	49,920
	20 水南一庶契第17号	赤(断水)	1.87	30,000	56,100
北部	20 水北庶契第4号	赤(断水)	1.42	50,000	71,000
		青(濁水)	1.42	50,000	71,000
合 計		赤(断水)		170,000	303,400
		青(濁水)		164,000	297,220

※ほかの3支所(中央、東部第一、南部第二)も印刷予定あり。

(9) 契約変更を適切に行うべきもの

朝霞浄水管理事務所は、プロパンガスの供給について（推定総契約金額：105万円、契約期間：平成20.4.1～平成21.3.31）、Vと特命随意契約を締結している。

ところで、契約単価について見たところ、前年度の契約金額に社会情勢を加味して単価設定を行ったとして、平成20年度は、420円/㎡で契約している。

これは、平成19年度の当初契約単価は、320.25円/㎡であったが、年度途中の12月に原油価格の高騰を理由にVから値上げの要望書が出されたため、契約条項第12条（※）に基づき、Vと協議を行った上で、平成20年1月1日から契約単価を1㎡当たり約100円高い420円に契約変更したものである。その際、所は、Vに対し、原油価格が引き下げになった場合には契約変更（値下げ）に応じることを文書により承諾を得ている。また、平成20年度の契約においても、契約条項第12条により契約変更は可能となっている。

しかしながら、原油価格は、平成20年9月から値下がりを始め、11月には、平成19年度当初価格の水準まで下がっていることから、原油価格の高騰を理由に値上げした契約単価をそのまま継続し、Vと協議も行っていないことは適切でない。

所は、経済情勢の動向を注視して、契約変更を適切に行われたい。

（朝霞浄水管理事務所）

※ 甲は、必要があるときは、乙と協議の上、この契約の内容を変更し、又は物品の納入を一時中止させることができる。

3 意見・要望事項

(収 入)

(1) 消火栓補償費の事務処理方法及び請求時期等を検討すべきもの

局は、水道法（昭和32年法律第177号）第24条に基づき、消火栓を設置している。また、消火栓の設置及び管理に要する費用（以下「消火栓補償費」という。）について、同条第2項に基づき、東京消防庁（以下「庁」という。）は、局との協議により、相当額を補償することとしている。

給水部は、消火栓補償費について庁と覚書を交わし、消火栓補償費を上半期と下半期の2回に分けて収入している。

ところで、平成20年度上半期（4月から9月まで）の収入状況について見たところ、監査日（平成21.2.17）現在、未収入であった。これは、請求に係る事務処理に時間を要したことから、庁への請求が平成21年1月26日となり、まだ納期限が到来していないことによるものである。

しかしながら、請求金額は、①上半期だけで5億127万余円と多額であり、経済性からも早期回収が望まれること、②消火栓の設置工事等については、前年度に計画ができていたため、庁の予算は確保されていることなどから、部は、消火栓補償費の早期収入のために、庁と協議し、事務処理方法及び請求時期等を検討されたい。

(給水部)

下水道局

第1 監査の範囲

1 監査対象事務

平成20年度の下水道局における予算の執行、財産の管理等について地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づく定例監査を実施した。

2 実地監査場所

- (1) 本 庁 総務部、職員部、経理部、計画調整部、施設管理部、建設部
- (2) 流域下水道本部 管理部、技術部（北多摩一号水再生センター、南多摩水再生センター、北多摩二号水再生センター、浅川水再生センター、多摩川上流水再生センター、八王子水再生センター及び清瀬水再生センターを含む。）
- (3) 事業所 中部下水道事務所（芝浦水再生センターを含む。）、北部第一下水道事務所（三河島水再生センターを含む。）、北部第二下水道事務所（中川水再生センター及びみやぎ水再生センターを含む。）、東部第一下水道事務所（砂町水再生センター及び有明水再生センターを含む。）、東部第二下水道事務所（小菅水再生センター及び葛西水再生センターを含む。）、西部第一下水道事務所（落合水再生センターを含む。）、西部第二下水道事務所（新河岸水再生センターを含む。）、南部下水道事務所、森ヶ崎水再生センター（南部スラッジプラントを含む。）、基幹施設再構築事務所

3 実地監査期間

平成21年1月16日から同年6月16日まで

第2 監査の結果

1 トップインタビュー

局の事業環境や事業運営に対する認識について、監査委員が下水道局長に対し、インタビューを行った。次はその概要である。

ア 経営計画2007について

区部の下水道普及率は概ね100%となっているが、下水道施設の老朽化や都市型水害の多発等の課題に対応する必要がある。このため、下水道幹線の本格的な再構築、浸水対策や合流式下水道の改善などに取り組んでいる。

多摩地域では、公共下水道を管理する市町村との協同を基本に事業の効率化を進め、未普及地域の解消に向けた流域下水道の整備や水環境の改善に取り組んでいる。

イ 地球環境保全への貢献について

下水道事業は、都の事務事業活動の中で最も多くの温室効果ガスを排出しているが、京都議定書の目標を達成するため、地球温暖化防止計画「アースプラン2004」を策定し、下水汚

泥の高温焼却や汚泥炭化施設の整備、下水道施設の省エネルギーシステムへの転換などに取り組み、積極的に温室効果ガスの削減に努めている。

ウ 技術開発の推進について

民間企業や大学等との共同研究の推進、「下水道技術研究開発センター」の活用など、産学公の連携を強化しながら、下水の高度処理技術、温室効果ガス削減技術などの先駆的な技術開発に取り組んでいる。

2 指 摘 事 項

(収 入)

(1) 工事湧水に起因する下水道の一時使用について

土木建築工事において、地中掘削時に発生する湧水は、事業に関する汚水として下水道料金の徴収対象となり、下水道事務所は、事業者から下水道の一時使用届けの提出を受け、現場査定を行った上で汚水排出量等を認定し、調定及び徴収を行っている。

ア 下水道の一時使用の事務手続きを適切に行うべきもの

東部第二下水道事務所において、下水道の一時使用にかかる査定及び調定の事務手続きについて見たところ、以下のとおり、適切でない状況が認められた。

所は、工事湧水に起因する下水道の一時使用にかかる事務手続きを適切に行われたい。

(東部第二下水道事務所)

(ア) 排水量等の査定業務について

湧水の量は、作業工程により変化が起りやすいため、湧水の排出が長期にわたる場合は、原則として月1回(一調定期間に1回)は査定を行うこととされている(業務事務の手引き)。

ところが、Aが平成20年9月8日から排水を開始しており、所は、速やかに査定しなくてはならないにもかかわらず、1か月以上経った平成20年10月10日に現場調査を行い、その査定内容を遡って適用している。

(イ) 調定事務について

① 当初申告内容について変更確認を行った場合の事務処理について

Bの一時使用に当たって、現場での調査を行った際に、当初申告(排水箇所が2箇所)と現況が異なっていること(排水箇所が1箇所)を確認して調定を行っているが、調定原議においては、その変更内容が記載されていない。

また、Cの一時使用に当たって、現場での調査を行った際、当初申告(ウエルポイント工法(注)を採用、平成20年7月25日から工事实施)と実際が違っていること(ウエルポイント工法を採用せず、平成20年8月2日から工事实施)を確認して調定を行っているが、調定原議においては、その変更内容が記載されていない。

② 使用時間の記載について

一時使用に係る使用料金の調定には、排水時間の把握が必要である。ところが、Dの申告では、通常、24時間排水を行うことが多いとされるウェルポイント工法による施行である旨記載されているにもかかわらず、17時以降の排水を行わない内容で調定を行っており、その理由の記載がない。

(注) ウェルポイント工法

真空バキュームを利用して、地下水を強制的に排水する工法。排水量が多い場合に採用される。

イ 下水道の一時使用料金の調定を適正に行うべきもの

北部第一下水道事務所で行なわれている下水道の一時使用料金の調定について見たところ、1時間あたりの排出量の計算を誤ったため、表1のとおり、調定金額が合計35万余円(2件分)過小となっている事例が認められた(監査日平成21.1.26現在)。

所は、チェックを十分に行なうなど、下水道の一時使用料金の調定を適正に行なわれたい。

(北部第一下水道事務所)

(表1) 調定の誤りの事例(平成20年度北部第一下水道事務所)

(単位:円)

事業者	調定月	1時間当たりの排出量		調定額		
		誤	正	誤	試算	差額
E	平成20年11・12月	6.0 m ³ /h	7.2 m ³ /h	1,627,710	1,919,321	291,611
F	平成20年11月	6.0 m ³ /h	6.5 m ³ /h	1,322,601	1,383,459	60,858
計				2,950,311	3,302,780	352,469

(2) 私設量水器の有効期限を把握のうえ適切に対応すべきもの

井戸水、雨水利用水、ビル湧水(ビルや工場等の地下階に発生する湧き水のこと)(以下「井戸水等」という。)を公共下水道に排出する場合は、水道水と同様に「公共下水道使用届」により届出を行うこととされ、この届出に基づき、経理部は、使用水量を認定して、料金の調定を行っている(徴収業務は水道局に委託)。

ところで、井戸水等の使用水量の認定は、部が設置する時間計による認定を基本とし、これによらない場合は、私設量水器(使用者が設置した量水器)による認定などの方法により行っている。

しかしながら、部は、私設量水器について、その動作性能を担保するために、計量法に定める有効期限(8年間)を準用し、期限が過ぎたものについては交換を求めることとしているにもかかわらず、私設量水器が有効期限内か否かの把握をしておらず適切ではない。

部は、現在使用水量を認定している井戸等について、私設量水器の有効期限を把握したうえで、私設計量器の有効期限を超えて使用している場合は、利用者に対して速やかに交換を促すなど適切に対応されたい。

(経理部)

(3) 減量認定事務について

水道水による汚水を排出して下水道を使用した場合は、水道の使用水量を汚水の排出量とみなすが、製氷業その他の営業で、その営業に伴う使用水量と汚水排出量とが著しく異なる場合においては、使用者の申告により、使用水量から公共下水道に排除されない水量を控除（減量）して汚水排出量を認定することができる（注）。

認定に当たっては、私設量水器などにより明確かつ合理的な根拠をもって証明することが条件とされ、当該量水器は、有効期限（8年）内のものでなければならないとしている。

経理部及び東部第一下水道事務所における減量認定事務について見たところ、次のとおり、不適切な状況が認められた。

部及び所は、減量認定事務を適切に行われたい。

(注) 根拠：東京都下水道条例（昭和34年条例第89条）第16条、第17条、減量認定に関する事務取扱要綱（平成16年7月28日下水道局長決定）第5条、第10条

（東部第一下水道事務所）
（経理部）

ア 量水器の有効期限切れに対する対応について

東部第一下水道事務所の減量認定について見たところ、表2のとおり、量水器の有効期限が切れてから相当期間が経過している事例が認められた。

所は、期限切れとなる前に事業者には注意を促し、期限切れとなった場合には、速やかな対応を指導する必要があるが、量水器の有効期限が切れた事業者に対して、電話連絡などによる指導を行っていない事例（表2のG）や、減量認定分の使用量が多いため現地に出向いて交渉をすべきであるがこれを行っていない事例（表2のH）、電話連絡を行ったもののその交渉内容が記録されていない事例（表2のI）が見られるなど、適切な指導が行われておらず、未交換となっている（監査日平成21.1.22現在）。

(表2) 量水器の有効期限が切れてから相当期間が経過している事例

(単位：円)

利用者名	量水器の有効期限	期限切れ期間 (監査日現在) ※月未満切捨て	量水器の有効期限後の下水道料金			電話確認
			既徴収	減量を行わない場合	差額	
G	平成19年5月	19ヶ月	15,187,487	15,933,722	746,235	未実施
H	平成19年9月	15ヶ月	15,179,412	28,291,050	13,111,638	平成20年 10月15日 12月11日
I	平成20年4月	8ヶ月	717,170	1,124,071	406,901	平成20年 12月11日
計			31,084,069	45,348,843	14,264,774	

イ ボイラー減量について

ボイラーにより生成した蒸気を直接使用し、大気中に蒸発する場合は、減量の対象となり（以下、「ボイラー減量」という。）、ボイラー減量は、ボイラーから排出される水（以下「ブロー水」という。）の量を実測する方法を原則とし、これによることができない場合は、ボイラーの性能や作動実態などに基づいて定率により算出している。

ところで、経理部は、ボイラー減量を行っているが、ブロー水のデータを実測できるにもかかわらず定率により減量を行っている（件数：9件（監査日平成21.2.5現在））。

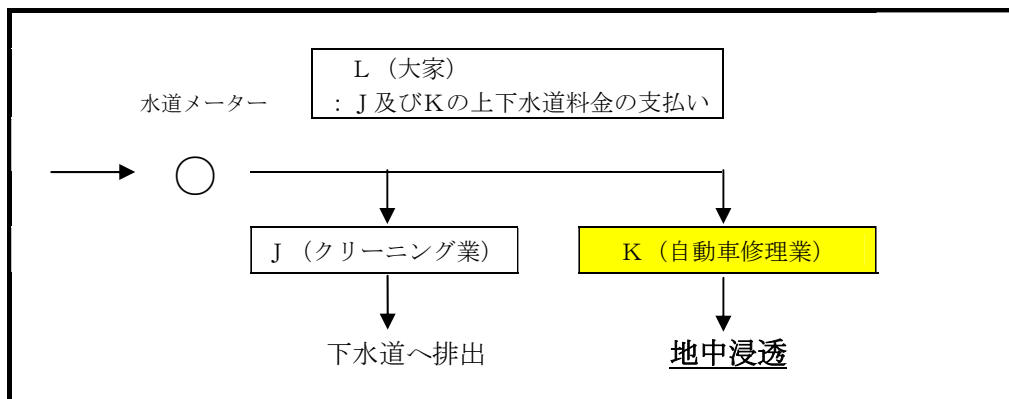
ウ 告示地域における地中浸透について

下水道法（昭和33年法律第79号）第10条によれば、公共下水道の供用が開始された場合（以下「告示」という。）において、当該公共下水道の排水区域内の土地の所有者、使用者又は占有者は、遅滞なく、その土地の下水を公共下水道に流入させるために必要な排水管、排水渠その他の排水施設を設置しなければならないとされている。

ところで、江東区に居住するJ（クリーニング業）及びK（自動車修理業）が使用する上下水道料金については、大家であるLが支払いを行っている。一方、下水道への接続について、Jの排水については下水道に接続しているものの、Kの排水については下水道に接続せずに地中浸透させている状況であった。

しかしながら、東部第一下水道事務所は、Kが告示地域内において下水道に接続せずに地中浸透させていることは適切ではないと認識しているにもかかわらず、Lの支払う下水道料金からKの使用水量相当分を減量して徴収することを認めている（平成元.11.3より適用）。

(図) 告示地域内で下水道に接続せずに地中浸透している事例



(4) 債権管理を適正に行うべきもの

中部下水道事務所及び流域下水道本部において、下水道料金以外の債権管理について見たところ、次のとおり適正でない事例が認められた。

所及び本部は、債権管理を適正に行われたい。

(中部下水道事務所)

(流域下水道本部)

ア 中部下水道事務所は、旧南部建設事務所が平成20年4月1日付で廃止されたため、工事契約解除に伴う契約違約金1,691万6,550円の債権を引き継いでいる。

ところで、当該債権は、平成19年10月4日に破産手続きが開始されており、旧南部建設事務所は、破産管財人に対して破産債権届出書を出しているが、この債権を引き継いだ所は、債権・債務管理台帳に原議を引き継いだ旨を記載するのみであり、監査日現在(平成21.1.19)、破産債権者変更届けなど必要な対応を行っていない。

イ 地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第33条の2によれば、管理者は、地方公営企業の業務に係る公金の徴収又は収納の事務については、収入の確保及び住民の便益の増進に寄与すると認める場合に限り私人に委託することができる」とされているが、その際は、政令による定めが必要とされている。

ところで、流域下水道本部は、メトロレンガの売却代金の未収分553万3,962円の債権について、本件債務者が平成16年4月21日付で破産宣告を受けたため、破産管財人から配当率3.29%の簡易配当を受けている。本債権回収に当たり、本部は、財団法人東京都新都市建設公社理事長を代理人に選任している。

しかしながら、選任に当たり、本部は、政令の定めがないにもかかわらず、債権の届け出、債権者集会への出席およびこれに伴う審議等の一切の議決権の行使など債権回収終結までの一切の権限を公社理事長に白紙委任している。

(5) 行政財産使用許可に当たり徴収すべき経費の積算を適正に行うべきもの

下水道局は、日本ビルディング(千代田区大手町二丁目6番2号)の一部を区分所有しており、その事務室の一部について、Mほか5者に対して行政財産の使用許可を行っている。

経理部は、行政財産使用許可書第9条に基づいて、使用事務室で使用する電気・水道経費及びエレベーターの保守点検や巡視及び受付に要する経費など、事務室の管理に必要な経費を算定のうえ、各使用許可相手から負担金の徴収を行っている。

ところで、当該負担金の徴収状況を見たところ、消防用設備保守点検委託経費(平成20年度契約金額:70万3,500円)が積算に入っていないため、徴収金額が27万3,637円過小なものとなっていることが認められたのは適正ではない(監査日平成21.2.5現在、平成16年度から平成19年度分の未徴収金額合計は109万3,332円)。

部は、行政財産使用許可に当たり徴収すべき経費の積算を適正に行われたい。

(経 理 部)

(6) 排水処理経費を適正に請求すべきもの

北部第二下水道事務所は、足立区所管の排水路から所が所管する熊の木ポンプ所へ流入する雑排水(以下「流入水」という。)について、足立区と協定(「熊之木排水場流入水の受入れに関する基本協定(平成5.8.24)」)を締結し、表3のとおり、同区より処理経費を徴収している。

処理経費の徴収にあたり、所は、同区と実施協定(「熊之木排水場流入水の受入れに関する実施協定(平成6.8.9)」)等を結び、これに基づいて、所は、毎年度当初、流入水量と処理経費を算出し、同区へ請求している。

ところで、平成10年度において所及び同区は流入水量の調査を行い、同区の流入水量を540m³/日と認定しているが、流入水量は、毎年変動するにもかかわらず、所は、その後、同区からの流入水量の調査をしておらず、毎年度540m³/日に流入水量を固定して料金を算定しており適正でない。

所は、流入水量を実測調査することにより、同区に対し適正な処理経費の請求をされたい。

(北部第二下水道事務所)

(表3) 熊之木排水場流入水の受入れにかかる収入金額(平成20年度収入実績)

収入金額	内訳
5,989,276 円	540 m ³ /日×365 日分×単価(28.94 円/m ³)×1.05

(支 出)

(7) 消耗品等の購入契約に係る事務を適正に行うべきもの

中部下水道事務所ほか1所の物品納入契約において、納入業者である関係人に対して調査を行った結果、次のとおり適正でない事例が認められた。

両所は、消耗品等の購入契約に係る事務を適正に行われたい。

(中部下水道事務所)

(西部第二下水道事務所)

ア 中部下水道事務所は、人孔鉄蓋2点ほか5点の契約を平成20年4月30日に関係人Nと締結(契約金額:117万8,310円)している。

ところで、当該契約においては、納入期限は平成20年5月16日となっているが、Nが提出した書類と照合の結果、物品の一部が実際に納入されたのは、平成20年5月29日であったことが認められた。

しかしながら、所は、契約の履行期限内に全物品の納入があったとして、平成20年5月27日に契約代金を支払っている。

イ 西部第二下水道事務所は、焼結金属フィルターガasket2点ほか21点の契約を平成20年7月17日に関係人Oと締結(契約金額:115万1,955円)している。

しかしながら、当該契約において実際に納入された物品は、表4に示すOの提出書類どおりであり、仕様書と納品が相違しているにもかかわらず、所は、使用上支障がないとして検査を合格とし、契約代金を支払っている。

(表4) 契約関係書類及び関係人O提出書類間の差異 (西部第二下水道事務所)

品名	仕様書及び納品書の記載	関係人Oの提出書類
チューブ	10m	12m
抵抗管	10m×4	40m×1

(8) 契約事務を適正に行うべきもの

施設管理部及び森ヶ崎水再生センターが締結した契約において、次のとおり、仕様書に業務量が示されていないために、契約金額が適正なものとなっているか検証できない事例が認められた。

部及びセンターは、契約事務を適正に行われたい。

(施設管理部)

(森ヶ崎水再生センター)

ア 施設管理部は、管路の維持管理業務等、下水道事務所出張所（北出張所ほか10出張所）の業務を行わせることを目的として「下水道局管理事務所出張所業務委託」契約（契約金額：19億7,452万5,000円、契約期間：平成20.4.1～平成21.3.31）を東京都下水道サービス株式会社と特命で締結している。

ところで、当該契約の仕様書等について見たところ、出張所の所管する区域の下水道管路などの施設規模については示されているものの、出張所で行なわれる業務内容について、表5のとおり、一式と示しているのみで、工事件数、使用届の件数など、具体的な業務量が一切示されていない。

(表5) 「下水道局管理事務所出張所業務委託」契約の仕様書に記載された業務内容

① 管路施設の維持管理	一式
② 圧力管の維持管理	一式
③ 光ファイバー施設の維持管理	一式
④ マンホールポンプの施設の維持管理	一式
⑤ 高潮防潮堤施設の維持管理	一式
⑥ 公共ます工事施行監理	一式
⑦ 当該出張所の工事・作業の監督補助	一式
⑧ その他の当局が必要と認める工事	一式

イ 森ヶ崎水再生センターは、「せせらぎの杜」(注)において、近隣住民を対象としたザリガニ釣りのイベント等を開催するため、当該イベントが支障なく安全に終了することを目的として、「せせらぎの杜整備作業」委託契約を見積もり合わせのうえ、随意契約により締結している（契約金額：63万円、履行期間：平成20.4.24～同年5.1）。

ところで、当該契約における仕様書を見たところ、作業場所の面積の他は、整備作業の具体的な規模や内容が一切記載されていない。

(注)「せせらぎの杜」

センター西棟の西側に位置し、下水を高度処理した再生水が流れ、下水汚泥を資源化して作成したメトロレンガの遊歩道がある。面積2,470㎡。

(9) パソコン機器の再リース契約を適切に行うべきもの

総務部では、業務用パソコン機器のリース契約を、平成19年度まで表6のとおり締結しており、平成20年度に、表7のとおり、6ヶ月間の再リース契約（特命随意契約）を締結している。

ところで、再リース契約金額のうち、保守料について見たところ、表8のとおり、当初リース契約の保守料の10倍以上の額となっていることが認められた。これは、部が特命随意契約にあたり、契約の相手方に下見積りを徴取し、その見積額を十分精査せずに契約したためである。

しかしながら、総務局の「IT経費適正化マニュアル」（以下「マニュアル」という。下水道局もマニュアルを準用している。）によれば、パソコン再リースの保守料の積算については、当初リース時から5年間は同額程度であることを原則としている。

従って、当初のリース契約期間が3～4年であった契約の再リースにおいて、保守料が10倍以上となっていることは適切でない。

このため、表9のとおり、マニュアルの原則（当初保守料相当額）に従った金額による試算を基にすれば、2,570万余円（監査事務局試算）が削減可能であったと見込まれる。

部は、パソコン機器の再リース契約を適切に行われたい。

（総務部）

（表6）当初リース契約の概要

件名	機器の概要及び台数等	平成19年度契約金額（円）
① パーソナルコンピュータ（16）の賃貸借	省スペース型 1,380 台 リース期間：平成16.4.1～平成20.3.31 ※（平成16年度から4年リース）	48,573,000（年額） （リース期間：平成19.4.1～平成20.3.31）
② パーソナルコンピュータ（17）の賃貸借	省スペース型 586 台, その他機器 38 台 リース期間：平成17.4.1～平成20.3.31 ※（平成17年度から3年リース）	21,049,560（年額） （リース期間：平成19.4.1～平成20.3.31）
合 計		69,622,560（年額）

（表7）再リース契約の概要

件名	機器の概要及び台数	リース期間	契約金額（円）
③ パーソナルコンピュータ（16）の賃貸借	省スペース型 1,380 台	平成20年4月1日～ 平成20年9月30日	23,002,875 （6ヶ月間）
④ パーソナルコンピュータ（17）の賃貸借	省スペース型 586 台 その他機器 9 台		8,277,822 （6ヶ月間）
合 計			31,280,697

(表8) 当初リースと再リース契約金額の月額対比

件名	契約金額内訳	A 当初リース額 (月額、円)	B 再リース額 (月額、円)	再リース率 B/A
③ パーソナルコンピュータ(16) の賃貸借	機器リース料	3,525,000	293,750	8.3%
	保守料	330,000	3,357,500	1017.4%
	消費税	192,750	182,563	94.7%
	月額計	4,047,750	3,833,813	94.7%
④ パーソナルコンピュータ(17) の賃貸借	機器リース料	1,555,600	145,640	9.3%
	保守料	115,000	1,168,300	1015.9%
	消費税	83,530	65,697	78.6%
	月額計	1,754,130	1,379,637	78.6%

※ ④は、当初リースより、若干、機器を入り繰りして再リースしており、保守料等の正確な比較ができないため、単純比較とした。

(表9) 再リース契約の保守料を総務局IT経費適正化マニュアルで試算した場合の経費削減可能額
(単位：円)

件名	契約金額内訳	B 再リース額	C 総務局IT経費 適正化マニュアル による試算	経費削減可能額 (B-C)
③ パーソナルコンピュータ (16)の 賃貸借	機器リース料	293,750	293,750	0
	保守料	3,357,500	330,000	3,027,500
	消費税	182,563	31,187	151,376
	月額計	3,833,813	654,937	3,178,876
契約金額計(6ヶ月分)		23,002,875	3,929,625	19,073,250
④ パーソナルコンピュータ (17)の 賃貸借	機器リース料	145,640	145,640	0
	保守料	1,168,300	115,000	1,053,300
	消費税	65,697	13,032	52,665
	月額計	1,379,637	273,672	1,105,965
契約金額計(6ヶ月分)		8,277,822	1,642,032	6,635,790
経費削減可能額計				25,709,040

(10) 生石灰の納品検査を適正に行うべきもの

森ヶ崎水再生センターは、センター及び南部スラッジプラント、ポンプ所等から発生する、しさ・ふさ（注）を固化処理するため、「森ヶ崎水再生センター生石灰供給単価契約」（契約金額：734万1,600円、契約期間：平成20.4.1～平成21.3.31）を結び、中央防波堤外側廃棄物処分場その2地先へ生石灰を納品させている。

ところで、契約の仕様書において、品質検査は納入毎に納入製品から試料を採取のうえ、センターが承諾した分析機関により試験を行うこととなっている。

しかしながら、納品の状況について見たところ、センターが承諾した分析機関による品質検査が行われていないにもかかわらず、製造元の試験結果報告書をもって検査合格としており適正でない。

センターは、生石灰の納品検査を適正に行われたい。

(注) しさ・ふさ：揚水及び水処理の過程で発生する廃棄物のこと

(森ヶ崎水再生センター)

(11) 単価契約工事について

施設管理部は、区部の管路施設において、緊急または迅速に補修が必要となった場合に維持補修工事を行うため、「管きょ維持補修工事単価契約」（予定金額：23億3,719万5,000円、契約期間：平成20.4.1～平成21.3.31、以下「単価契約」という。）を下水道メンテナンス協同組合と特命により締結している。

単価契約工事とは、維持補修に必要な工種ごとに、単価により工事契約を締結しておき、管路施設を緊急または迅速に維持補修する必要が発生したときに、各下水道事務所に属する管路施設課長等が下水道メンテナンス協同組合に対して施工通知書によって指示し（以下、指示ごとの工事を「指示工事」という。）、施工完了後に報告書及び工事写真によって、完了検査、各工種の数量を確定して工事金額を支払うものである。

工種ごとの単価の積算に当たっては、緊急施工（指示後72時間以内に着手すべきもの）については49%、迅速施工（指示後72時間を超え15日以内に工事を行うべきもの）については26%、それぞれ人件費を割増している。

中部下水道事務所において指示工事を見たところ、次の通り適切でない事例が認められた。

ア 緊急施工の実施を確認のうえ、請負金額を支払うべきもの

各下水道事務所において、平成21年1月までに509件2億3,973万余円の工事を緊急施工により行っており、緊急施行による割増分を試算(迅速施行との差額分)すると2,764万余円となる。

ところで、緊急施工は、指示後72時間以内に着手すべきものにもかかわらず、本単価契約の仕様書、管路施設維持管理マニュアル等では、72時間以内に着手したかどうかを確認することとなっておらず、また、部が仕様書により定めている様式(管きよ維持補修工事台帳、管きよ維持補修工事完了届)においても当該事項について記録することとなっていない。

そのため、中部下水道事務所では、緊急施工工事について、72時間以内に着手したことを記録しないまま、割増した単価により工事請負費を支払っている(独自に施工日を記録している港出張所を除く)。

部は、緊急施工したことが確認できるよう、事務処理手順及び様式を改められたい。

(施設管理部)

イ 路面の本復旧工事を単価契約によらずに行うべきもの

中部下水道事務所では、単価契約工事において、表10に例示するとおり、別途補修工事を行って、完了しているもの(以下「本工事」という。)について、事後に迅速施工により路面本復旧工事を行っている事例が認められた。

これらは、本工事完了後、一定程度を経過してから路面の本復旧工事を行っているものであるから、単価契約工事の迅速施工によって施工する必要性が認められない。

平成20年度において、各下水道事務所では78件(8,019万余円)の路面本復旧工事を行っており(平成21年1月までの実績)、これらを単価契約によらず通常の工事として発注したとして試算したところ、約1,650万円の工事費が節減できることから、部は、本工事完了後、別途路面の本復旧工事を行う場合には、単価契約工事によらず、通常の工事として発注するよう改められたい。

(施設管理部)

(表10) 路面本復旧工事のみの事例

(単位:円)

出張所	指示番号	指示日	完了日	金額	本工事施工
千代田	15	H20.5.8	H20.5.28	1,287,091	平成19年度
千代田	16	H20.5.8	H20.5.28	497,202	平成19年度
千代田	17	H20.5.9	H20.5.29	557,889	平成19年度
中央	58	H20.9.2	H20.9.24	1,284,423	H20.5.23

ウ 他企業による路面復旧工事の負担金を適正な方法で支払うべきもの

下水道工事と同時に他企業が道路占用工事を行い、路面復旧を行った場合、下水道工事にかかる路面復旧負担金は、所が当該他企業から負担金の請求を受け、請求額が適正であることを確認して、直接他企業に支払うものとされている。

しかしながら、中部下水道事務所において、他企業の道路占用工事等を請け負った業者から路面復旧費負担金の請求を受けた下水道の単価契約工事の請負者に対して、当該負担金相当分を単価契約工事として支払っている事例が見られたのは適正ではない。

その結果、所は、他企業が行った路面復旧工事の負担金を下水道の単価契約工事によって間接的に支払うことで、本来必要のない1件あたり2万円の共通仮設費を過剰に支出している（平成21年1月までに8件16万円）。

所は、他企業の道路復旧工事に伴う負担金を適正な方法で支払われたい。

部は、他企業の道路復旧工事に伴う負担金の支払方法が適切なものとなるよう所を指導されたい。

（施設管理部）

（中部下水道事務所）

（12）営業損失補償金の算定を適切に行うべきもの

北部第一下水道事務所は、台東区浅草二丁目、西浅草三丁目付近再構築工事施行に伴い、立坑発進の作業基地等として使用するためとして、台東区西浅草三丁目のP所有の駐車場（コイン式パーキング）を122.71㎡借りている。

ところで、所は、これに伴い営業損失補償金として、2,155万904円（賃借期間：平成19.3.1～平成20.11.13、月額105万5,000円、支出年度：平成18年度（105万5,000円）、平成19年度（1,266万円）、平成20年度（783万5,904円））を支出している。

しかしながら、この営業損失補償金（月額105万5,000円）の額の算定にあたって、所は、Pから提出された営業申告書に記載された収益（平成19年1月の収益171万円）から別途土地所有者に支払うべき土地使用料（月額64万5,000円）を差し引いて算定したとしているが、①収益として記載された金額（171万円）の根拠資料が添付されていない、②当該算定式によって計算しても1万円の食い違いが生じるなど、不適切な算定となっている。

所は、営業損失補償金の算定を適切に行われたい。

（北部第一下水道事務所）

(その他)

(13) 長期未和解案件の進行管理を適切に行うべきもの

下水道工事に起因して発生した損害補償について、局は、被害者に対する補償限度額などを決定した上で、工事の請負業者と協議を結び、被害者との和解折衝に当たらせている。

また、協議から2年以上経過した案件（以下「長期未和解案件」という。）について、和解折衝の経過等を把握し、的確迅速に補償事務を進めていくことを目的として、局は、「第三者損害の補償に関する長期未和解案件折衝基準」（15下建管第609号、平成16年4月1日施行、以下「基準」という。）を定め、被害者との和解促進を図っている。

基準において、請負業者は、①今後、被害者との和解折衝が進まないと判断した場合には、局へ事前協議を行った上で和解折衝時の確認（注）を行う、②被害者から補償金の請求がなく、3年を経過した長期未解決案件は、第三者損害に対する補償費負担等に関する協議の取り下げ願いを局に提出することとされている。

ところで、東部第一下水道事務所が所管する長期未和解案件について見たところ、

○ 被害者との和解折衝が長期にわたって進捗していない事例（表11のQ）

○ 和解折衝時の確認が行われていない事例（表11のR、S）

が認められたが、所は、当該事例について、和解折衝を担当する請負業者から進捗状況等の報告を受けていないなど、和解折衝の進行管理が適切に行われていない。

所は、進捗状況等の報告を求めるとともに、被害者との和解折衝が進まないと判断した場合は、速やかに和解折衝時の確認を行わせるなど、長期未和解案件の進行管理を適切に行われたい。

（東部第一下水道事務所）

（注）和解折衝時の確認

被害者に補償限度額を提示し、今後は、補償額の和解折衝を行わないことを説明するとともに、この時点から3年後に、損害賠償の請求権が消滅時効になることを文書で告知すること。

（表11）東部第一下水道事務所における損害補償の未解決案件事例（平成21年1月末現在）

（単位：円）

工事の概要		補償の進捗状況				
工事件名	工期	被害者	補償限度額	協議年月日	最終折衝	
					月日	内容
①墨田区錦糸三丁目付近再構築工事	平成8年4月3日から平成9年1月10日まで	Q	2,102,100	平成10年4月1日	平成10年10月5日	被補償者死亡、相続人未確定
②墨田区千歳二丁目、立川四丁目再構築 その2工事	平成12年11月9日から平成14年1月31日まで	R	326,550	平成14年6月13日	平成20年2月22日	被補償者の親族と折衝を試みるも、修復責任が自分に及ぶことを嫌い、和解に消極的
③墨田区東向島六丁目付近再構築その2工事	平成16年1月22日から同年10月12日まで	S	568,050	平成17年11月9日	平成20年2月4日	被補償者の親族と交渉

3 意見・要望事項

(収 入)

(1) 水道局からの滞納案件の一斉返還に当たって検討すべきもの

下水道局は、下水道料金の徴収を、表12のとおり、「下水道料金徴収業務の委託に関する協定」に基づいて水道局に委任している（工事湧水等による下水道の一時使用などは下水道局が直接徴収する。）。

また、下水道料金の滞納整理は、徴収業務の委託の範囲として明確な定めはないが、これまで通常は水道局が水道料金と併せて行い、その後、徴収権の発生から5年が経過した時点で、水道局から下水道局に下水道料金の滞納債権が返還され、下水道局において会計上の欠損処理を行ってきた。これは、従前は、行政実務上、水道料金債権も下水道使用料と同様に公法上の債権と解釈されていたため、両者の滞納整理について同様の処理を行うことについて問題がないとされてきたためである。

しかし、水道料金債権については、平成15年に最高裁において、民法第173条の「生産者等が売却した商品等の代価に係る債権」（私法上の債権）に当たると判断されたため、その後、行政実務上も、水道料金債権の消滅時効は2年が適用されることになった。

このように、公法上の債権である下水道料金の消滅時効5年と水道料金の消滅時効2年とに差が生じたため、下水道局は、平成22年度を目途に、調定後2年を迎えるものについては全件につき、下水道料金債権を水道局より返還を受け（以下、「一斉返還案件」という。）、その後下水道局で滞納処分を含めた滞納整理を進めることとしている。返還件数は年間約4万件と見込まれており、現在、平成18年度に100件、平成20年度に300件の滞納案件を返還させ、その業務処理の試行を行っているところである。

なお、井戸水など上水道使用料の発生がない場合や上水道使用料の発生はあるが下水道料金のみ滞納している場合などの下水道料金債権については、従前から、水道局の判断により随時下水道局に返還されており（以下、「随時返還案件」という。）、平成20年度は、150件112万余円の返還となっている（平成20年12月末現在）。これについては、従来より下水道局において滞納処分を含めた滞納整理を行っており、その際、各部及び所は、経理部作成の「未納整理マニュアル」及び「滞納処分マニュアル」を使用している。

(表12) 徴収業務の範囲

委託項目	根拠規程
汚水排出量の認定、料金等の調定及び更正、料金等の納入通知、料金等の収納、過誤納金等の還付、料金算出資料の請求、業務統計に関する資料の作成、料金の減免に関する事務、料金の免除に関する事務	下水道料金徴収業務の委託に関する細目協定

ア 督促を行う時期について

滞納整理において、督促は、財産調査を含む滞納処分的前提条件となるものであり、また督促を行うことにより、延滞金及び時効の中断効果が発生する。なお、「東京都分担金等の督促及び滞納処分並びに延滞金に関する条例」第2条において、督促の時期は、納期限経過後20日以内と定められている。

しかしながら、表12のとおり、水道局への下水道料金徴収委託内容に督促が含まれないために、これまでは、大多数の下水道料金滞納案件について督促が行われておらず、下水道局が下水道料金債権の返還を受けた随時返還案件についてのみ行っている。なお、随時返還案件の返還時期は水道局の判断により、案件により異なる。

返還後の下水道局の事務処理は、①「徴収者変更通知書兼納付催告書」を送付、滞納者との接触を試みる、②分割納付あるいは一括納付の約束をした者については督促を見合わせる、③納付の意思や実績がない場合には、滞納発生の年度内を目途として督促を行うこととなっている（「未納整理マニュアル」）。

以上のことから、水道局からの返還時期や、下水道局が行った交渉内容により、債権が滞納となってから督促までの期間が異なっており、延滞金の賦課や時効までの期限において不公平が生じる状況となっている。

今後、平成22年度を目途として水道局から一斉返還案件を受け入れることとしていることから、延滞金の賦課等において不公平な取扱いとならないよう、部は、債権の滞納発生後、督促を行う時期についての検討を速やかに進める必要がある。

イ 財産調査の標準的な手続きの整備の必要性について

部は、預金口座等、限定的な財産については調査を行っているものの、財産調査のチェックリストなど、滞納者が所有する可能性のある財産を網羅的に調査するための標準的な手続を定めていない。また、部が作成する未納整理マニュアル等には、有効な財産調査の方法について記載がない。

一斉返還案件の処理の開始後、滞納整理の対象案件がさらに増加することを鑑みれば、有効な財産調査を効率的に行うための環境を整備する必要がある。

部は、水道局からの滞納案件の一斉返還に当たって、滞納整理事務が公平かつ効率的に行われるよう検討されたい。

（ 経 理 部 ）

教 育 庁

第1 監査の範囲

1 監査対象事務

平成20年度の教育庁における予算の執行、財産の管理等について地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項に基づく定例監査を実施した。

2 実地監査場所

- (1) 本 庁 総務部、都立学校教育部、人事部、福利厚生部、指導部、地域教育支援部
- (2) 事 業 所 多摩教育事務所、東部・中部・西部各学校経営支援センター、教職員研修センター、三宅出張所、教育相談センター、中央図書館、日比谷、晴海総合、三田、芝商業、竹早、新宿、工芸、東、大江戸、紅葉川、葛西南、向丘、上野、足立新田、八潮、大森、つばさ総合、雪谷、江北、足立西、葛飾商業、農芸、井草、武蔵丘、国際、芸術、第一商業、城東、小松川、蔵前工業、目黒、小山台、広尾、大崎、杉並、豊多摩、荳花、神代、三鷹、松原、高島、千早、第四商業、田無、保谷、久留米西、小平、東大和、上水、小平南、永山、山崎、成瀬、砂川、第五商業、府中西、日野台、片倉、八王子北、小笠原、八王子東、拝島、多摩工業、瑞穂農芸、三宅、各高等学校、葛飾、青鳥、墨田、中野、光明、高島、久留米、南大沢、八王子各特別支援学校、文京、八王子各盲学校

※島しょ以外の各学校の監査については、下線の学校を会場校として集合監査を実施した。

3 実地監査期間

平成21年5月22日から同年6月12日まで

(ただし、三宅出張所及び三宅高等学校は平成21年5月21日)

第2 監査の結果

1 トップインタビュー

庁の課題に対する認識や運営方針等について、監査委員が教育長に対し、インタビューを行った。次はその概要である。

ア 東京都教育委員会の教育目標と基本方針について

東京都教育委員会は、子供たちが人間性豊かに成長することを願い、教育目標として、「互いの人格を尊重し、思いやりと規範意識のある人間」、「社会の一員として、社会に貢献しようとする人間」、「自ら学び考え行動する、個性と創造力豊かな人間」の育成に向けた教育を掲げている。この教育目標を達成するために4つの基本方針を定め、この基本方針に基づいて毎年度の主要施策を策定し、積極的に教育行政を推進している。

イ 都立高校改革の推進と入学者選抜の改善について

平成9年に策定した都立高校改革推進計画に基づいて、第一次・第二次実施計画を策定し都立高校の質的充実を図ってきた。その後、平成14年に「新たな実施計画」を策定し、都立高校の課題に対応した改革を進めている。

都立高校の入学者選抜についても、都立高校の個性化・特色化に応じた制度改革を進め、選抜方法の多様化、受検機会の拡大・複数化などを図っている。

ウ 子供の体力向上のための施策の展開等について

体力・運動能力調査の結果を見ると、現在の子供の体力は長期的な低下傾向にあり、とりわけ、東京の子供の体力は全国平均を大きく下回っている。このような子供の体力低下の現状は憂慮すべき状況であり、都教育委員会は関係各局の協力を得て、総合的な対策を検討する「子供の体力向上推進本部」を設置し、現状や原因の詳細な分析を行い、その検討結果や提言に基づき具体的な施策の展開を図っていく。また、スポーツ教育の推進や運動部活動の振興を図り、平成25年の国体開催、2016年のオリンピック・パラリンピックの立候補都市となった状況に対応していく。

2 指摘事項

(歳入)

(1) 授業料の減免について

都立学校は、「東京都立学校の授業料等徴収条例」(昭和22年条例第91号)に基づき、生徒から授業料を徴収しているが、納入が極めて困難と認められる者については授業料を減免している。減免の対象者、減免額等は、表1のとおりであり、世帯の収入額を認定し、これを生活保護認定額と比較して、免除、減額を決定する。

各学校では、都立学校教育部が定めた「東京都立学校の授業料減免取扱要領」及び「入学科・授業料減免事務の手引」に基づいて、減免事務を行っている。

そこで、各学校における減免事務を見たところ、次のとおり適切でない事例が認められた。

(表1) 減免対象者

対象者	基準	減免額
生活保護受給世帯	現に生活保護を受けている者	免除
生活保護受給世帯と同程度	収入認定額/生活保護認定額 ≤ 1.0	免除
生活保護受給世帯に準ずる	$1.0 < \text{収入認定額} / \text{生活保護認定額} \leq 1.2$	1/2減額

ア 減免事務を見直すべきもの

世帯の収入認定の方法を見ると、原則として、給与所得者については前年の源泉徴収票により、事業収入については、前年の確定申告書により、それぞれ収入認定を行っている。当年になって、失業等、事情の変更により収入が減少した場合には減少後の収入を認定している。

ところで、部は、世帯の構成員が当年の1月以降に就職した場合について、申請日直前の3か月の給与により、当年の収入見込額を算出し、認定することとしている。

しかしながら、就職したことを申請した者のみ直近の3か月の収入により認定をすることは、世帯構成員の就職状況を確実に捕捉する方法がなく、就職を申請しなかった者が利益を受けるため、公平を欠くこととなる。

部は、公平に減免を行えるよう、減免事務を見直されたい。

(都立学校教育部)

イ 授業料の減免を適正に行うべきもの

松原高等学校は、表2の証明書類を添付した減免申請書を平成20年12月17日に受け付けている。

本来、申請日直近の世帯構成員にかかる平成19年の収入に基づき収入認定額を算出すべきところ、表2の証明書類による収入認定では、申請日の9か月前の世帯構成員にかかる平成18年の収入に基づき収入認定額を算出していることとなり、適正でない。

学校は、授業料の減免を適正に行われたい。

(松原高等学校)

(表2) 証明書類の一覧

書類名	発行日	証明事項
住民票記載事項証明書	平成20. 3. 28	発行日の世帯構成
特別区民税・都民税課税証明書(平成19年度)	平成20. 3. 28	平成18年の収入

(2) 未納授業料の滞納整理について

都立学校教育部は、授業料を徴収する手順などを、「授業料等徴収事務の手引」（以下「手引」という。）により定めており、各校は、部が構築した授業料等徴収システムを用いて、授業料の調定、収入管理、未納者の捕捉、督促状の作成などの授業料の徴収事務を行っている。

滞納授業料の徴収は、納付した者が公平でないと感じることをないようにするとともに、滞納者に対しては一定程度の強制力を以て、効率的かつ効果的に事務を行う必要がある。

このためには、

- ① 速やかな納付に応じない滞納者には、不利益を課すこと
- ② 滞納者の状況に合わせて適時に適切な催告を行うこと

が必要である。

この観点から、滞納授業料の徴収事務について見たところ、次のとおり、適切でない点が認められた。

ア 督促を行い、延滞金の徴収を行うべきもの

「東京都立学校の授業料等徴収条例」（昭和22年条例第91号）及び「東京都立学校の授業料等徴収条例施行規則」（昭和38年規則第13号、以下、条例と規則を合わせて「授業料条例等」という。）には、授業料を納期までに納付しない者に対する延滞金を課さない旨の定めがないことから、本来、「東京都分担金等に係る督促及び滞納処分並びに延滞金に関する条例」（昭和39年条例第135号、以下「分担金条例」という。）に基づき、納期までに納付しなかった者に、「東京都分担金等の督促及び滞納処分に係る事務手続等に関する規則」（昭和30年規則第85号、以下、「規則」という。）に定める様式の督促状を送付し、年14.6%の延滞金を徴するべきである。

しかしながら、部は、規則が定める様式の督促状を送付することとしておらず、延滞金を徴していないのは適正でない。

納期限内に納付した者と納付しなかった者の公平を期し、また、納期限までに納付しなければ延滞金を課すことで未納を抑止するために、延滞金を徴するのであるから、授業料条例等に延滞金を課さない旨の定めがない以上、部は、督促状を送付し、延滞金を徴収するなど、分担金条例の定めにより、徴収事務を適正に行われたい。

(都立学校教育部)

イ 個人別管理簿の作成について定め、適切な催告を行うべきもの

督促によっても授業料を納付しない滞納者については、電話、訪問、文書等により引き続き納付を催告する必要がある。効果的に催告するためには、滞納者との交渉内容を詳細に記録し、滞納者の状況に応じた内容の催告を適時に行う必要がある。

都立学校教育部では、手引により、個人別管理簿に滞納者との交渉の経過を記録することとしている。

ところで、各学校における催告の状況について見たところ、

(ア) 大崎高等学校（定時制）では、平成20年度末において、表3のとおり、36人について90万120円の未納があるが、滞納者の全員について個人別管理簿を作成しておらず、適切な催告を行えない状態となっている。

(イ) 国際高等学校では、一部の滞納者を除き個人別管理簿を作成しておらず、作成している場合も記載が少なく、滞納者の状況を把握できない。

など、個人別管理簿の作成、記載について、適切でない事例が見受けられた。

そこで、個人別管理簿について手引を見ると、様式、作成する時期、記載すべき事項などの詳細を定めていない。

部は、手引を改正し、個人別管理簿について、具体的に定め、各学校を指導されたい。

大崎及び国際の両高等学校は、個人別管理簿を作成し、適切な催告を行われたい。

(都立学校教育部)

(大崎高等学校)

(国際高等学校)

(表3) 平成20年度末における滞納状況

(単位：円)

学校名	滞納者数	滞納額
大崎高等学校（定時制）	36人	900,120
国際高等学校	2人	273,240

ウ 徴収停止基準を定めるべきもの

債務者が死亡し、相続人がないことが明らかな場合、所在不明かつ差し押さえられる財産が強制執行の費用を超えないと認められる場合などには、徴収を停止することが合理的かつ効率的である。

しかしながら、国際高等学校及び上野高等学校は、表4のとおり、死亡等により徴収困難となった滞納授業料について、何ら意思決定なく徴収を行わなくなっており、適切でない。

そこで、手引を見ると、部は、徴収停止基準及び手続を定めていない。

部は、合理的かつ効率的な債権管理を行えるよう、徴収停止基準を定められたい。

(都立学校教育部)

(表4) 各学校における徴収困難債権

(単位：円)

学校名	債権発生年度	金額	理由
国際高等学校	平成16、17年度	212,040	所在不明
上野高等学校	平成16年度	3,000	生徒、保護者死亡

(3) 生産品の売り上げ管理を適正に行うべきもの

農芸高等学校では、「農場管理業務委託」(契約金額：4,200,000円、契約の相手方：A、契約期間：平成20.4.1～平成21.3.31)により、農場の立木の剪定、灌水、生産品販売、除草及び清掃を行わせている。

受託者は、都立学校教育部が定めた「東京都立学校における実習等に伴う生産品処理取扱要領」に基づき、平成20年度において、106日間、生産品販売を行っており、学校は表5のとおり収入している。

そこで、売上の管理方法について見たところ、学校は、販売開始前の在庫、当日の受入数量及び販売終了後の在庫を確認しておらず、販売単価を記録していない。

このため、売り上げた物品の量と、その対価としてあるべき売上高が明らかでなく、売上として報告された金額が適正であるか確認できない。

学校は、在庫管理を適切に行い、売上管理を適正に行われたい。

(農芸高等学校)

(表5) 品目別収入額

(単位：円)

品目	野菜	草花	果実	加工食品	畜産加工	肥料	計
収入額	614,470	571,254	294,600	1,737,685	60,140	47,800	3,325,949

(歳 出)

(4) 求職中の生徒について実態により教科用図書及び夜食費補助金を交付すべきもの

都立学校は、勤労青少年の都立高等学校定時制（夜間）課程への修学を促進し、教育の機会均等を保障するため、職に就いている生徒（以下「有職者」という。）に教科書代等及び夜食費の補助金を交付している。

都立学校教育部は、「東京都立高等学校定時制・通信制課程教科用図書補助金交付要綱」により、有職者に補助金を交付するとしているが、「職に就く意思はあるが職がなく求職中」（以下「求職中」という。）であっても証明があれば交付できることとしている。

また、「平成20年度東京都立高等学校定時制・通信課程教科用図書補助金の取扱いについて（通知）」によると、「求職中」であることの証明はハローワークの求人受付票などによる必要があるが、職業安定法（昭和22年法律第141号）第27条に基づき学校長がハローワークの業務の一部を分担している場合には、生徒が「求職中」であることを学校長が証明することもできるとしている。

ところで、「求職中」であるかどうかの認定は、求職活動を実際に行っているかを客観的に確認できる証拠に基づき行うべきである。

しかしながら、表6の学校のうち、学校長による証明によって「求職中」であることを認定している全ての学校において、あっせん記録などによりあっせんの事実を確認できず、適切でない。

部は、求職中の生徒について、実態を確認した上で、補助を行われたい。

(都立学校教育部)

(表6) 各高校定時制・通信制課程における補助対象の認定状況

(単位：人)

学校名	認定者	有職者等 (注)	求職中			職業安定法 第27条の 適用
			求職中 小計	ハローワーク 求職受付票	学校長 の証明	
砂川	57	51	6	2	4	有
上野	15	5	10	0	10	有
神代	87	25	62	0	62	有
江北	168	56	112	1	111	有
大崎	152	85	67	21	46	有
三鷹	31	21	10	10	0	有
瑞穂農芸	17	17	0	0	0	有
小山台	20	20	—	—	—	無
松原	18	18	—	—	—	無

(注) 疾病等により職に就けない者を含む

(5) 学校図書館の運営について

各学校は学校図書館（以下「図書館」という。）を設置し、司書及び司書教諭を置き、司書、教員などからなる図書館委員会を開催して、図書館用に購入すべき図書を決定している。

学校が購入を決定した図書については、東部、中部及び西部学校経営支援センター（以下「センター」という。）が、まとめて購入している。（以下「センター契約」という。）

そこで、図書館用図書の購入について見たところ、次のとおり、適切でない点が見受けられた。

ア 学校教育の支援の観点から効果的な選書を行うよう、学校を指導すべきもの

図書館は、その備える図書を利用して生徒が主体的な学習を行うなど、学校教育の支援を目的の一つとしている。

図書館が学校教育の支援を効果的に行うには、学校が、教育方針に沿った図書館運営方針、蔵書収集方針、選書基準（内容は表7のとおり、以下「選書基準等」という。）を定め、購入する図書を選定（以下「選書」という。）することで、適切な蔵書を持つ必要がある。

ところで、センター契約では、学校が選定した図書を購入できないことがあるが、学校では、今後も納品される見込みのない図書について、同様の情報を持つ図書を購入するなど未納本対策を行っている事例が認められない。

このことは、学校が、教育方針に沿った適切な選書基準等を定めないまま、図書を選定していることによるものであり、必要のない図書を選定していることとなる。

指導部は、学校教育の支援の観点から効果的な選書を行うよう、学校を指導されたい。

（指導部）

（表7）図書館の運営に必要な基準類（都立中央図書館の基準に準ずる）

区分	内容
図書館運営方針	学校の教育方針に基づき図書館が行うべき学習支援の内容を定める
蔵書収集方針	どのような分野のどの程度の書籍等を収集するかを定める
選書基準	具体的にどのように書籍等を選定するかを定める

イ センター契約により図書館用図書を購入すべきもの

センター契約は、5月から1月までの間、月に1度、各学校の発注をとりまとめて、図書を購入するものである。

大江戸高等学校ほか4校では、センター契約を利用できるにもかかわらず、センター契約よりも値引率の低い学校契約により図書を購入しているため、表8のとおり、18万6,491円が不経済支出となっている。

ところで、センターは、各学校の契約事務を集約して、効率化と経済性の発揮を図ることを目的の一つとして平成18年度から設置したものであるから、都立学校の事務を統括する都立学校教育部及びセンターは各学校に対して、センターの図書館用図書の購入契約により図書館用図書を購入するよう指導すべきである。

各学校は、センターの図書館用図書の購入契約により図書館用図書を購入されたい。

部及び各センターは学校を適切に指導されたい。

(都立学校教育部)

(東部学校経営支援センター)

(中部学校経営支援センター)

(西部学校経営支援センター)

(大江戸高等学校)

(葛飾商業高等学校)

(小松川高等学校)

(久留米西高等学校)

(高島高等学校)

(表8) 図書室用図書の買入

(単位：円、%)

学校名	学校契約 (現状)		利用できるセンター契約		(A)をセンター契約で購入した場合の金額 (B)	不経済支出額 (A-B)
	購入金額 (A)	値引率	所管センター	値引率		
大江戸	352,506	10.0	東部	20.0	313,339	39,167
葛飾商業	890,714	10.0			791,746	98,968
小松川	165,134	10.0	東部	18.0	150,456	14,678
久留米西	399,893	10.0	西部	16.1	372,790	27,103
高島	49,297	10.0	中部	22.0	42,722	6,575
	1,857,544				1,671,053	186,491

(6) ICT化計画について

ア ICT化計画により整備したハードウェアを有効に活用すべきもの

教育庁は、平成20年度から、「都立学校ICT（注1）化計画」として、

- ① 授業のICT化のため、全都立学校に校内LAN（注2）を整備し、普通教室全てに電子黒板、プロジェクタ、タブレットPC（注3）を備えるとともに、教員が教材作成に利用するパーソナルコンピュータを整備すること
- ② 校内LANの管理、学校間での教材等のデータ共有のため、ICTセンターを整備すること

などを実施しており、平成20年度は、表9のとおり、経費を支出している。

ところで、授業におけるICTの活用にあたっては、パーソナルコンピュータ、電子黒板、プロジェクタによる授業を行うための教材を作成し、これを共有して活用することが不可欠である。

ICT用教材は、著作権のある著作物を利用して作成するため、作成した教員が自ら教材として使う場合を除き、教材を共有して利用するには、著作権料の支払いが必要となる。

このため、指導部は、ICT用教材の作成・借上げのため、924万円の予算を計上している。

しかしながら、部は、インターネットによる公衆送信の方法により教材を共有しようとしたため、著作権料の見込みが予算を上回り、平成20年度はICT用教材の借上げができなかった。

部は、ICT用教材の作成及び共有の方法を検討し、校内LAN、電子黒板及びプロジェクタなど計画により整備したハードウェアを有効に活用されたい。

(指導部)

(注1) ICT：Information and Communication Technology、情報通信技術の略。

(注2) LAN：Local Area Network、構内通信網の略。

(注3) タブレットPC：持ち運び、ペンによる入力ができるパーソナルコンピュータ。校内LANでは、電子黒板・プロジェクタを制御するために用いる。

(表9) ハードウェア整備費

節	支出済額	主な内容
委託料	413,755,018 円	ICTセンター開発費・TAIMS用サーバ構築費
使用料及賃借料	53,927,407 円	教育用機器リース
工事請負費	406,749,972 円	校内LAN整備
計	874,432,397 円	

イ ICT化計画にかかる校内LAN工事を適切に行うべきもの

都立学校教育部は、「都立学校ICT化計画」の一環として、平成20年度に90校、平成21年度に173校について校内LANを布設することとしている。

ところで、

- ① 都立学校ICT化計画は、全都立学校に校内LANを整備（以下「ICT用LAN」という。）し、これを結ぶネットワークを整備する大規模なものであるが、ネットワークは大規模になればなるほど、セキュリティの確保が難しくなること
- ② 学校内で独自に運用されている既存の校内LAN（以下「既存LAN」という。）のセキュリティの確認は困難であること

などの理由から、ICT用LANの布設に当たっては、通常、既存LANに接続せず、新規に配線を行う必要がある。

しかしながら、部は、平成20年7月から10月までの間に、表10のとおり、工事を実施し、コスト節減の効果も見込めることから、既存LANの回線を利用してICT用LANの構築を行っている。

このため、竣工後、既存LANを切り離す改修工事等が必要となり、切り離しが困難な15校について、部は、表11のとおり、校内LAN整備状況調査委託により、ICT用LANと既存LANの配線状況を調査している。

この結果、監査日（平成21.6.12）現在、調査費用295万500円が不経済支出となっている。また、今後、改修工事を行えば、過去に実施した工事との重複が発生する。

部は、ICT化計画にかかる校内LAN工事を適切に行われたい。

（都立学校教育部）

（表10）ICT用LAN工事一覧

（単位：円）

件名	工事費	工事監理費
一橋高等学校ほか9校(20)校内LANその他電気設備工事	46,074,000	2,152,500
荻窪高等学校ほか11校(20)校内LANその他電気設備工事	51,055,200	2,257,500
国立高等学校ほか12校(20)校内LANその他電気設備工事	46,828,320	2,205,000
江北高等学校ほか9校(20)校内LANその他設備工事	42,826,560	2,047,500
新宿高等学校ほか9校(20)校内LANその他設備工事	49,035,000	2,257,500
拝島高等学校ほか11校(20)校内LANその他設備工事	67,692,240	
両国高等学校ほか11校(20)校内LANその他電気設備工事	63,534,240	2,709,000
練馬高等学校ほか10校(20)校内LANその他設備工事	39,169,200	
計	406,214,760	13,629,000

（表11）整備状況調査委託

（単位：円）

件名	契約金額	契約期間	対象校
校内LAN整備状況調査委託	2,950,500	平成21.2.25 ～平成21.3.31	つばさ総合高等学校ほか14校

(7) リース契約について

都立学校教育部は、各学校における各種の電子計算組織（LAN教室、サーバ等）の整備をリースにより行う場合、総務局の定めに基づき、リース料率、保守料率など具体的な積算方法を定めている。

東部、中部及び西部学校経営支援センターでは、学校から契約締結依頼を受け、部の定めにしたがってリース料等を積算し、契約を締結する手続を行っている。

そこで、各センターにおけるリース契約にかかる積算について見たところ、次のとおり、適切でない点が見受けられた。

ア リースにかかる保守料を適切に積算すべきもの

東部学校経営支援センター（以下「センター」という。）では、表12のとおり、長期継続契約により商業教育用ネットワークサーバなどの借入を行っている。

本来、平成20年度の保守料率は、年間7%であるが、都立学校教育部がこれを適切に指導しなかったため、センターは誤って8%として積算している。

この結果、表12のとおり、1,679万255円の過大積算となっている。

部及びセンターは、リースにかかる保守料を適切に積算されたい。

(都立学校教育部)

(東部学校経営支援センター)

(表12) 保守料率の積算を誤ったリース契約一覧

(単位：円)

件名	起案日	保守対象 物件価格	現状の保守 料積算 (誤)	正しい保守 料積算 (正)	差引 過大積算
都立荒川商業高校外3校商業教育用ネットワークサーバ等の借入れ	平成19. 12.28	39,548,920	18,719,822	16,379,844	2,339,978
都立蔵前工業高校外2校自動設計製図装置の借入れ	平成19. 12.26	36,936,555	17,483,303	15,297,890	2,185,413
都立芝商業高校外2校電子計算組織の借入れ	平成19. 12.26	49,813,202	23,578,249	20,630,968	2,947,281
都立江東商業高校外1校電子計算組織の借入れ	平成19. 12.26	53,228,400	25,194,776	22,045,429	3,149,347
都立荒川商業高校外1校総合実践支援システムの借入れ	平成19. 12.26	42,916,145	20,313,642	17,774,437	2,539,205
都立工芸高校電子計算組織の借入れ	平成20. 1.15	22,955,140	10,865,433	9,507,254	1,358,179
都立橘高校電子計算組織の借入れ	平成20. 1.15	22,701,600	10,745,424	9,402,246	1,343,178
都立農産高校自動設計製図装置の借入れ	平成20. 1.15	8,935,944	4,229,680	3,700,970	528,710
都立芝商業高校商業教育用ネットワークサーバ等の借入れ	平成20. 1.15	6,743,050	3,191,710	2,792,747	398,964
合計					16,790,255

イ IT機器等の保守料を適切に積算すべきもの

平成20年度のIT機器等の保守料について、IT関係を所管する総務部では、統合オフィスソフトについては保守料を積算しないとしている。これは、統合オフィスソフトのライセンス契約にソフトウェアの保守が含まれているためである。

しかしながら、東部及び中部学校経営支援センターでは、表13のとおり、統合オフィスソフトについて保守料を積算している。また、中部学校経営支援センターでは、机、ラック等、保守を要さない物品について保守料を積算している。

この結果、732万767円の過大積算となっている。

各センターは、IT機器等の保守料の積算を適切に行われたい。

(東部学校経営支援センター)

(中部学校経営支援センター)

(表13) 保守料の過大積算

(単位：円)

リース物件	所管	学校名	契約金額	過大積算		
				対象物件	物件価格	保守料
集団学習装置 (CALLシステム)	東部 セン ター	白鷗	17,580,465	統合 オフィ スソフ トウエ ア	648,000	253,360
		向丘	28,843,500		833,000	325,553
		蔵前工業	27,380,220		669,000	261,501
		足立西	16,481,598		656,000	256,409
		日比谷	21,984,375		724,500	283,142
		荒川商業	27,366,150		490,900	191,888
		墨田工業	25,811,415		301,320	117,786
		第三商業	17,545,290		808,800	316,039
		江戸川	16,481,598		768,400	300,294
		紅葉川	30,180,150		611,380	238,922
	南葛飾	29,195,250	732,800		286,425	
	中部 セン ター	大崎	26,395,320		548,875	227,800
		雪谷	20,134,170		454,375	186,528
		園芸	27,084,750		678,125	278,304
		田園調布	19,346,250		821,875	337,211
		田柄	16,328,235		751,125	308,200
		中野工業	15,645,840		703,625	288,904
		練馬工業	27,654,585		678,125	278,318
		豊島	19,930,155		950,670	390,141
		神代	18,677,925		769,375	315,771
		調布北	28,766,115		769,375	315,704
	北園	16,236,780	787,625		323,275	
	北豊島工業	28,815,360	678,125		278,318	
	赤羽商業	27,703,830	696,375		285,889	
	自動設計製図装置外	農芸	31,907,400		861,600	374,689
	パーソナルコンピュータ	目黒外	3,244,500		平机	67,250
商業教育用ネットワークサーバ	第四商業外	50,075,235	ラック等	634,000	275,685	
計					7,320,767	

ウ 基準を定めて適切な積算を行うべきもの

集団学習装置の借入にあたり、各学校は、集団学習装置で利用するソフトウェアを選定し、各学校経営支援センターが契約を締結している。

各学校がソフトウェア価格の積算単価を定めているため、表14のとおり、同一のソフトの単価に差が生じており、東部及び中部学校経営支援センターが最も低価格の積算に合わせて再度積算したとして試算すると、物件価格を約1,000万円削減できる。

各センターは、学校の契約事務を集約し、同種の契約を締結する場合に、事務処理を効率化することを目的の一つとしているのに、各センターにおいて、契約事務を行うに当たり、同一の物について異なる予定価格を定めることは合理的でない。

各センターは、統一した積算基準を定め、適切な積算を行われたい。

部は、適切な積算基準の作成に向けて、各センターを指導されたい。

(東部学校経営支援センター)

(中部学校経営支援センター)

(都立学校教育部)

(表14) ソフトウェア別積算単価一覧

(単位：円)

ソフト名	所管	学校数	単価	最低単価との差額	合計金額 (注)
統合ソフトウェア ディスクキット	東部センター	2	2,500		
		4	3,000	500	80,000
		2	3,500	1,000	80,000
		1	10,000	7,500	300,000
統合ソフトウェア ライセンス プロフェッショナル	中部センター	1	8,600		
		1	10,400	1,800	72,000
	東部センター	1	13,200	4,600	184,000
		1	14,160	5,560	222,400
	中部センター	9	14,600	6,000	2,160,000
	東部センター	1	15,000	6,400	256,000
	中部センター	1	15,600	7,000	280,000
	東部センター	1	16,000	7,400	296,000
		2	17,800	9,200	736,000
		1	18,000	9,400	376,000
		1	18,750	10,150	406,000
1		19,750	11,150	446,000	
	1	22,500	13,900	556,000	
統合ソフトウェアライセンス スタンダード	東部センター	1	8,100		
		1	16,250	8,150	326,000
ホームページ作成 ソフトウェア	中部センター	8	4,725		
	東部センター	2	6,000	1,275	102,000
		3	5,500	775	93,000
画像及び動画編集ソフトウェア (ホームユーザー向け)	中部センター	2	5,300		
		9	7,300	2,000	720,000
画像編集ソフトウェア (ホームユーザー向け)	東部センター	1	8,000		
		1	10,000	2,000	80,000
		1	10,250	2,250	90,000
画像編集ソフトウェア (デザイナー向け)	中部センター	1	33,915		
		1	35,910	1,995	79,800
マルチメディアソフトウェア	東部センター	1	15,500		
		1	24,000	8,500	340,000
		1	28,000	12,500	500,000
		1	36,200	20,700	828,000
PDF作成ソフトウェア	東部センター	1	19,000		
		2	24,000	5,000	400,000
英語教材ソフトウェア	東部センター	1	1,090,000		
		1	1,440,000	350,000	350,000
		1	1,475,000	385,000	385,000
物件価格 差額計					10,744,200

(注) 1教室40台として試算。

(8) 商業高校ネットワークシステムを効率的に構築すべきもの

都立学校教育部は、

- ① 商業教育用ソフトウェアを第四商業高等学校のサーバ（注）に置いて、これを他の8校で共有すること
- ② 教室ごとに設けているサーバを集約すること

を主な目的として、商業高校ネットワークシステムを整備することとし、平成20年度から、表15のとおりサーバ及び通信回線（以下「ネットワーク」という。）の整備を行っている。

しかしながら、部は、監査日（平成21.6.12）現在、商業教育用ソフトウェアの決定等を未だ行っていない。

ネットワークは、ファイルの共有、フリーウェアの配信等に利用されているが、フリーウェアの配信はネットワークを整備してまで行うべきものではなく、商業教育用ソフトウェアの共有を行って初めてネットワークを整備する意義があるものである。

本来、共有すべき商業教育用ソフトウェアを選定した上で、ネットワークを整備すべきであり、整備の手順が適切でない。

この結果、教室の更新に伴って節減したサーバ費用を表16のとおりと試算すると、平成20年度においては、表17のとおり、年間約952万円が、また、平成21年度においては、表18のとおり、1月当たり約67万円が、それぞれ不経済支出となっている。

部は、早急にソフトウェアの配信を行う態勢を整えるなど、ネットワークシステムを効率的に構築されたい。

（都立学校教育部）

（注）サーバ：コンピュータシステムにおいて、システムの利用者が使用するコンピュータからの要求を受けて、サービスを提供するコンピュータ。

（表15）ネットワークの整備費用

（単位：円）

	区分	契約金額	契約期間	月額
平成20年度整備	第五商業高校サーバ等リース	11,025,945	H20/5/1～ H26/3/31	155,295
	第四商業高校外2校サーバ等リース	50,075,235		705,285
	荒川商業高校外3校サーバ等リース	43,877,148		617,988
	芝商業高校サーバ等リース	8,535,975		120,225
	サーバ 小計	113,514,303		1,598,793
	通信回線	—	H20/5/1～	6,615
	計	—		1,605,408
平成21年度整備	ライセンスソフトの借入れ	16,964,640	H21/4/1～ H26/3/31	282,744

(表16) 1教室当たりのサーバリース料等(試算)

(単位:円)

区分	計算式	金額
サーバ物件価格	①	3,000,000
月額リース料	②=①×1.55%	46,500
月額保守料	③=①×7%/12	17,500
月額計	④=②+③×1.05	67,200

(表17) 平成20年度分年間金額

(単位:円)

ネットワーク整備による 費用増加額		サーバ数減による 費用節減額		差引不経済 支出額
月額 ①	1,605,408	月額 ⑦	67,200	年間 9,528,288 (③-⑩)
月数 ②	11か月	月数 ⑧	11か月	
	-	教室数 ⑨	11教室	
年間金額 ③=①×②	17,659,488	年間金額 ⑩=⑦×⑧×⑨	8,131,200	

(表18) 平成21年度分1月当たり金額

(単位:円)

ネットワーク整備による 費用増加額		サーバ数減による 費用節減額		差引不経済 支出額
20年度整備分 ④	1,605,408	教室当たり ⑪	67,200	1月当たり 678,552 (⑥-⑬)
21年度整備分 ⑤	282,744	教室数 ⑫	18教室	
月額 ⑥=④+⑤	1,888,152	月額 ⑬=⑪×⑫	1,209,600	

(9) 都立学校の維持管理事務委託について

庁は、都立学校の維持管理を行うため、東京都住宅供給公社（以下「公社」という。）と「都立学校施設維持管理事務委託に関する契約」（以下「維持管理事務委託」という。）を特命により締結している。（契約期間：平成20.4.1～平成21.3.31、契約金額：15億826万5,990円）

維持管理事務委託は、平成17年度まで、各都立学校が、個別に、施設の修繕及び設備の保守点検業務について、競争によりそれぞれ契約していたものを、平成18年4月1日の学校経営支援センター設置に伴い、都内全域（島しょを除く。）の都立学校248施設分を集約し、施設維持管理業務に係る業者の選定から業務の管理、検査、支払いまでの事務処理を、包括的に、一括して、公社に委託することとしたものである。

委託料は半期ごとの概算払いであり、年度末に修繕費等の直接費については実費で精算している。

そこで、維持管理事務委託の内容について見たところ、次のとおり、適切でない点が見受けられた。

ア 工事店などを競争により決定するよう維持管理事務の委託内容を改めるべきもの

都立学校教育部は、維持管理事務委託仕様書により、公社に「都立学校工事店制度」により施工者を登録させることとしている（以下、登録した施工者を「工事店」という。）。

そこで、公社では、学校の修繕に必要な工種と単価を定めて、工事店と単価により契約を締結（以下「単価契約工事」という。）している。単価契約工事は、学校で修繕を必要とする場合に、公社が学校から修繕依頼を受けて、工事店に指示して修繕を行わせたのち、修繕に使用した工種と数量により修繕金額を定めて工事店に支払うものである。

ところで、維持管理事務委託は、都が行うべき修繕業務にかかる発注、契約、施行管理、履行確認、修繕費の支払いなどの事務を公社に行わせるものであるから、単価契約工事の契約の相手方となる工事店の選定及び金額の決定については、地方自治法の契約にかかる定めに基づいて行わせ、経済性、透明性、公平性の確保を図る必要がある。

しかしながら、部は、維持管理事務委託仕様書等において、競争により工事店及び工事単価を決定するよう定めておらず、適正でない。

部は、公社が工事店及び工事単価を競争により決定するよう、維持管理事務の委託内容を改められたい。

(都立学校教育部)

イ 修繕内容を確認の上、精算を行うべきもの

維持管理事務委託の契約の締結、委託料の概算払いと精算等の事務については、中部学校経営支援センターが行っている。

ところで、各学校で修繕の必要が発生した場合、公社に修繕依頼をして、公社が指定工事店に修繕を発注するが、その工事内容について見たところ、

- ① 工事店は学校で修繕をすると学校に完了確認を受けるが、完了確認印簿は修繕件名のみ記載する様式で、工事の詳細、工事金額の内訳を記載しないものとなっていること
- ② センターは、公社から工事の詳細、工事金額の内訳にかかる報告を受けていないこと
- ③ センターは、公社の営繕システムの端末をセンター内に設置して、工事情報の一部を閲覧できるようにしているものの、工事金額については、個別の修繕工事ごとの総額のみが表示され、工事金額の内訳が表示されないシステムであること

から、修繕内容と照らして工事金額が適切であるかを確認できない状態となっている。

このため、センターは修繕内容とそれに対応する工事金額となっているかを確認しないまま、概算払いした委託料の精算を行っており、適正でない。

センターは、修繕工事の詳細を確認の上、精算を行われたい。

(中部学校経営支援センター)

ウ 設備保守委託について維持管理事務委託によらず、競争により個別に発注すべきもの

維持管理事務委託は、本来、庁が行うべき修繕業務等を包括的に公社に委託する例外的な契約形態であるから、これにより公社に行わせるべき業務は、包括的に委託することで大きく効率化できる修繕業務に限定すべきである。

しかしながら、都立学校教育部は、維持管理事務委託により、修繕業務のほか、表19のとおり、施設保全業務を委託している。

避雷設備保全業務、テレビ電波障害防除設備保全業務については、公社が、それぞれ一括して他業者に再委託していることから、公社にこれらの業務を委託することは適切でない。

また、特殊建築物定期調査については複数の特殊建築物調査資格者に委託しており、昇降機設備については各昇降機の製造者とフルメンテナンス契約を締結しているが、公社がとりまとめることで効率化できる業務ではなく、部が直接発注しても、委託管理に多大な人員を要する業務でもないことから、部は、公社に対する委託を見直す必要がある。

部は、設備保全業務について、維持管理事務委託によらず、競争により個別に発注されたい。

(都立学校教育部)

(表19) 維持管理事務委託による委託業務 (当初契約時)

(単位：円)

業務区分		概算契約額	公社の再委託先
施設修繕		1,072,176,000	都立学校工事店制度登録業者
設備保全業務	昇降機震災対策設備調査等	75,124,350	各昇降機の製造者
	特殊建築物定期調査	54,192,600	複数の特殊建築物調査資格者
	昇降設備保全	71,702,400	各昇降機の製造者
	避雷設備保全	1,907,850	E
	テレビ電波障害防除設備保全	11,880,750	F
カラス・スズメバチ営巣除去		11,516,400	都立学校工事店制度登録業者
管理業務		209,765,640	公社実施

(10) 天窓緊急調査について

平成20年6月18日に杉並区立杉並第十小学校の3階屋上で授業を受けていた児童が、屋上に設けられていた天窓の強化プラスチックに乗り、天窓が割れて1階床に転落して死亡する事故が発生した。

都立学校教育部は、この事故の発生を受けて、各学校における天窓の状況について、学校に調査票を作成させ、このうち、表20のとおり、生徒が立ち入れる可能性のある天窓については、東京都住宅供給公社（以下「公社」という。）に調査（以下「天窓緊急調査」という。）させている。

部は、天窓緊急調査を、都立学校の修繕を一括して委託している「平成20年度都立学校施設維持管理業務委託」（契約期間：H20.4.1～H21.3.31、概算金額：15億826万5,990円、以下「維持管理事務委託」という。）の契約内容を変更（変更契約金額（増加分）：1,525万1,750円）し、公社に行わせている。

そこで、この調査委託について見たところ、次のとおり、適切でない点が見受けられた。

(表20) 調査対象

対象学校数	屋上天窓	屋根天窓
153校	872箇所	105棟

ア 委託先を適切に定めるべきもの

部は、天窓緊急調査を公社に行わせている理由として、維持管理事務委託の特殊建築物調査に天窓の目視点検が含まれていることをあげている。

しかしながら、

- ① 特殊建築物調査と、天窓緊急点検は実施時期が異なること
- ② 天窓緊急点検は天窓の現状について、天窓の材質、固定方法、劣化の有無と度合い、落下防止対策の有無を竣工図及び現物の確認により行うもので、技師（特殊建築物調査資格者と同程度）及び技術員の2名で1校あたり1日を要するとして積算しているなど、特殊建築物と同時に調査を行うことができないと予めわかっていること

などから、別個に競争入札に付さず、維持管理事務委託として公社に行かせたことは適切でない。

部は調査の委託先を適切に選定されたい。

(都立学校教育部)

イ 修繕を速やかに行うべきもの

部は、天窓緊急調査の委託項目として、問題箇所については改修提案を提出することとしている。

表21のとおり、510か所の天窓の改修については、平成20年10月31日に調査報告を受けてから、監査日（平成21.6.12）現在、改修の目処が立たないままとなっている。

表21の天窓は、いずれも、150万円を超える工事費を要するものであるが、150万円を超える金額の工事は維持管理事務委託による修繕の対象外となっており、部が設計・起工する必要がある。しかし、部は、改善提案に当たり、選定工法による見積書だけを提出させており、改善の必要性の判断根拠、工法の選定理由を記載させていないため、報告書だけでは、改善の必要性、選定工法の適切さを判断できないことが、改修が進んでいない一因となっている。

生徒の安全の確保という必要があつて緊急に調査をさせたのであるから、部は速やかに改善されたい。

（都立学校教育部）

（表21）未改修の天窓

対象学校数	改修対象天窓数	概算金額
69校	510箇所	340,982,565円

ウ 適切な修繕が行われたことを速やかに確認すべきもの

部は、維持管理事務委託により、150万円以下の修繕工事を行っており、天窓の改修についても、150万円以下の金額のものは、維持管理委託により、表22のとおり、平成20年度中に公社に修繕させている。

しかしながら、部は、天窓の改修についても、(9)イで指摘した他の修繕と同様に、修繕内容を報告させていないため、実際にどのような改善を行ったのか把握していない。

部は、適切な修繕が行われたことを速やかに確認されたい。

（都立学校教育部）

（表22）改修済みとしている天窓

対象学校数	改修天窓数	金額
56校	185箇所	41,976,000円

(11) 図書館整理業務委託にかかる積算を適切に行うべきもの

中央図書館（以下「図書館」という。）では、「東京都立図書館整理業務委託」（契約金額：539万298円、契約期間：平成20. 4. 1～平成21. 3. 31）をBと締結している。

これは、新規に受け入れた図書等の書名、著者名、出版地、出版者、出版年月等を、都立図書館電算システムに入力する業務で、書誌データ（以下「MARC（注1）」データという。）が提供されている図書（以下「MARC資料」という。）については、MARCデータを修正・加筆し、MARCデータがない場合（以下「MARCなし資料」という。）については新規に作成・入力するものである。

図書館は、表23のとおり、業務量を積算し、1日当たり2名、年間延べ486人を要するとして積算しているが、実人員を見ると、延べ377人となっており、表24のとおり、延べ109人、217万4,550円、積算が実績を上回っている。

これは、1冊当たりの標準作業時間の設定が過大となっていることによるものである。

図書館は、平成19年度から整理業務を外部への委託により実施してきており、実際の作業時間を把握できるはずであるから、標準作業時間を適切に定めるべきである。

図書館は、整理業務委託にかかる積算を適切に行われたい。

（中央図書館）

（表23）業務量の積算

区分	標準作業時間 (分) (A)	予定冊数 (冊) (B)	作業時間 (分) (C=A×B)	作業時間計 (分) (D)	1日あたり人数 (E=D÷8時間 ÷243日)
MARCなし資料	23	4,000	92,000	236,000	2
児童青少年資料	9	5,000	45,000		
MARC資料	15	6,000	90,000		
内容細目資料	30	300	9,000		

（注1）MARC：MACHINE READABLE CATALOGINGの略。書名、著者名、出版地、出版者、出版年月等の書誌データ。

（表24）積算と実績の差

（単位：人、円）

積算上の稼働人員 (A)	稼働人員の実績 (B)	差（人員） (C=B-A)	1日1人当たり 積算単価 (D)	差額 (E=C×D)
486	377	109	19,000	2,174,550

(12) 健康管理にかかる事務の委託方法を改めるべきもの

福利厚生部は、都立学校の教職員にかかる定期健康診断、検診結果のデータ活用システム、職場復帰訓練、訪問相談、精神保健管理業務の実施など、健康管理にかかる事務を、協定により社団法人教職員互助会（以下「互助会」という。）に委託している。

そこで、健康診断について見ると、部は、表 2 5 のとおり、互助会を特命し、単価契約により委託している。互助会では、全体の 2 7 % 程度の学校については直営の三楽病院で健康診断を行い、他を都内 5 医療機関に再委託している。部が互助会に支払う委託料と、互助会が再委託先に支払う委託料との差額が互助会の事務費になっている。

しかしながら、部は、健康診断結果データの管理、当人への通知、所属への通知、健康診断業務の発注・委託管理・支払など、本来、都が行うべき健康管理にかかる事務を互助会に委託しているのだから、

- ① 互助会に行わせる事務の内容を具体的に定め、その対価を互助会に支払うこと
- ② 互助会が健康診断業務を再委託するに当たっては、地方自治法の定めに基づいて、競争性と透明性を確保した契約事務手続きを行わせる上で、再委託料を実費で支払うことなど、実態に合った適正な契約を締結する必要がある。

部は、互助会に対する健康管理にかかる事務の委託方法を改められたい。

(福利厚生部)

(表 2 5) 健康診断委託業務一覧

(単位：円)

契約件名	契約形態	推定総金額
都立学校教職員一般健康診断委託	複数単価契約	199,960,477
都立学校教職員 C 型肝炎ウイルス検査及び前立腺がん検査業務委託	複数単価契約	5,796,126
都立学校教職員女性健診委託	複数単価契約	24,039,120
島しょ地区都立学校教職員の健診委託	複数単価契約	9,685,284
公立学校教職員精神保健管理業務委託	複数単価契約	72,875,526

(13) 使用電力量にあわせて電力供給契約を締結すべきもの

教職員研修センターは、平成18年9月より契約電力を520kWとして電力供給契約を締結しているが、直近3か年の月別の最大需要電力を見ると、表26のとおり、最も多い8月でも500kWを下回っている。

ところで、電力会社は、契約電力が500kW未満の場合、直近1年間のなかで最も需要が大きい月の電力を基本料金とするから、研修所においても、平成19年9月（注）から500kW未満で契約すれば、表27の試算のとおり、113万余円の電気料金を節減できる。

センターは、使用電力の状況を把握して、適切な電力供給契約を締結されたい。

（教職員研修センター）

（表26）月別最大需要電力

（単位：kW）

年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
平成18年度	276	278	425	439	463	451	377	312	341	379	413	298
平成19年度	264	334	401	439	470	420	343	300	302	331	343	317
平成20年度	274	326	348	434	487	449	355	314	286	322	343	322

（表27）節減可能額の試算

期間	契約電力 (A)	最大需要電力 (B)	1kWあたり 基本料金 (C)	月数 (D)	力率 (E)	節減可能額 (A-B)×C×D×E
平成19年9月（注1） ～平成20年7月	520kW	470kW (平成19年8月)	1,638円	11月	0.85	765,765円
平成20年8月 ～平成21年3月		487kW (平成20年8月)		8月		367,567円
計						1,133,332円

（注）契約電力は契約（平成18年9月）後、1年間変更できないため。

(14) 会計事務手続きを適正に行うべきもの

三宅高等学校では、「農場管理委託」（契約金額1,177,155円、契約期間：平成20.4.1～21.3.31）契約について総価契約している。

ところで、会計事務規則によれば、100万円未満の支出負担行為に係る収支命令の審査については、特別出納員に委任している。

しかしながら、本契約の支出について確認したところ、校は100万円以上の契約であるにもかかわらず、特別出納員が支出審査しており、審査委任権限を越えた会計処理を行っている。

学校は、会計事務手続きを適正に行われたい。

（三宅高等学校）

警 視 庁

第1 監査の範囲

1 監査対象事務

平成20年度の警視庁における予算の執行、財産の管理等について地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項及び第4項に基づく定例監査を実施した。

2 実地監査場所

(1) 本 庁 総務部、警務部、交通部、警備部、地域部、公安部、刑事部、生活安全部、組織犯罪対策部

(2) 事 業 所 丸の内・築地・赤坂・品川・田園調布・成城・代々木・新宿・戸塚・駒込・目白・上野・南千住・荒川・深川・亀有・昭島・立川・武蔵野・五日市・高尾・町田・多摩中央・高島平・三宅島・小笠原各警察署

※各警察署の監査については、下線の警察署を会場署として集合監査を実施した。

3 実地監査期間

平成21年4月10日から同月24日まで

（ただし、三宅島警察署は平成21年5月22日、小笠原警察署は平成21年4月22日）

平成21年6月23日

第2 監査の結果

1 トップインタビュー

庁の課題に対する認識や運営方針等について、監査委員が総務部参事官に対し、インタビューを行った。次はその概要である。

ア 都内の犯罪情勢について

警視庁では「安全・安心な街、東京」の実現を目指して、平成15年から「犯罪抑止総合対策」を強力に推進している。これにより都内の刑法犯の認知件数は、6年連続で減少し、着実に成果が表れている。

本年も引き続き、検挙対策と防犯対策を徹底し、都民が肌で感じる体感治安の一層の回復のために全庁を挙げて取り組んでいる。

イ 振り込め詐欺対策

各種犯罪のうち、振り込め詐欺の撲滅を喫緊の課題として捉え、都内1,000か所のATM警戒、メディアによる広報啓発活動などの施策を実施したほか、ボランティア団体との連携を深め官民一体となった取組を行った。

今後とも振り込め詐欺対策の撲滅に向け、東京都をはじめとする行政機関、関係団体等との連携を維持強化し、検挙と防犯の両面から諸対策を強力に推進していく。

ウ 大量退職に伴う人的基盤の整備

平成19年度から、毎年度2,000人を超える警察官が退職していくという「大量退職時代」を迎え、ベテランが退職し、若手警察官の比率が高まっていく中で、あらゆる警察事象に的確に対応できる精強な警察力を維持することが最も重要な課題となっている。

その施策として、再任用職員等を積極的に活用し、現場執行力の向上を図るほか、若手警察官の早期戦力化のための各種教養の充実、未来を担う優秀な人材の発掘のための採用広報活動の推進など、様々な対策を実施している。

2 指摘事項

特に指摘する事項はない。

選挙管理委員会事務局

第1 監査の範囲

1 監査対象事務

平成20年度の選挙管理委員会事務局における予算の執行、財産の管理等について地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項に基づく定例監査を実施した。

2 実地監査場所

(1) 本 庁 選挙管理委員会事務局

3 実地監査期間

平成21年3月10日及び11日

第2 監査の結果

1 指摘事項

特に指摘する事項はない。

人事委員会事務局

第1 監査の範囲

1 監査対象事務

平成20年度の人事委員会事務局における予算の執行、財産の管理等について地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項及び第4項に基づく定例監査を実施した。

2 実地監査場所

(1) 本 庁 任用公平部、試験室

3 実地監査期間

平成21年3月5日

平成21年6月17日

第2 監査の結果

1 指摘事項

(歳 出)

(1) 受験票等の印刷を競争契約とすべきもの

試験室は、各種選考試験等の実施に係る一連の電算処理業務の委託について、Aと特命随意契約(単価契約)を締結している(契約件名:平成20年度東京都職員採用試験等電算処理委託、契約期間:H20. 4. 1~H20. 11. 26、推定総金額:1,669万8,057円、ほか2件)。特命理由は、Aが、電算処理に係るプログラムの開発業者であり、システムの処理手順及びプログラムを熟知しており、運用に当たっての正確迅速性が担保されているためとしている。

ところで、選考試験等に係る電算処理委託の契約内容について見たところ、電算処理業務のほかに、受験票や合格通知書等の印刷業務も併せて特命契約としていることが認められた。

しかしながら、印刷業者であれば作成可能な仕様に基づく受験票等の印刷について、Aを相手方として特命契約を行うことは適正でない。

特命随意契約は例外的な契約方法であることから、室は、このような仕様による受験票等の印刷を、電算処理委託契約から分離させ、競争契約とされたい。

(試 験 室)

監 査 事 務 局

第1 監 査 の 範 囲

1 監査対象事務

平成20年度の監査事務局における予算の執行、財産の管理等について地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項及び第4項に基づく定例監査を実施した。

2 実地監査場所

(1) 本 庁 監査事務局

3 実地監査期間

平成21年3月4日

第2 監 査 の 結 果

特に指摘する事項はない。

労働委員会事務局

第1 監査の範囲

1 監査対象事務

平成20年度の労働委員会事務局における予算の執行、財産の管理等について地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項に基づく定例監査を実施した。

2 実地監査場所

(1) 本 庁 労働委員会事務局

3 実地監査期間

平成21年3月16日

第2 監査の結果

1 指摘事項

特に指摘する事項はない。

収用委員会事務局

第1 監査の範囲

1 監査対象事務

平成20年度の収用委員会事務局における予算の執行、財産の管理等について地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項に基づく定例監査を実施した。

2 実地監査場所

(1) 本 庁 収用委員会事務局

3 実地監査期間

平成21年3月17日

第2 監査の結果

1 指摘事項

特に指摘する事項はない。

議 会 局

第1 監 査 の 範 囲

1 監査対象事務

平成20年度の議会局における予算の執行、財産の管理等について地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項及び第4項に基づく定例監査を実施した。

2 実地監査場所

(1) 本 庁 管理部、議事部、調査部

3 実地監査期間

平成21年3月3日及び4日

第2 監 査 の 結 果

特に指摘する事項はない。